

日本經濟政策学会編

効率と公正の経済政策

—日本經濟政策学会年報XXVIII—

1980



勁草書房

日本經濟政策学会編

効率と公正の経済政策

——日本經濟政策学会年報XXVIII——

1980



勁草書房

本年度共通論題

『効率と公正の経済政策』

近年とくに七〇年代以降、効率と公正に関する論議が経済学者の間に活発に展開され、この問題に対する経済学者の関心が急速に高まってきた。この傾向は、六〇年代の高度成長を背景にして豊かな社会を目指した先進的混合経済諸国においてとくに顕著に現われている。

こうした傾向を強めたひとつの理由は、巨大な経済力によって拡大したパイの分配が現実には必ずしも真の社会的豊かさを実現せず、成長と国民福祉との間には深刻なギャップのあることに対する反省である。

もうひとつより現実的理由は、七三年の石油危機以降、石油産出国の供給制限と原油価格引き上げによって先進工業諸国では低成長と物価上昇の傾向が定着し、パイの拡大による分配の改善や福祉の充実に歯止めがかかけられたことである。こうした状況のもとでは分配問題は一層尖鋭化し、効率優先の経済政策と公正優先の経済政策とはきびしい対立関係にまきこまれることになろう。わが国におけるいわゆる「福祉見直し論」や「財政再建」の議論の登場は、この効率と公正の対立関係の產物にほかならない。

第三の理由は、ジョン・ロールズの『正義の理論』(一九七一年)の出現を契機として、分配の正義ないし公正の内容に関する哲学的議論が再燃し、それによって従来規範的経済学があふれることの少なかつた公正な分配の問題に対する経済学者の強い関心が惹起されたことである。伝統的厚生経済学の流れをくむアロー やセンらの効率と公正についての積極的な議論の展開は、そのひとつ的好例である。

こうした経済的・社会的状況のなかで、いま絏済政策について考慮されるべきことは、効率と公正に関する最近の社会哲学的議論の理論的成果や実践的経験をふまえて、政策基準としての効率と公正にどのような意味内容と関係を与えるべきか、またこれらの基準を実現するためにはいかなる制度や手段が講ぜられるべきか、さらにまた両者の間にトレードオフがある場合それをどのように解決すべきか、の問題を問い合わせることであろう。効率と公正の経済政策的問題の理論的・実践的解明を試みることは、低成長下で効率の向上と分配の公正とが強く要請されているわが国経済社会の現状においてはとくに有意

義であろう。共通論題として「効率と公正の経済政策」を設定した主たる理由はそこにある。

この共通論題の討論を通じて期待されるべき第一の論点は、政策基準としての効率と公正の意味内容および両者の関係を明確にすることである。効率と公正は経済政策の二大価値基準であることはいうまでもないが、それにもかかわらず、公正の価値基準は効率の価値基準と比較して、その内容も空虚であるかまたはきわめて恣意的で経済学者の間でコンセンサスをえていないからである。したがって分配の正義ないし公正の価値理念を積極的に取り上げて、その意味内容をさぐり、価値理念ないし政策基準としての効率と公正の関係をより明確にすることは重要である。

第二の論点は、政策勧告における効率と公正の経済政策原則を取り上げ、それら二原則の具体的な内容とそれを実現するための手段の適合性を問うことである。とりわけ所得分配面における公正の政策原則の内容を明確にすることは、低成長下で分配問題の尖鋭化が予想される現時点では、この問題の実践的解決のために重要であろう。

第三の論点は、産業政策における効率と公正の問題を取り上げ、いかなる産業政策が効率と公正の政策原則のために必要であるかを問うことである。効率の改善と公正な競争条件や分配が産業政策に強く要請されているにもかかわらず、現実のわが国産業政策はしばしば複雑な利害関係と偏見のために歪曲され、非効率的な生産だけでなく、また不公正な競争条件や分配をもたらすことが多い。したがって現実の産業政策について効率と公正の見地から検討を加えることは、今後のが国産業政策のあり方をさぐるために必要であろう。

これら三つの論点はいずれも相互に密接に関連したものであり、個別に議論されうるものではない。しかし効率と公正のため経済政策的課題を徹底して掘り下げるためには必要な区分だと考えた。効率と公正の政策的課題に対する厳しい現実的経済社会の要請を念頭において、以上三つの論点に設定された共通論題の基本的課題が全会員によって真剣に討議され、活発に展開されることを期待するものである。

一九七九年五月

第三十六回全国大会共通論題プログラム委員会

目 次

▲共通論題▽	1
政策基準としての効率と公正	塩野谷祐一 7
政策勧告における効率と公正	夏目隆 15
目標の転換と産業政策の課題	鶴田俊正 26
—産業政策の「効率」と「公正」の観点から—	
総括	柏崎利之輔 41
△自由論題▽	
Translog 生産関数による日本経済の成長のソース分析	森崎初男 43
生産構成比の計画化と分配率の調整	吉村二郎 49
—2部門モデルの分析—	

資源貿易と経済協力

——鉄鉱石のケース——

わが国労働市場の構造と雇用政策

——失業の構造分析を中心にして——
スウェーデンの労働市場政策——その経済的效果
西独における経済政策の理論と実践

開発途上国の発展と政策類型

わが国における福祉政策の再検討

公平と効率を求めて——
組織主体における資源配分と産業政策の効率性
財政政策的意思形成における効率と公正に関する一考察(Interdisciplinary Approach)

——市民公家政型財政政策の理論——

水澤逸平
吉田良生
永山泰彦
大庭治夫
今川健
75
80
88
96
102
108
115
120
125
134
138
142
147
152
157
161
174
178
182

山澤逸平
吉田良生
永山泰彦
大庭治夫
今川健
75
80
88
96
102
108
115
120
125
134
138
142
147
152
157
161
174
178
182

水澤逸平
吉田良生
永山泰彦
大庭治夫
今川健
75
80
88
96
102
108
115
120
125
134
138
142
147
152
157
161
174
178
182

渡辺悌爾
鈴木守
永山泰彦
大庭治夫
今川健
75
80
88
96
102
108
115
120
125
134
138
142
147
152
157
161
174
178
182

小沢善雄
宮坂正治
金倉忠之
森博男
赤沢昭三
佐々木實雄
横山彰
関谷登
川野辺裕幸
駒井正晶
井上孝
黒川和美

地場産業としての京都の映画製作事業
企業合併の分析——国際比較に関連して——
消費者保護政策の課題
——消費者教育と消費者組織——
公企業政策の現代的課題について
妥協的規範にもとづく産業組織政策の検討
分配政策としての価格統制
ヴァージニア学派の方法論とその今日的意味
財・サービス供給システムとしての政治システムの特異性
△学界展望△

効率と公正に関する論議
△書評△
D・W・ピアース『社会的費用の評価』
デイター・シュミットヘン『競争政策——その目的』
チャールズ・E・リンドブロム『政治と市場——世界の政治経済諸システム』
郡島孝
182
178
174
161
157
152
147
142
138
134
129
125
120
115
108
102
100
96
88
80
75
69
64
59

ブルノ・S・フレイ『現代政治経済学』……………長屋泰昭 186

D・F・ドード『ねじれた夢——一七七六年以後のアメリカの資本主義発展——』斎藤事 191
W・W・ロストウ『二十一世紀への出発——ケインズ経済学を超えて』…………足立文彦 195

学会記事……………

学会紹介（英文）……………

199

〈共通論題〉

政策基準としての効率と公正

序

「効率と公正」という壮大なテーマに対しては今日さまざまに接する仕方がある。この報告は、経済学の再生のために、長く失われていた道徳哲学（倫理学）との対話を試みようとするものであつて、経済学および経済政策にとっての一つの基礎的、方法的思索にすぎない。

「効率と公正」という問題は、経済学が從来効率の分析に終始し、公正（正義）についての発言を排除してきたことに対する批判として提起された。新厚生経済学に見られるように、政策認識においては「科学的客觀性」が守られなければならない、そのためには分配的正義についての発言は排除されなければならない、というのが一九三〇年代以降の経済学の支配的な考え方であった。そこでは生産と分配、効率と公正とを二分し、生産にかんする効率性の研究に限定するという厳しい自己規制がおこなわれた。それに対して、今日の問題意識は、なんらかの形で分配的正義の問題を積極的に取り上げなければならないというものである。

塩野谷祐一

（一橋大学）

しかしこのような問題意識や要求がただちに実現を見ないのは、新古典派経済学のパラダイムがパラダイムとしての重みをもって支配しているからである。そこで正義を経済学の論題として取り上げることの要求が、その知的パラダイムに対して何を意味し、いかなる変貌をもたらすかという点について、はつきりとした認識をもつて出発しなければならない。この状況は経済学における「知の変貌」ないし「認識の変革」として受けとられなければならないほど的重要性をもつと思われる。私は次の二つの方向における変化を重視すべきであると考えている。

第一は、ロビンズ流の素朴な「科学的客觀性」の呪縛から離れ、メタ規範分析を通じて価値理念の構造を明らかにすることが可能である。従来の経済学は効率といふ価値理念にかんする一種のメタ規範分析にほかならない。正義を始めとする他の価値理念の論理的、経験的含蓄を問うことが必要である。

第二は、自分の効用の最大化のみを追求する「経済人」の想定を反省し、道徳感情をもつた個々人の性向・誘因・動機の分析を通じて集団志向（制度・ルール・拘束の形成）を明らかにすることが必

要である。

この二つの問題点は、過去および現在の倫理学の認識に照らしてみると経済学の属性と見なされるものである。経済学はこのようないくつかの考え方が併存しているのが現状である。以下の説明では「制度」と「状態」とを区別する。「制度」は社会の基礎的なしくみやルールを指し、「状態」は「制度」が与えられた上で、人々の取引活動を通じて実現する資源分配の状態を指す。

(A) 効率を最大にする「制度」または「状態」が分配的正義と現している（規則功利主義および行為功利主義）。

(B) 効率を最大にする一組の「状態」（効用フロンティア）の中で、正義の「状態」（社会厚生函数を最大にするものという無内容な規定）が選択される（通俗的な新厚生経済学）。

(C) 効率と正義とはトレード・オフの関係にあり、適当な妥協をはからなければならぬ（常識的見解、たとえばA・M・オーカンの水漏れバケツの議論）。

(D) 正義の「制度」を優先的に定め、そのもとで効率的な「制度」および「状態」を達成する（J・ローレルズの正義の理論）。

こうした視野の拡大によって現われるモデルは、模索の域を出ないが、例示的かつ隠喩的にいえば、市場取引にかんして「競売人」（auctioneer）が調整する世界ではなく、人間行動にかんして「公平な観察者」（impartial spectator）が調整する世界であろう。

二 効率と正義との関係についての考え方

経済学はさまざま価値概念を正当に位置づける用意をもつてい

ないために、われわれがいま問題にしようとしている効率と正義との関係については次のようにいくつかの考え方が併存しているのが現状である。

（1）「制度」は社会の基礎的なしくみやルールを指し、「状態」は「制度」が与えられた上で、人々の取引活動を通じて実現する資源分配の状態を指す。

(A) 効率を最大にする「制度」または「状態」が分配的正義と現している（規則功利主義および行為功利主義）。

(B) 効率を最大にする一組の「状態」（効用フロンティア）の中で、正義の「状態」（社会厚生函数を最大にするものといふ無内容な規定）が選択される（通俗的な新厚生経済学）。

(C) 効率と正義とはトレード・オフの関係にあり、適当な妥協をはからなければならぬ（常識的見解、たとえばA・M・オーカンの水漏れバケツの議論）。

(D) 正義の「制度」を優先的に定め、そのもとで効率的な「制度」および「状態」を達成する（J・ローレルズの正義の理論）。

哲学的にいえば、(A)は正義を目的論の立場から規定しようとするものであり、効率を最大にするものが正義とみなされている（効率の優先）。それと対照的に(D)は正義を義務論の立場から規定しようとし、効率とは無関係に、それに先立って正義が規定される（正義の優先）。(B)と(C)は正義の基準を説明しえない直観主義であるが、功利主義から離脱しようとしてきた今日の経済学においては(B)ないし(C)が見受けられる。それらの特徴は、経済学が分配的正義の問題を本気で自分の領域の中において考えようとしていることを反映して、

「制度」と「状態」との区別を意識していない。経済学において市場「制度」が効率的であるといわれるときには、それが効率的な資源配分の「状態」をもたらすことが意味されている。パレート最適の資源配分「状態」というタームによる以外に、「制度」の効率性を規定することはできないからである。(B)や(C)はどちらかといえば分配的正義を「状態」のタームで考へているように思われるが、それは正義と比較されている効率が「状態」のタームで規定されているからである。しかし分配的正義については「制度」と「状態」とを区別する必要がある。

このような共通点があるが、(B)と(C)は相違点もつ。(B)は効率と正義とを分離可能とみなし、効率「状態」の集合までは経済学によって見出されるが、その中から正義の「状態」を見出すのは政治的決定にまかせようという。こうして効率と正義の二つともに最善の世界がえられるのである。ところが(C)は効率と正義とを分離不可能とみなし、両者をトレード・オフの関係にあるとみる。(B)の楽觀主義に対しても(C)の悲觀主義の方が常識と事実に合うように見えるかもしれないが、どちらも「状態」のタームのみによって静態的に生産と分配との関係をとらえている点において不適切である。

そこで首尾一貫している(A)と(D)との間の選択にかんしては、次の点が問題となる。第一に、正義を「制度」の問題と見るか、それとも「状態」の問題とみるか。第二に、正義を目的論に従つてみるか、それとも義務論に従つてみるか。(A)の立場は一八世紀および一九世紀のイギリス政治経済学の基礎をなすものであつて、思想史的知識さえあるならば、われわれにとつて馴染み深いものである。し

かし、功利主義が第一の点について、「制度」にも「状態」にも適用されるきわめて大がかりな一般理論であること、そして第二の点について、目的論としての正義の理論を展開していることの結果、効率と別個に正義を構想しようとするわれわれにとっては、(A)の立場は役に立たないのである。

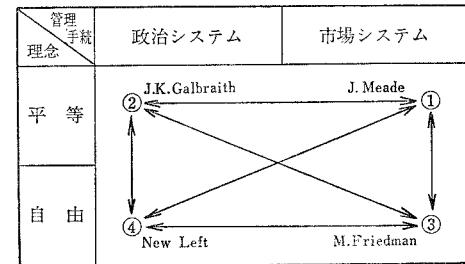
私はむしろ(D)の立場を取り上げ、正義を「制度」すなわち手続上の問題とみなし（「状態」すなわち結果としての分配状態の問題ではなく）、かつ正義を義務論として規定するという異質の発想が経済学に対してどのようなインパクトを与えるかを尋ねてみたい。

三 経済体制についての考え方

上述のような効率対正義という対比は問題提起の形として不可避なものであつたけれども、じつは単調にすぎず、経済体制すなわちここでいう「制度」の比較や選択に当つては、効率および正義の観念はそれぞれ錯綜した問題をもつており、それらをここで考慮に入れなければならない。

まず効率をめぐって、市場の方法によるか計画（政治）の方法によるかという管理手続上の対立がある。両制度を理想的な書写真に従つて比較するのでない限り、いずれも効率に限定した場合においても実事上の欠陥をもつ。次に正義をめぐっては、自由対平等といふ理念上の対立がある。これらの二重の対立を重ね合わせ图形化すれば、次表のようによく経済体制にかんする現代的思想的立場が配置されよう。

①～④の名称は現代的思想を象徴するものとして使われている。



①と②はともに平等を重視する社会主義的傾向をもつが、①は方法的に市場的効率性に依拠する「理性的急進主義」であるのに対し、②は逆に市場部門をすら計画化の対象としようとする。次に③と④はともに平等よりも自由を志向し、大きな強い国家よりも小さな弱い国家を選好するが、③は方法的に自由への志向を市場過程を通して実現しようとするが、④はむしろ政治過程を通じて果たそうとする。政治過程を重視する立場の中では、④は②の全面的国家支配、権威主義的中央集権を排除して、民主的参加と分権化を強調し、また市場過程を重視する立場の中では、ときにアーネスト・カズムとなる。市場過程に対する態度は、管理された市場を主張する。しかし四つの立場の中で最も鋭い対称は対角線的対立のケース②対③、①対④である。

以上のような思想的立場を歴史的にみると、①は③の自由競争市場への信頼に対し、管理された市場を主張する。②は③の自由競争市場への信頼に対し、政治方式は平等である。伝統的市場方式は自由を指導理念とし、政治方式は平等を指導理念としてきた。このような方針と理念との結びつきのために、③と②は元来保守的なリベラリズムと社会主義思想との対立を表わしていた。それらの現代版としてフリードマンとガルブレイスが置かれている。このような歴史的な結びつきに照らしてみると、①の

このような経済体制をめぐる現代的思想状況は、価値理念と現実経験との相互作用の上に成り立っているものであり、ここにメタ規範分析の課題がある。(i)社会員間の協調と対立という事実、(ii)それがに対応する効率と正義という価値理念、(iii)全体としての社会システムにおける各レベルないしサブシステムの機能の三者を考慮に入れて、価値理念の構造を規定し、それらを社会システムの各レベルに割当することが必要である。これを価値理念と制度レベルの階層性と呼ぶ。次のような論点が指摘できよう。

(1) 市場システム（自発的秩序）のもつ自由および効率という価値特性は、上位の価値理念である正義（法の支配）に対して相対的、従属性である。市場システムの作用の前提として、主として正義の観点から社会の基礎的「制度」構造が先決されなければならない。自由社会における正義とは、公平に適用されるべき道徳的ルールであって、特定の「状態」を指すものではない。「制度」が正義のルールをみたしている限り、その下で成立する「状態」はいかなるものであるかと正義をみたしている、と考えるのである。いかにえれば、正義は手続的正義であり、結果の正義ではない。このように考えるべき理由は、実現した結果「状態」に事後的にある基準にもつて介入することは自由への侵害だからである。したがって厚生経済学者が効率基準と公正基準とを同じ平面で競合的に論じているのは、自由社会の議論としては誤りである。

(2) 効率は理想的な状況下では、資源配分機構としての市場システムおよび計画システムの双方において実現可能である。（ただ現実には、両者ともに機能的不完全性をもつ。前者における不完全競争、

ように市場方式の中で平等理念を追求しようとする立場、および④のようないくつかのない人工的な対立を示すようになる。①と④はかつての③と②と同じように自由と平等の対立を示しているように見えるが、かつてと違つて①は市場方式の中で平等を実現しようとして、民主的参加と分権化を強調し、また市場過程を重視する立場の中では、④は市場方式の中で自由を実現しようとする。したがつて①は市場方式の中で自由を実現しようとする。したがつて①は市場方式が保持しうる自由を平等と調和させようとする立場を課題とし、④は政治方式が果たし得る平等を自由と両立させることを課題としているといふことができる。このように新しい局面における①と④の立場はいずれも市場方式や政治過程のもつ旧来的性格を大きく変化する努力を含んでいいる点で注目すべきである。

上述の説明と対になるもう一つの説明をすることができる。それは③から①への移行、および③から④への移行を考えることである。③から①への移行は資本主義における福祉国家への歩みであり、③から②への社会主義への歩みと比較される。また③から④への移行はアーネスト・カズムの志向であり、③から②への社会主義への歩みとの対比において理解することができる。そして現代における政治哲学の大きな分裂は、福祉国家への志向とアーネスト・カズムへの志向との間に見られ、それぞれJ・ローレンスとR・ノジックによつて代表される。

後者における情報伝達システムの困難がそれである。しかし自由社会における真の経済問題は、一つの企業組織内部の生産工程におけるよう、確実な静態的情報の下で物的資源配分の効率化をはかけることではない。もしそれが問題であるならば、試行錯誤の市場システムをとる必要はなく、計画システムの組織をとる方が望ましい。市場システムの効率上のメリットは、制約された情報の下でハイエク的意味での情報的効率性（人々が自分のもつ知識を自分の目的のために利用し、予見されなかつた知識を獲得する機会の拡大）を高めることにあり、これが自由にほかならない。

この自由を効率のタームに翻訳していえば、「制度」を規定する正義のルールの下での自由は個人の能力・努力・期待感を高揚することではない。もしそれが問題であるならば、試行錯誤の市場システムをとる必要はなく、計画システムの組織をとる方が望ましい。正義の社会は社会的対立のコストを生み出している。ここに効率および不効率の源泉がある。企業を一点とみなして伝統的経済理論の「配分的効率」に對して、それを組織とみることによって「X効率」が推論されたのと同じように、個人を原子論的な一点とみなしていた伝統的理論に對して、個人がたがいに集団的結合意識をもつとみることによって「Y効率」を推論しうるであろう。

(3) 市場システムは政経分離の体系であり、計画システムは政経融合の体系である。経済過程と政治過程とをできるだけ重複することのないようにするのが、市場システムにおける自由の要求である。市場システムに介入しようとするならば、市場システムの結果「状態」にアドホックに介入するのではなくて、市場システムの前提としての「制度」構造の策定に限定すべきである。

(4) 平等の理念は、法の前の平等（政治レベルに限定）から物質的手段の平等（経済レベルまで拡大）にいたるバリエーションをもつ。自由の理念は各平等理念と両立するよう相対的に定義される。したがって自由と平等との対立は異なる観念のバリエントの間にのみ生ずる。たとえば、(1)伝統的観念によれば、平等とは万人を同じ形式的、抽象的ルール（自由の平等な分配）の下で扱うということを指し、その下での人間の諸活動を自由とみなす。それに対しても、(2)現代の平等主義は、平等を所得や富や機会や権力などの具体的結果の次元においてとらえ、自由をそのような条件に支えられて人々がなにかをすることのできる能力とみなしている。

(1)の観念は、政治レベル（民主主義）において抽象的平等のルールを確保し、その前提の下で(1)が示すように市場システムをもち、(3)が示すように抽象にかかる政治レベルと具象にかかる経済レベルとを分離しておくのである。(2)の観念は、経済レベルにおいて具体的平等の基準を考えようとするために、経済活動そのものの中に政治的介入がなされ、政治レベルと経済レベルとの相互重複が生ずる。

(5)しかし、(1)や(2)のように、それ自体の中で価値理念の位置づけができたとしても、包括的な調整ができるいないのが難点である。ある制度的レベルにある価値を割当てて、それだけで自由と平等の両立を結論するのではなく、逆の場合の非両立を考慮に入れて全体としての整合性をはかることが必要である。たとえば、(1)の立場によれば、抽象的政治レベルにおいて平等を規定し、具体的経済レベルではそれと両立する自由のみを考えるが、そこには平等主義者が

る仮定であって、経済制度を基礎づけるものとして一般化することは困難であると思われる。人々の動機は完全な利己心でも完全な利他心でもなく、人々は共通に道徳感情を所有している（コモンセンスとしての正義感覚）。これと合致するような原理の合理的説明のために、ロールズは利己心と無知のヴェールという前提を用いた。後者は個人から「個人的観点」を捨象し、いわゆる「道徳的観点」を設定することによって、普遍化可能な命題に到達しようとする役割をもつ。

(2)所有権。市場システムの基礎的前提として所有権の規定は最も基本的な重要性をもつ。なぜなら、市場システムにおいては、すでに所有されているものを前提として、人々の相互有利化をもたらす交換がおこなわれるからである。正義原理を交換の帰結「状態」について考えるのではなく、その前提となる「制度」について考えなければならないというわれわれの観点からすれば、所有権の規定こそが問題の焦点である。

通常、分配原則として功績と必要（ニーズ）の二つの原則が論じられている。これは所得のフローについての分配を対象としたものであり。「状態」の正義を論ずるといふ誤りを犯している。これらは「制度」的枠組みがどのような所有権の規定をしているのかを等閑に付しながら、功績とか必要という概念が独立した意味をもつと考えているのである。

ある「制度」のもとで所得のフローが人々に帰属しているとき、個人によつて享受されることを認可しているといえる。個人間の所

問題とするような経済的不平等が存在している。これを考慮に入れ、いかなる経済的不平等が許容可能かを規定しなければならない。こういう観点が正義を論ずる立場である。

四 人間の動機と占有にかんする考え方

そこで正義の基準への接近方法に伴なう問題点を考えてみたい。第一に、厚生経済学者のように正義を「状態」について考えるのではなく、「制度」について考るべきであるという論点はすでに述べたとおりである。

第二に、「制度」を利用主義的「経済人」に基づく効率性のみによつて解釈しようとする最近の接近方法（経済学帝国主義）には無理と限界がある。社会は万人の利害の一一致の上にのみ成立するものではなく、「制度」について考るべきである。正義はそのための基準である。

第三に、正義を「制度」構造の問題として扱うとした場合に、なんらかの基準を個人の選好・動機・誘因と無関係に超越的に設定することは面白くない。そのような基準はそれ自体として成立するであろうが、その合理的根拠を示すことができない。そこで個人主義的方法論をとりながら、正義原理を導出するという接近を試みなければならぬであろう。この観点の下で問題となる方法的および実体的論点は次のようなものである。

(1)動機と情報。福祉国家や正義の「制度」の基礎づけとして、自己主義的個人の想定と対照的に利他主義的個人の想定がなされる。しかし、利他心や慈愛を集團志向の基本的動機とみるとことは強すぎ

得の帰属が不均等であるのは、それを生むのに貢献した諸要因が人の間で不均等だからである。政治的権利の平等および機会均等は、今日かなり常識視されている権利の分配規定である。その下でなお残されている権利の不均等は、相続された物的資産、先天的才能、社会的偶然にかんするものである。これらの不均等に基づく所得不均等は道徳的に正当化しえないのであって、「格差原理」によって修正されなければならないというのがロールズの議論である。物理資産の相続に対する平等主義的批判は古くからのものであるが、先天的能力や社会的偶然に基づく格差の占有を正当化しうるか否かという新しい問題提起は重要である。

参考文献

- [1] J. Rawls, *A Theory of Justice*, 1971.
- [2] 堀野谷祐「現代資本主義の社会哲学」、同編『経済体制論・Ⅲ、現代資本主義』東洋経済新報社、昭和五十三年。

質問一（國士館大学 大庭治夫）

〔正義〕なる価値は、批判主義的価値哲学（H. Rickett）から考察するところ、絶対的文化価値となり、経済は文化価値——従つて正義も——実現のための手段となるが、そのような価値関係を如何に思われるか。

経済社会において人々が利己心をもち、しかも人々の欲求を満たす上で稀少性が存在するとき、すなわち人々の利害が対立すると、その調整の規範として正義という価値が成立するのであって、正義を実現するために経済があるのでない。

質問二（玉川大学 佐々木実雄）

「正義」の議論は、状態と区別される制度の問題として議論されるとしても、Rawls をめぐってしばしば語られるように、平均主義との対立あるいは比較考量の上で、あるいはまたその他の原理との対照の可能性の上で、われわれが何らかの基準にしたがつて判断を下し、それが実践されたとしたならば、その選択の結果はもはや「状態と区別される制度」にとどまることはできない。

なぜなら、われわれは、再びある原初状態に直面するからである。このような議論がただまに否定されるならば、われわれは、A.E.R. でのかの表現される「状態」にかんする議論をどのようなものと考えるべきなのか。

答 質問の意味を理解することができません。

質問三（岩手県立盛岡短期大学 佐々木宏）

「効率と公正の経済政策」というテーマを自由競争を主張する生産者と独占的・寡占的競争の中での効率化を企図する生産者と更にそれら間に統制を考えようとする政府筋業界筋の意図、またもっぱら生活上の利便を望む消費者の立場との間にもっとも社会的厚生を大ならしめる調和点を見出し、それを説明しようとすると第三者（学者）としての問題という様に取り扱うとして、こういう立場で解答を与えるべき経済の多方面の問題の中で特に大規模小売店・商調協の問題について鶴田先生・越後先生・日米間貿易における保護貿易的傾向についての塩野谷先生・飯田先生の御見解を伺いたい。

質問は報告と関係がないので、何も答えることはありません。

政策勧告における効率と公正

夏目 隆
△神戸大学▽

「効率と公正の経済政策」という共通論題について、政策目標が「効率と公正」という形で二分されることの意味を、ここで、「政策勧告における効率と公正」の問題として、とりあげてみたい。それは、政策を勧告するためのよりどころとなる勧告基準として、勧告内容が効率を実現しているかどうかを判定する効率基準と同様な意味での公正基準の二本立てを適用することの論理的な問題点をあきらかにするものである。

そもそも、いかなる経済政策にしろ、それが勧告され実行されるためには、まずもって、当該政策の効果が実証的理論分析によつて、適確に把握されておらなければならないことはいうまでもない。経済政策の効果は、静学的には、生産資源の生産用途別の配分（これを生産配分あるいは生産編成とよぶ）を変化せしめるとともに、それに伴う消費生産物総量とそれらの消費者への配分（これを消費配分あるいは消費編成とよぶ）を変更せしめる。消費配分の変化は、さらに、社会成員各個の選好判断を通じて、個人的厚生の分配状況（これを厚生分配とよぶ）の変化を出現せしめる。動学的に以上の効果は、資本蓄積、異時的消費配分ならびに世代間厚生分配の変化

という形をとる。このように、経済政策の効果が、生産配分と消費配分への効果と厚生分配への効果においてとらえられるとすれば、当該経済政策について、その配分効果と分配効果とがいかなるメカニズムを通していかなる形において発生するものであるか、ということを実証的に把握する理論分析は、政策勧告のための重要な第一歩となろう。

こうした政策効果に対する理論分析を基本としてはじめて、次に、政策効果に対する評価とそれにもとづく政策勧告の是非が可能となつてくる。「政策勧告における効率と公正」の立場は、経済政策の配分効果に対する評価としては効率判断が、また、分配効果に対する公正判断が、それぞれ社会的厚生に対する当該政策の最終的効果を確定する判断としてくだされ、それによって当該政策の可否と代替的または補完的政策の勧告を決定しようとするものである。その場合、効率判断と公正判断とがいかなる形で登場し、いかなる形で最終的厚生判断に組みこまれ、また、そこで両判断が相互にどのように関連づけられているだろうか。

政策効果を配分効率 allocative efficiency と分配公正 distributional equity の観点から評価、判断して政策勧告の内容を決定するという以上の立場は、いうまでもなく、厚生経済学の立場、とりわけ

け厚生経済学における厚生基準論の立場にほかならない⁽¹⁾。この厚生基準論の再検討という形において、政策勧告における効率基準と公正基準のそれぞれをまず、あきらかにし、同時に、両者の論理的連関の構造を検討してみよう。次いで、政策効果が国民所得の生産・支出・分配に関するデーターのみを用いて把握される場合には、そこで効率基準と公正基準とがいかにそれらデーターの判断基準として活用されるかを考察しておこう。また、国民所得の分配に関する公正基準についてはその具体的な内容にまで特に言及しておく必要があろう。以上の検討が経済政策の成果に注目したものであるのに対して、むしろ、政策の決定と実行のプロセスに着目しそこでの効率性と公正性とについて最後にふれておく必要があろう。それは、資源分配ならびに厚生分配のプロセスに占める経済政策の役割に注目するもので、特に、競争的市場機構の機能的効率性との対比において政策過程の効率性と公正性とを検討するものである。

二

ある社会における資源分配と所得分配をあらわす経済状態を社会的厚生の大小によって順序づけることを可能にする基準を厚生基準とよぶが、その場合、社会的厚生の大小に対して具体的な意味内容を与えるものが厚生経済学における価値前提にはならない。資源の生産分配に対する価値前提は「他のいかなる財の純産出量をも減少せしめることなしに、少なくともある財の純産出量を増加させる」ような生産編成の変化は社会的厚生を増大せしめる、というものであり、こうした内容を与えて厚生基準はまず、生産編成の効率化（これを生産分配の効率化と区別する意味においてペレート効率化とよぶ）を判断するペレート効率基準、略して、ペレート基準となる。なお、生産の増大が個人厚生の増大に結びつくような生産物においてはペレート基準は生産効率基準をもかねそなえていいる。そのような基準を単純に効率基準とよぶならば、かかる効率基準のみを政策勧告基準とするものに補償原理の立場があることは厚生基準論において周知のことであろう。

(1) 効率基準のみによる政策勧告

レート基準のベースとする補償基準がシトフスキイによって提案されたが、これもまた、それら特定の二状況を他と区別して重視するという形において分配判断を全面的に回避したものとならなかつた。結局、再分配あるいは変化後の補償によって達成可能なあらゆる厚生分配状況をもベースとしてペレート基準を適用し、こうした形で特定の分配状況を重視することのない分配中立的な補償基準として最終的に登場するのがサミニエルソン基準である。それは、効用可能性曲線あるいはフロンティアの、関連領域における全面的拡大、というはなはだ抽象的な内容をもち、具体的には、生産総量のペクトル的増大という勧告内容を与えるにすぎなかつた。

カルドアリヒックスよりシトフスキイ、サミニエルソンにいたる補償基準論の展開は、政策勧告基準を効率基準、特にペレート基準に限定した場合、それが文字通り、効率基準のみに厳密に限定されるとたまにはその内容がペレート基準より生産効率基準に後退せざるためにはその内容がペレート基準よりもはや、分配判断を全面的に回避することは許されなくならう。分配に関する公正基準をむしろ積極的に政策勧告基準のなかにとり入れざるを得なくなるのである。この方向に強力な一步をふみだしたのがリトルである。

リトルによれば、政策勧告の基準としての厚生基準には、ペレート基準に加えて分配に関する公正基準が明示的に導入されなければならない。それら両基準が併用されることによって、当該政策の実施、非実施が決定されるのである。この主張は更に田村教授によつて、政策のみの実施、補償条件つきの政策の実行、当該政策に代わる再分配、現状維持、という四つの勧告内容に拡大される。それらの場合において注意すべきは、効率基準と公正基準という異質な基準を併用して当該政策の関与する消費分配状況に対して順序づけがなされる際に、両基準の適用において「移行性の原則」が要請されることである。それによれば、通常、大きさも分配の仕方も異なる二つのペイに對して適用される分配基準は、それによつて分配の劣ると判断されたペイに移しても適用されるものとみなされ、そのため劣ると判断された分配を補償あるいは再分配によつて修正して、もう一つのペイと「分配上無差別な」状況がそこに成立なしし想定されなければならない。このような媒介項的な分配状況をベースとして、次に、ペレート基準が適用され、それら判断の間に「移行性」がはたらいて最終的な厚生判断が成立するのである。そこでは、二つのペイに關する本来の分配判断が再分配ないし補償によつて実現する分配状況を媒介項としてそれらの間に推移律の成立する二つの判断に二分され、その一方に前提された無差別判断の上にさらにペレート基準が適用されるという論理構造が認められるのである。

分配判断の仮定を、その適用範囲を限定しながら設けることによつて、実現可能なところであり、そのため、リトルの分配基準は、パレート基準の適用しえない領域に對しては無差別判断をさし控えざるをえないという形式的には不完全な形、内容的には例えれば分配基準が平等基準でありえないという制約された形をとらざるをえなかつたといえる。このよくなりトルの厚生基準に対しても、パレート基準の適用しえない消費分配上の変化に対しても無差別判断を含む、より完全な分配基準を提示せんとしたのが、ミッシャンである。彼によつては分配公正とはすなわち平等分配にはかならず、よつて無差別判断を含むことがその公正基準、すなわち平等基準によつて不可欠な条件となるのである。他方において、リトルにあつて異質な基準が「移行性の原則」によつて強引に結びつけられているとの非論理性もケネディによって当然、批判の対象となつてゐる。

(3) 公正基準の政策勧告における優位

ミッシャンによれば、分配判断は個人厚生の可測性を前提として厚生分配の相対的状況に對してのみ形成されるべきものとされ、ものはや、バイの大きさに依存するものでない。それは、いわば、判断の対象となつてゐる厚生分配と相対的には同水準の厚生分配をその消費分配において想定することのできるような仮想的なバイを見出すことによつて、このバイの分配についての判断をもつて他に及ぼそととするものといえる。また、公正分配の内容は平等分配をもつて与えられ、パレート基準は平等主義的な公正基準に抵触しない限りにおいてその適用が許されるにすぎない。こうしたミッシャンの

厚生基準は、パレート基準よりも公正基準に對して政策勧告基準としての適用上の優位を与えてゐる点にその特徴が求められよう。こうした特徴は平等化政策をしてかららずしも常に消費分配の効率化を招来せしめないというパラドックスを生みだすことになるが、それはミッシャンの分配基準が無差別判断を含んだうえにパレート基準よりも優位することの当然の帰結にほかならない。

注目すべきは、パレート基準に対する公正基準の優位はグラーフ・熊谷教授においてもはやくからすでに主張されてゐることであ

る。なお、そこでの分配判断は何らかの政治的プロセスによつて当該政策のもたらす経済的変化に對して直接、形成されるものとみなされ、からずしも平等主義的な判断の形成を意味しない。こう

して政治的に形成される分配判断によつて変化前の厚生分配が良しとされる場合には、それをベースとしてパレート基準の適用されるカルドア基準が補償原理として採用されるべきことが提案され、また逆に、変化後の厚生分配が良しとされる場合には、ヒックス基準の採用が提案されたのである。その結果は、先述の田村基準による場合と同じ政策内容がそれらの状況の実現可能性の想定のもとに勧告されることとなる。ただ、グラーフ・熊谷基準においては分配上無差別という判断の形成も当然、予想されるので、その場合にはシトフスキイ基準の採用が必要となる。こうしたグラーフ・熊谷基準については、分配判断が直接、当該政策の関与する厚生分配の変化に向けられているため、補償基準の選択による採用が余分なこととなるのではないか、という指摘がなされるが、それは、政策勧告基準としての厚生基準における「効率と公正」という二分法の意

義がそのうちの公正基準の優先化によつて曖昧なものとなつていくことを指摘するものといえる。

(4) 効率基準と公正基準との統合

以上の検討を通してあきらかとなつたことは次のように要約される。すなわち、「効率と公正」の二分法にもとづく政策勧告は勧告基準としての厚生基準に關しては、まずはじめに、主に効率基準にのみ頼ろうとする補償基準論の主張によつてその理論的根拠が与えられた。しかしその展開が示すように、効率基準のみの適用はパレート基準より生産効率基準への後退を意味し、後退を転じて政策勧告により実践的に意味ある内容を盛りこもうとすれば分配に関する公正基準が導入されざるをえない。それが同時に、効率基準としてパレート基準を生かすみちともなつてくる。かくて、ここに「政策勧告における効率と公正」の二分法が、勧告基準におけるパレート効率基準と分配公正基準の二本建ての形で確立されることとなつた。しかしながら、効率と公正という異質な基準の併用には、充分、実践的有用性が認められるとしても、その故に存在する論理的困難は否定すべくもなく、また、二本建ての基準の適用において要請された「移行性の原則」はその背後に「分配上無差別」という仮定を必要とし、この仮定が形式的にも内容的にも公正基準を制約するものとなる。こうした仮定がはずされるためには、分配判断の対象は相対的分配状況に限定されるか、あるいは、直接、当該経済変化に向けられるか、のいずれかとなるが、そのことは政策勧告における効率基準の適用上の後退を意味すると同時に、政策勧告における効率基準の適用上の後退を意味すると同時に、政策勧告における効

率と公正との二分法の意義を曖昧なものとするものであった。こうした困難を解決するみちは効率基準と公正基準とを不可分な形で統一する方向にしか見出せないと見える。

ここで、効率判断と公正判断とを、はじめからひとつの厚生判断にとりこんだ形式としてのバーグソン・サミュエルソンの社会的厚生閑数（厳密にはパレート型経済的厚生閑数）の存在が想起される。しかし、これに解説のみちを求めるに對しては、「改善」のための政策勧告に「最善」をまで求める、という不毛な形式的完全主義の非難を覺悟せねばならない。社会的厚生閑数は、本来、その一般的形態において政策勧告における効率基準と公正基準における論理的整合性を吟味し、同時に、その制約条件つき最大化によつて経済的最善状態を記述するための論理的ツールとして有用性を發揮するものであり、政策勧告における効率基準と公正基準との統合が、論理的観点よりもむしろ実践的觀点より求められるものであるならば、それは、そうした閑数表示によらない社会的順序づけにおいて、試みられないなければならない。例えば、辞書式順序づけはそうした方向を示唆するものとして注目に値する（2）。

三

次に、政策勧告が価格・数量データー、すなわち、国民所得データーによつてのみなされるとき、そこで「政策勧告における効率と公正」は国民所得の生産・支出・分配に關していくかなる形であらわれれるかをとりあげてみよう。こうした課題は厚生基準論における国民所得評価論の対象とするものであるが、ここでもまた、先に考察

した勧告基準としての効率基準と公正基準との相互関連の問題についても、国民所得データーにこれら両基準がいかに適用されるかを検討する(3)。

(1) 効率基準のみの適用

競争均衡のもとで最大化される国民所得が、パレート基準にてらしてみてもまた「共同の最大」を達成していることを最初に指摘したのはパローネである。それは先に述べた補償基準論をすでに早く均衡国民所得評価論の形で誕生せしめていたものとして、まず、注目に値しよう。その主張は、補償基準論に即していえば、結局のところ、競争均衡よりの乖離が均衡価格で表示した国民所得の減少をもたらす、ということから、それがカルドア基準にてらしてみれば社会的厚生の減少、パローネのいうところの「富の破壊」、をもたらすものであることをあきらかにしたものといえる。他方、こうしたパローネの主張とは独立に、比較されるべき経済状態を共に競争均衡に求め、そこで消費分配の変化について自らの基準を提起し、国民所得評価に関する近代理論の出発点を確立したのがヒックスであろう。ヒックスの分析に対しては、のちに、サミュエルソン、ケネディらの検討が加えられると共に、クズネツの批判がなされるることは周知の通りである。後者の批判は、補償基準論におけるシフトスキー・パラドックスの指摘とこれを回避するためのシフトスキー・基準の提唱に対応するものであるが、そのクズネツ基準がシフトスキー基準の十分条件となりうるためには社会員の選好が同一にして、ホモセティクなものでなければならないことが証明されて必要がある。すなわち、最適価格体系の形成とこれによる実質国民所得の表示である。

(3) 公正基準の優先的適用

そもそも国民所得データーにとりあげられる価格データーは理論的には競争均衡価格として各個人の各財に対する主観的評価を反映するものであっても、その各個人に対する社会的評価をそこに直接、反映せしめるものでない。分配基準の勧告基準への導入は各個人へ消費配分された同種の財に対する明示的な社会的評価の導入と考えられるから、その評価指標を、市場価格をその特殊ケースとして解釈しうるような価格体系として理論的に確定し、これによつて分配判断をも充分、反映せしめた国民所得データーをつくりあげる必要がある。すなわち、最適価格体系の形成とこれによる実質国民所得の表示である。

センによれば、効率基準と公正基準とは、各個人への消費配分に関するひとつの社会的評価に統合せしめられ、これによって形成される個人別にしてかつ財別の評価価格を基本として国民所得評価論が展開される(4)。それによれば、効率的の交換と最適分配のメカニズムを通すことによって、先述の評価価格は財別にのみ区別された市場価格によって表現され、同時に、個別分量の総額が市場価格で表示した国民所得にまとめられる。ここでの市場価格はその成立のための初期条件となる所得分配が最適化されているため、最適価格ともなつていて、この価格で表示した国民所得の増大は当該社会的評価による社会的厚生の増大と判断されるのである。ここで問題となるのは、最適分配の実現が現実には容易でないという点である。

セんによつて提案された最適分配に代わる三つの方法は先に示した政策勧告における三つの立場に対応するものとして興味深い。

まず第一は財総量が変化してもその各個人への配分率は常に不变とする方法であつて、そこで分配判断は固定されて効率判断のみが作用する。そこで財ごとの価格は不变の分配率を加重子とする個人別に区別された財の評価価格の加重平均として求められる。次に、第二の方法は、総量も配分比率も変化する現実の経済的変化を、総量は変化するが配分比率の不変ままにおかれる量的変化と、そのような変化の後は総量はそのまま不变に保たれたまま配分比率のみ次に変化する分配変化とに二分する方法である。前者の変化に対しては第一の方法が適用され、後者の変化に対しては当該社会的評価が適用されると、それらの間に推移性が作用して、問題の二状況に対する最終的結論が導出されるというわけである。この方法は効率と公正との両基準を国民所得データーへ厳密に適用したものといえよう。最後に、所得の大きな個人にはヨリ小なる評価価格を付する形で公正基準が平等基準に具体的化され、各財の個人別の評価価格が高所得順の順位数と当該財の市場価格との積として定義される方法が登場する。この方法において、個人別分量の総価額が国民所得と平等度係数($\eta = 1/G$, ここで G はジニ係数)との積に還元される。つまり、不平等を招かない国民所得の増大は当該社会的評価にてらしての厚生の増大をもたらし、他方、国民所得の減少せしめることのない平等化はやはり同様な厚生の増大をもたらすことになる。それはすなわち、ピグウの命題を限界効用に何ら言及することなく

いる。

(2) 効率基準と公正基準の併用

国民所得が経済的厚生の客観的対応物となりうるか否かの吟味を最初に試み、その上で経済的厚生の測度としての国民所得の生産増大、分配平等、異時的安定の三命題を提示したのは、いうまでもなくピグウである。そこで政策提案のために示された厚生基準は効率基準と公正基準、正確には生産効率基準と平等基準とであった。これに対して、国民所得の絶対水準の変化に関してはパレート基準による効率判断を、また、国民所得の分配的変化に関しては分配基準による公正判断をそれぞれ加え、これら両判断から最終的に国民所得変化の厚生的含意を判定したのはリトルである。それによれば、当該政策による経済的変化が厚生分配の改善(あるいは改善)をもたらすならば、分配の良しとされる経済状況の価格で表示した国民所得が増大(あるいは減少)する場合、当該政策による変化(あるいは現状維持)が勧告される。こうした国民所得データーによる政策勧告には、その実施に関してはヒックス基準と分配基準との両基準による優判定(当該変化がその社会に厚生の増大をもたらしているという判定)が用いられ、現状維持に関してはカルドア基準と分

導出したものとして興味深い。

四

以上において政策勧告基準における効率基準と公正基準の位置ならびに役割、更にその相互関連をあきらかにし、これにてらして、国民所得データーのもつ厚生的意義とそこからの政策勧告をも検討してみた。その際、公正基準についてはミッシャン、ピグウ、センラの平等基準が示されたのにすぎず、効率基準における価値前提に対する、公正基準における価値前提が内容的にあきらかにされなかつた。ここで、政策勧告の対象を国民所得に限定した上で、所得分配に関する公正基準の内容をさぐってみよう。

公正基準には、大別して、(1)生産貢献に応じた分配、(2)生活上の要求に応じた分配、(3)平等分配、をもってそれぞれ公正な所得分配であるとする三つの内容が存在することは周知の通りであろう。それらが公正とみなされる倫理的根拠は、(1)にあっては労働ならびに集団的、長期的観点より社会員各個に対する生産的貢献に対するはその貢献成果をもって報ゆるという応報的正義、(2)にあっては生活等主義的正義、にそれぞれ帰することができよう。また、それらの要求に応じた分配によって社会員全体の生存を保障しもつて社会の統合を持続化、安定化せしめるという連帶的正義、(3)にあっては物的資産の提供による実質国民所得に対する平等視を重視する平等主義的正義、にそれぞれ帰することができる。また、それらの経済的意義としては、(1)が生産効率の実現を生産誘因の正当化に期待し、もつて社会の物質的基盤を確保せんとするのに対し、(2)(3)は最低生活の保障を含む消費最適の実現によって社会の精神的基盤を

社会制度の基本構造のあり方にまで立ち入らざるをえなくなるのである。

短期的には、先に述べた三つの分配基準の間の対立は当該社会における政治過程を通してその妥協点を見出し実効性のある経済政策に結実しうるとしても、長期的には、そうした政治過程をも一環として含む社会制度に関する選択の問題が最後に登場していくのである。前者の政治過程に関してはアロウならびにその後の規範的

「社会的選択論」の提示する問題群があり、後者の規範的制度論に關しては厚生経済学はすでにベンサム・ミルらの巧利主義的主張をもち、最近では、これに対するロールズの社会契約論的な『正義の理論』が注目されるところである。

五

以上においてとりあげた「政策勧告における効率と公正」の問題は、経済政策をその成果において評価し、勧告の是非を決定するため、配分効率と分配公正とに判断基準を求めたものであり、そこで効率基準と公正基準とは経済政策の成果を判断する基準 performance requirements となっていた。これに対して、最後に、経済政策の過程、機構、さらにはその基本としての制度に関して「効率と公正」とを問題としてとりあげ、本報告の結びに代えよう。

経済政策の機構とその制度的基盤とを政策外のそれ、例えば市場機構とその制度的基盤とに関連づけて全体として、資源配分ならびに所得分配（ないし厚生分配）の機構とその制度としてとらえるならば、そこに機構としての効率と制度における公正とを問題にする

確保せんとするものといえる。ただ、(3)について平等かならずしも公正ならずとしながらも定義上の明確さ salience からこれを次善的に求める立場のあることを指しておこう。なお、問題点として、(1)においては生産非貢献者に対する分配の無視、軽視されることが区別され難い、ということがあり、特に、後者について物的資産の所有に関する分配公正の問題にまで立ち入らざるをえない。他方、(2)においては生産貢献者への静態的、動態的生産誘因が欠落するとともに、生活要求についての必要最低限度以上のものについては、その分配判断には個人間厚生比較という周知の難題がつきまとい、すなわちここで、個人厚生に関する分配公正の問題にまで立ち入らざるをえなくなるのである。この点に関して(3)に属するピグウ・ラーナー・ミッシャンらの巧利主義的な平等基準はひとつ明確な解答を与えてくれるといえる。

所得分配の公正基準をその内容について検討すれば、以上においてあきらかなように、資産分配ならびに厚生分配に関する公正基準にまでたちたるが、それらの検討を通して、われわれは、結局のところ、何故に規範論として分配の社会的公正の問題をとりあげざるをえないのか、という分配問題の根幹につきあたることになる。分配不公正の現実が単に所得分配についてのみならず、その背後にある資産分配の不公正、さらには、これらを不公正のままに容認する社会の制度上の欠陥にまで結びついて認識され、不公平分配の存続、定着化が社会員をして当該社会の統合に対する不安定化を因として理解されるに至るとき、分配の社会的公正についての問題は

源配分と所得分配の決定とその実施における投入資源の節約を要請する。投入資源において特に重視されるのは決定に至るまで、また、その実施にあたって交換され、伝達され、処理される情報の総量とこれに要する時間とである。この点、競争市場における価格という情報がそのパラメーター機能と需給調整作用において市場機構的情報的効率性をなっていることは周知の通りであろう。また、集権的計画経済において権限の効率的運用のために上下階層的な組織構造のとらわれることもまた周知のことである。

次に、資源配分と所得分配に関する制度における公正の条件についても述べよう。それは配分ならびに分配におけるその決定と実施への参加の平等を要請する。すなわち、決定・実施への参加機会の均等、参加能力の平等化、交換、処理された情報への公平な接近、決定・実施への個人的評価の平等な反映、である。そいでは、主に、平等をもつて公正が規定されている。

注意すべきは、こうした機構ならびに制度に対する効率と公正の要請に加えて、更に、次の二つの条件が新たに要請されることである。すなわち、自由と安定性である。自由の原則は、経済機構と制度における関連主体の参加の自主性、その資源投入決定の自律性、ひいては当該個人の人格的自尊を要請するものであり、安定性の条件は、求める成果に向って経済過程が理論的にも実際的にも収束し得る性質を機構とその制度に課するものである。前者の要請は資源配分と所得分配のプロセスに対する制度的条件に特にふかくかわれるものであつて、先にあげた社会制度に関する公正の要請との関連において社会哲学の主要課題となつてゐる。とりわけ、そいで、種

種な自然的要因と社会的に結びついた偶然による不平等と自由の問題は未解決のままに残されている。次に、後者の安定性の条件はまず、理論的には経済過程に対する技術的環境のあり方にかかるものである。例えば、収穫過増、外部経済不経済、不確実性、等の存在する所謂非古典派的環境のもとでの資源配分プロセスの非収束性はすでに証明されたところである。また、安定性の条件は現実的にも関連主体の動機にまで立ち入る問題であり、換言すれば資源配分プロセスと各関連主体の誘因との両立性の問題を提起している(5)。結局、「政策勧告における効率と公正」の問題はそれが政策成果より政策過程とこれを含む経済過程、さらに機構と制度の問題に広げられてゆくに従つて、勧告基準は単に効率と公正にとどまらず、自由と安定を含むより広義なものとなつてゆく。効率、公正、自由、安定の四つの基準ないし原則とその相互関連をさぐるためには、われわれは「効率と公正の経済政策」の理論より広義な規範的経済体制論の領域にもみこまわるをえないのである。

- (1) 厚生基準論の詳しい紹介については、田村泰夫「厚生判断の基準」(一)、(二)『政經論叢』(昭和四六年四月、六月)、ならびにChapman, J. S. and Moore, J. C., "The New Welfare Economics 1939 -1974," *International Economic Review*, Oct. 1978 を参照あれ。
- (2) 黒岩洋昌『厚生経済理論』(昭和四一年六月), pp. 172-177.
- (3) 国民所得評価論の詳細な説明についてはSen, A. K., "The Welfare Basis of Real Income Comparisons: A Survey," *Journal of Economic Literature*, March 1979 を参照。
- (4) Sen, A. K., "Real National Income," *Review of Economic Studies*,

ies, Feb. 1976.

(5) 資源配分プロセスの安定性についてはArrow, K. J. and Hurwicz, L., ed., *Studies in Resource Allocation Processes*, 1977 およびおに青木昌彦『組織と計画の経済理論』(昭和四六年五月)『企業と市場の模型分析』(昭和五三年八月)を参照。

[付注] いの報告は拙稿「厚生基準論の再検討」『国民経済雑誌』(昭和五四年九月)と「分配の社会的公正」『現代経済政策体系』第1巻第十一章(昭和五三年一〇月)に負うところが大きい。

目標の転換と産業政策の課題

——産業政策の「効率」と「公正」の観点から——

鶴田俊正

(専修大学)

一 八〇年代における産業政策の課題

日本経済の「効率」を維持しながら、「公正」な経済社会を創出するためには、産業政策が有効に機能することはもちろん必要であり、その対象領域は実に広い。しかし、從来型の産業政策に過度の負担をかけることも、また、大きな期待をかけることも、同時に、避けるべきであろう。産業政策はさまざまな公共政策の一の分野を担っているにすぎず、産業政策がおこなうことのできる領域にも自ずと限界があり、今までのように中央集権的な枠組みの下で機能しうる領域は狭まっているからである。「戦後」の経済発展の過程がそうであったように、一九八〇年代においても、経済社会転換の目標に対して、産業政策は他の公共政策との役割分担を図りながら、有機的な関係を保つてゆくことが必要となる。まず一九八〇年代において、産業政策がどのような課題に直面し、どのような役割を果すべきかの枠組みを最初に設定しておこう。

産業政策が一九八〇年代に直面している課題は実に多岐にわたっており、さし当り以下の諸点を指摘することができる。第一は、対先進国、対N I C S (Newly Industrialization Countries) との間

での国際分業をいかに形成してゆくかの問題である。一九七〇年代に起った主要な問題の一つは、対先進国との貿易摩擦であり、対N I C S との第三国市場、国内市場の両面において、わが国産業との競合が深まることにあった。八〇年代に、産業政策がどのようなスタンスに立って、わが国とこれら諸国との国際分業を形成していくかは、極めて重要な問題である。この問題は、後述する国内の産業構造の転換、産業調整と密接に関連し合うことになる。

第二は、エネルギー供給に関してわが国がフリー・ハンドをもつために必要とされる産業政策は何かという問題である。当面、わが国を含めて多くの工業国の石油依存への構造には基本的な変化が生じそうにない。代替エネルギーが産業化に必要とされるエネルギー源として登場するには、相当な年月をなお必要とすると思われるし、産油国が資源保存への姿勢を強めている以上、石油の供給構造は不安定化の度合を高めることが予想される。エネルギー源の多元化を図りつつ、わが国が可能な限りフリー・ハンドをもつために産業政策は何をなすべきであるか。

第三は、農業構造をどのように変革するかの問題である。わが国の農業には国際的、国内的側面から二重のインパクトが与えられて

いる。一つは、門戸開放の問題として、もう一つは、食管制度の改革の問題としてある。しかし、両者が帰着するところは只一つ、農業の産業化をいかに図り、日本の風土の中でイノベーションをいかに促進するか、これに必要とされる新しい諸制度をどのようにつくり出すかにつきると思われる。

第四は、産業構造の転換をいかに図り、産業調整をどのように促進してゆくかの問題である。わが国の産業構造を転換させることの必要性については、七〇年代に入ってから明示的に認識され、さまざまな角度から主張されてきた。七〇年代初期には「重化学工業型」の産業構造を「知識集約型」の産業構造への転換が主張されたし、同時に、「資源集約型」の産業構造を「高加工度型」産業構造への転換が主張してきた。現代においては「輸出傾斜型」の産業構造をどのように変えてゆくかが一つの主要な問題となりつつある。しかし、この論点は第一の主題と表裏の関係に立ち、国際分業という観点を国内の産業形成に導入することが必要不可欠となっている。

しかし、八〇年代における課題は、こうした国際分業という観点に加えて、地域間の産業格差をいかに埋め、地域の産業化と雇用の創出をいかに図るかという観点が極めて重要性を高めているといえる。換言すれば、産業構造の転換には、国際分業という軸と地域間分業という二つの軸から接近することが必要であるよう思える。

第五は、流通組織のパフォーマンスをいかに改善するかの課題であり、これには次の二つの問題が含まれている。一つは、大規模業者と中小業者との競争的共存をいかに図るかことと、もう一つは、寡占的メーカーによる流通経路の前方統合・系列化に対し、

独禁政策をどのように適用し、流通機構を改善するかという問題である。前者については、大規模業者の新規投資・大型店の新增設をめぐる業者間の競争を調整するための社会的ルールをどのように確立するかという問題であり、後者は、寡占企業の流通系列化が今日の寡占間競争でどのような目的の下で行われ、競争制限的な要素をどこに見出すかに関わっている。

八〇年代の産業政策が右のような課題に直面していることは、明かに「戦後」の産業化の過程に産業政策が直面していた課題とは問題の位相が異なり、当然、産業政策のスタンス、目標に対して動員される政策手段も異なるをえず、筆者の以下での主張は、従来の「効率」と「公正」のバランスを維持するうえで必要不可欠であることを強調する点にある。以下では「戦後」産業政策の性格と評価を行い、從来型の産業政策が日本経済の「効率」化にどのように貢献し、「公正」という観点からみてどこで行き詰ってきたかを明らかにし、産業政策転換の方向を模索することにする。

この場合、「戦後」の産業政策はおよそ次の三段階を経て今日に至っていると考えるのが妥当であろう。第一の局面は、一九五〇年代であり、産業政策の目標は産業化をいかに促進するかの一点においており、産業政策の目標は産業化をいかに促進するかの一点においており、輸入統制と外資規制という对外障壁の形成という枠組みの下で産業の資本形成を促進し、「効率」的な産業形成をいかに図るかという観点から、財政政策、金融政策、その他の諸法制度などあらゆる政策手段を政府は導入し、産業化をすすめていった時期とみるこ

とができる。

第二の局面は一九六〇年代であり、日本経済を国際的秩序に適応させるための「受動的国際化」(1)を図り、こうした「受動的国際化」に対応するために産業再編成を産業政策の主要課題とした時期である。この段階になると、日本経済は完全雇用経済へと転換し、基幹産業の国際競争力は強化され、六〇年代後半には、多くの基幹産業が輸出産業として発展したことが指摘できる。

第三の局面は一九七〇年代であり、産業政策の課題は一つは、独裁政策、環境政策などの規制政策によって市場機構の枠組みを整備することと、もう一つは、国際間の調整および国内の産業調整という国内外の両側面において調整が主題となる時期である。国際間の調整は、わが国と他国との貿易摩擦をいかに解消するかという観点のものであり、国内の産業調整は、一つには、「石油危機」以降の不況の過程で発生した「構造不況業種」の調整をいかに漸次的に行うかということと、もう一つは、国内市场でのN I C Sとの競合を回避し、構造転換をいかに図るかという二側面を有していた。

二 「戦後」の選択原理と政策体系

「戦後」、日本経済が直面していた課題は基本的には以下の二点にあったと思われる。第一は、「戦後」の経済復興を通して経済的自立をなるべく早期に達成すること、第二は、雇用機会を拡大し国民生活の安定を図ること、である。この課題を追求するための制約条件は、(1)産業化に必要とされるほどんどすべての資源を海外に依存せざるをえないこと、(2)資源輸入に必要となる外貨が決定的に不足するものであった。

日本経済が産業化の目標を「能動的国際化」と「動態的比較優位」の理論に従った産業化において、先に述べた制約条件の存在と生産要素の賦存状態とを前提とすると、政府が市場機構に入り、産業化を促進するための育成政策を採用することも、また、避け難い選択であつたと思われる。しかし、当時の政策選択が「効率」的な産業形成の促進に重点がおかれ、「公正」な所得分配の実現、地域間における「公正」な雇用機会の保障あるいは地域間ないしは産業基盤、生活基盤との間の社会的間接資本の「公正」な配分が軽視されたことも否定しえない現実であった。この点は改めて触れるに至る。

まず、「効率」的な産業形成のために動員された政策手段には二つの側面がある。一つは、市場機構の働きを促進するような間接的效果を伴った政策と、もう一つは、政府が市場機構に直接介入し、産業活動に対する統制を強めていった側面とである。これらの中でも注目すべきことは、政府が市場機構に直接介入する慣行が、今日に至るまで産業政策の根幹を形成していることであり、換言すれば、「戦後」の産業政策は中央官庁の行う統制的・誘導的な諸政策の混合体系であった点に特徴を見出せる。こうした政策体系は、日本経済の資金循環と資源配分に影響を与える経済成長の促進効果をもつた。第一に、当時の日本経済は明治以降七〇年におよぶ産業化の歴史を有していた。このことは労働力が単に豊富であったことだけを意

していしたこと、にあつた。また、どのような産業化を選択的に行うかを決定するうえで必要となる生産要素の賦存状態は、(1)労働力が豊富に存在していた反面、(2)資本不足は著しく、物的資本が不足していただけでなく、貯蓄形成も極めて不十分であつたという特徴をもつ。わが国が直面していた当時の課題に対して右の制約条件の存在を前提とすると、加工製品の輸出を図るという「能動的国際化」(1)を産業化の基底原理とするわが国の選択は不可避であつたと思われる。しかし、当時のわが国の生産要素の賦存状態からするならば、わが国は伝統的な貿易理論に即して静態的比較優位の考え方になつて労働集約的な産業を育成するという別の選択が可能であったともいえる。しかし、わが国が選択した方向は、(1)規模の経済性が大きく、(2)資本集約的であり、(3)雇用吸収力の大きい産業化の途であつた。いわば、動態的比較優位の理論に従つた産業化をわが国は指向した(2)。

わが国の右のような産業化は、当時の状況から推察してわが国にとって「大きな賭け」であったことを必ずしも意味するものではない。当時、自動車工業の産業化の是非をめぐって通産省と日銀總裁との間での議論、および一九五一年に発表された産業合理化審議会の答申などの冷静な報告に接すると、動態的比較優位の理論に従つた産業化は、当時の日本経済にとって避け難い選択であつたし、また、「成功」の可能性をも予知させるものであつたと思われる。

第一に、当時の日本経済は昭和二五年におよぶ産業化の歴史を有していた。このことは労働力が単に豊富であったことだけを意

(1) I Q 制（輸入割当制）、(2) A I Q 制（自動割当制）、(3) A A 制（自動承認制）の三つに分けられ、このうち、I Q 制は通産大臣から割当てをいちいち得なければならぬから最も強い統制措置であり(4)、当時、国際競争力の弱い広義の機械製品、あるいは主要な完成品はほとんどすべて I Q 制であった。したがつて、産業の保護・育成という観点から政策当局によつて好ましくないと判断された商品の輸入は完全に遮断された。結局、この輸入統制は一九六〇（昭和三五年）年に作成された「貿易為替自由化計画大綱」に基づき貿易自由化が段階的に実施されてゆくのに伴い漸次緩和されたが、事实上統制が基本的に撤廃されたのは一九六四（昭和三九年）年の乗用車の自由化をもつてであった。

外資規制（海外資本の日本への直接投資）はさらに長期にわたって実施された。一九五〇（昭和二十五年）に「外資法」が制定されて以来、経営参加を目的とした外資は一九六四（昭和三九年）年までの十五年間に僅か二・三億ドルにとどまり、日本への直接投資は厳しい制

限の下にあった。結局、わが国への直接投資規制が緩和に向かうのは、日本が一九六四（同三九）年にO E C Dに加盟し、O E C Dの「資本移動自由化規約」の趣旨に沿って自由化措置を義務づけられたからであり、一九六七（同四二）年七月の第一次資本の自由化以降、段階的に自由化業種は拡大され、一九七三（同四八）年四月に実施された第五次自由化をもって基本的に資本の自由化は終了した。結果、「外資法」が制定されて以来およそ二〇年の長期にわたって、日本経済は為替管理による保護を受けていた。

第二は、資本蓄積を促進するための諸装置であり、この原型は一九五〇年代後半に策かれ、定着した。このシステムの基本的な考え方には、一九五一（同二六）年に発表された産業合理化審議会の答申「わが国産業合理化方策について」に示されており、この答申はその後の政策展開に強い影響を与えた。この答申は資本蓄積のための実に多様な政策展開の必要性を強調したものであり、この答申に沿って、一九五〇（同二五）～（同二六）年に日本輸出入銀行、日本開発銀行が設立され、国家資金を基幹産業に重点的に配分するための機関が設立上がり、一九五三（同二八）年には独禁法の改正ならびに第三次資産再評価が実施された。なかでも注目されるのが租税特別措置法による税制上の特別措置であり、この特別措置は一九五二（同二七）年に成立した「企業合理化法案」によってその適用範囲が著しく拡大した結果、日本経済の資本蓄積と経済成長に大きく貢献した。

この「合理化促進法」の重要なポイントは第一に、政令で指定された事業を営むものが取得する一定の近代的機械設備等については、

「企業合理化促進法」の一つのボイントは道路、港湾など企業合理化のために整備する必要がある場合には、事業者の要請により国家資金を優先的に投入することにあつた。したがつて、一九五〇年代から七〇年代にかけて、工場用地、用水、港湾、道路、鉄道など、近代的な工場建設に必要不可欠な社会的間接投資の相当部分に国家資金が投入され、企業の合理化、近代化を補完することになつた。また、日本経済の成長を促進するための通貨供給方式および資金循環のシステムが形成されたことも強調する必要があつる。わが国の資金循環は家計部門の資金余剰が金融機関を媒介して企業の資金不足を補填し、企業成長に必要な成長資金を供給してきた点にある。この場合、都市銀行と企業の間には、重化学工業に対し重点融資を行うという「融資集中機構」が確立し、また、都市銀行の貸出し超過にもとづく資金不足は日銀信用を拡張するという形態が定着した。

三 諸政策の経済効果

以上の政策の諸装置は次のような諸効果をもつことになる。すな

わち、輸入統制や為替管理による直接投資規制は、日本市場における日本製品と外国製品、日本企業と海外子会社との競争を遮断してしまった結果、競争制限的に働く効果をもち、また、一九五三（同二八）年の独禁法の改正から七〇年代に至るまでわが国の競争政策が後退していくことを考慮すると、日本経済の一般的枠組みは競争制限的色彩を強めたといえる。事実、一部の産業では上述べた枠組みの下で寡占化が進展した。自動車産業はこの一例であろう。自

初年度にその取得価額の五〇パーセントの特別償却を認める、あるいは近代的機械設備等に対する固定資産税を減免する、第二に、道路、港湾など企業合理化のために整備する必要があるものについては、事業者の要請により、国または地方公共団体の費用で整備を行うことができる、第三に、技術の向上を促進するため、一定の試験研究を行なう者に対して補助金の交付、固定資産税の減免を図るなど、の三つにあつた。この法制化に伴い、「合理化促進法」の適用業種が定められ、重化学工業のすべてが網羅された。

この「合理化促進法」は法律制定前より実施されていたものを明文化したものも存在するが、特徴的なことは国が育成する産業の範囲を定めたことにより、(1)企業が成長に確信をもち、合理化に専念したこと、(2)銀行の資金割当てに優先順位を与えたこと、(3)地方自治体が企業立地に土地資源の優先的配分を行つたこと、などの諸効果があつた。もともと、租税特別措置は上に述べた設備近代化、技術開発を促進するための優遇措置に止まらず、貸倒準備金、価格変動準備金、利子所得分離課税、輸出所得控除など実際に及ぶ、租税の減免措置が実施された。これらの特別措置は時代の変化の変化に伴い廃止されたもの、新たに新設されたものなど対象が若干変動しているが、今日でも多くのものが残存しており、大蔵省の推計によると、一九五〇（同二五）～（同二六）年に至る二〇年間に、租税特別措置にもとづく法人税の減収額は三兆九六三億円にのぼり、この間の法人税収の二〇パーセント、とりわけ、一九五五（同二七）～（同二八）年の五年間に三〇・二パーセントにのぼつた。

第三は、財政、金融政策による成長の促進措置である。前述した

動車は「戦後」二〇年にわたって輸入統制が実施され、また、三十年近くに及ぶ外資規制の結果、上位二社による寡占体制が形成された。もっとも、ある時期までの輸入統制は幼稚産業保護という観点から国際社会でも容認されているが、あまりにも長期に及ぶ輸入統制と直接投資規制が二社寡占型の市場構造の形成に大きな影響を与えたと思われる。また、鉄鋼産業における「ガリバー型」市場構造の形成も、独禁政策後退の典型的な事例である。

しかし、昭和三十一年度ないし四〇年代において、わが国の競争形態は「過当競争」としばしば指摘されたように、わが国の市場構造は極めて競争的であったと考えられ、ことに、一九六五年（同四〇）年を契機にして日本経済の輸出競争力が急速に強まり、貿易収支が黒字累積過程に入つたこと、および「石油危機」以降、国際収支のバフォーマンスが先進工業国中最もすぐれた国の一つとなつてゐることは、多くの産業が競争制限的な一般的枠組みの下で安住し、寡占利潤に依存していたというよりは、シェンペーターが定義した意味での広義のイノベーションを図り、競争力を強化してきたことを示唆するものである。

このことは、輸入統制、直接投資規制および独禁政策の後退といふ競争制限的な一般的枠組みの効果よりも、成長と競争を促進する

政策諸装置の効果がより強く作用していたことに起因しよう。それは以下に述べる複合的、累積的諸効果によるものである。

第一は、税制上の優遇政策、とくに特別償却制度の経済効果についてであり、次の三つの効果がある。すなわち、流動性効果、収益性効果⁽⁵⁾、リスク軽減効果⁽⁶⁾である。この特別償却制度は、その対象となる固定資産への投資に応じて、法人税の支払い繰延べの特権を納税者（企業）に与えるものである。これは、本来国庫収入となるべきものが、納税の繰延べ額に相当する無利子の貸付けが政府から納税者に対して行われたに等しい。とくに、企業が次々に投資を行い、成長してゆくときには、この貸付け残高は増大し、企業の収益に対する実効税率を低めることになる。

ことに日本では、(1)長期資金市場における実効利子率が他の諸国よりも一段と高かつたがゆえに、無利子の貸付けを受けることはとくに有利である、(2)間接金融に依存しているわが国では、特別償却の適用される設備投資の回収期間は短いと思われる所以で、銀行はこれらの設備投資に対する貸付けを積極的に行う結果、企業の利用可能な資金を拡げることになる、(3)特別償却制度は投下資本の早期回収を政府が保障したのと同じ効果をもち、したがって、こうした制度の下では企業の将来の不確実性を軽減し、とくに、技術進歩が急速に進展しているときには、それだけ技術革新による経済的陳腐化の危険性を緩和することになる。

こうした諸効果は、この制度が実施されない場合と比較すると、特別償却制度が対象とする固定資産への投資を促進することになり、この投資の増大は、他の条件に変化がない限り、企業の成長率を高

め、また、この成長率の高まりが、さらに、特別償却制度によって実効税率を低める効果をもつことになり、投資をいつそう促進することになる。

第二に、技術的障壁が全く存在していないことである。「戦後」の日本経済は、さまざまの産業分野で海外技術の導入によって成長を図ったことは周知の事実であるが、このことは、政府が直接投資こそ強い規制を行つたにもかかわらず、日本のイノベーションを促進する効果をもつ技術の導入には事実上規制を行わず、自由に導入を認めたことの意味は大きい。この結果、企業は、世界の中での開発されたさまざまな技術の中から、最適と思われる技術選択を行った。

第三は、政府金融機関の果たした効果である。とりわけ、日本開発銀行による融資の経済効果は大きく、さし当り次の二点が重要である。(1)重要産業が必要とする合理化資金、近代化資金を直接供給することにより、設備の近代化を促進したという直接効果と、(2)開銀資金が呼び水となって、民間金融機関の資金が優先的に割当てられ、企業の資金調達が円滑化したという間接効果である⁽⁶⁾。

第四は、電子工業振興臨時措置法など一連の個別産業立法の経済効果である。これらの個別立法は、(1)各産業の合理化の方向と説明目標を定め、(2)税制上の優遇措置ないしは低利の国家資金を投入して、設備機械の合理化、近代化を促進することを意図したものであり、ことに、開銀資金を戦略産業に投入するための法的根拠を与えたものであった。この個別産業立法はいくつかの経済効果があり、開銀資金が優先的に割当てられるという流動性効果に加えて、さし

第五は、高貯蓄率の定着に伴う効果である。ハロッドのモデルによると、一国の保証成長率は貯蓄率と資本係数の除数として与えられている。したがって、資本係数を所与とするならば、一国の保証成長率は貯蓄率の多寡に依存することになる。わが国の場合、「戦後」一貫して貯蓄率は高く、比較的安定的に推移していた。また、資本係数は、社会的間接資本が産業基盤型に傾斜していたこと、公害防止投資など社会的費用を負担する投資は一九七〇年代に至るまでほとんどネガティブであったこと、の二つの理由によって相対的に安定し、ほぼ一・〇近傍で推移していた。したがって、インフレーション、国際収支などの成長制約要因が比較的小さい場合には、現実の成長経路はハロッドの保証成長率とほぼ一致し、持続的な高成長が実現することになる。つまり、高貯蓄—高成長メカニズムの定着であり、ケインズ・モデルが示すように、貯蓄と投資が事後の一致する限り、投資主導型の成長経済が出現することになる。

こうした成長経済は、逆にいえば、日本経済の資本蓄積を急ぐ余

四 市場機構のパフォーマンス

以上のように、「戦後」日本の経済成長は市場の自然的発展といふよりは、経済の自立化、国際競争力の強化、欧米諸国へのキャッチ・アップという政策目標を最も短時間のうちに実現するために動員された政策に誘導されたものであった。それぞれの政策を個別的に検討すれば明らかのように、これらの政策が実施されない場合よりは、企業の成長と資本蓄積に貢献したことは否定できず、このことは、諸政策が「市場機構」のもたらす作用を「公正」という観点

から制御するよりは、さまざまの政策が、(1)企業の将来に対する不確実性を軽減し、企業がさまざまの経営資源を、成長を実現するために躊躇することなく動員することを可能にしたこと、(2)企業の費用負担をそうでない場合よりも軽減し、期待収益率を高めたこと、などの効果を通して、「市場機構」がより円滑に作動する条件をつくり出した、と思われる。このことは、「効率」性原理が政策のプライオリティを確保していたことを示唆しよう。

しかし、日本経済の持続的な成長と競争促進的な機構は、上記のさまざまな政策効果に加えて、製品市場、労働市場の良好なパフォーマンスの形成が大きく貢献している、と思われる。製品市場のパフォーマンスを示す指標としては、(1)卸売物価の長期的な安定、(2)比較優位構造の出現、(3)広い範囲にわたるイノベーションの進展、をあげれば十分であろう。こうした良好なパフォーマンスが形成されたことは、企業行動の規定要因、経営資源の質ならびに産業の寡占的市場支配に対する市場内部の対抗力の要素に依存している、と思われる。

「戦後」日本経済の持続的な成長と競争的機構の出現は、確かに、

一面では海外からの導入技術に依存していたことは否定できない。しかし、他面ではこの技術導入の過程は、海外技術の単なる模倣的導入の過程であつたわけではない。あたかも、二〇世紀初頭までのアメリカがヨーロッパからさまざまの技術を導入し、経済の発展過程でアメリカ型の独自の技術へと改良を重ね、アメリカの創造的なイノベーションの基礎となつたと同様に、わが国の場合も、技術導入による経済の発展過程は、まさに、独自の技術へと改良、つまり

していると思われる。すなわち、日本経済の大きさ、しかも基本的な特徴は、資源無保有国であり、加工貿易に依存することにある。このことは、次のような誘因を企業に与えることになる。第一は、資源節約的な技術選択を広い範囲にわたって定着させることが、なぜならば、さまざまの資源を海外から輸入せざるえないという事実は、当然、資源節約的な技術的改良が加えられなければ、日本企業の費用負担はそれだけ海外諸国よりも高まり、価格競争において比較劣位となるからである。この意味では、「戦後」の産業化の過程は、さまざまの産業分野で資源的な技術的改良の過程であったと考えられる。「石油危機」以降の石油資源の顕著な価格上昇は、相対価格構造の変化によって、一部産業の調整を不可避免とするが、反面、価格の顕著な上昇は、石油資源の稀少性のシグナルであり、日本経済の省資源的な技術的改良をさらに促進する効果をもつと思われる(1)。

第二は、世界各国の中で最小の費用による、最良の製品をつくるという誘因を多くの企業に与えることである。なぜならば、加工貿易に依存せざるをえない以上、日本経済自体の中に絶えず比較優位の構造をもつインセンティブが働いていると同時に、企業にも、絶えず競争力を強化するための技術選択を行うことが、企業の成長機会を高めることになるからである。とくに、「戦後」三〇年近くの長期にわたって、国際競争力の強化という目標が経済政策の主要課題として設定され、企業もそのための取組みを長期にわたって持続し、海外市場が企業成長を図る上で重要な要素となっている限り、最小の費用となるような生産諸要素の組合せと最良の製品を供給

「第二種創造技術」を追求してゆくプロセスであった。また、こうした経営資源の蓄積が、結局、多くの産業分野で創造的なイノベーションのフロンティアと可能性とを拡大するものである(1)。もつともわが国の場合でも、産業化の過程で寡占的企業群が形成され、産業の寡占化の進行とともに、さまざまの分野で寡占的市場支配をめぐる問題が顕在化し、さまざまの法制の強化、消費者運動多くの領域にわたっており、また、寡占的企業が企業成長のために垂直的統合、多角的統合を図り、不公正競争の温床が形成される事実は注目する必要があらう(2)。しかし、これらの寡占的市場支配が企業の広義のイノベーションを阻害したというよりは、経済発展のダイナミズムがさまざまの産業のイノベーションを促進する事実は注目する必要があらう(3)。しかし、これらの寡占的市場構造を具体的に分析すると、改善ないしは改革すべき領域は実際に多くの領域にわたっており、また、寡占的企業が企業成長のために垂直的統合、多角的統合を図り、不公正競争の温床が形成される事実は注目する必要があらう(4)。しかし、これらの寡占的市場支配が企業の広義のイノベーションを阻害したというよりは、経済的革新と経済的自由を保障する「市場機構」が比較的、円滑に作動していたことを示唆するものである。

こうした経済ダイナミズムは、「市場機構」の内部に需要曲線の右上方へのシフトの程度によって企業の製品政策と価格政策とが影響を受けるという意味での所得効果と価格の交叉弾力性の高いかんで企業の価格政策が影響を受けるという意味での価格効果とによって、寡占的企業の行動に歯止めをかける機構が作動していくことに加えて、日本経済の次にのべる特徴が、寡占的企業においても寡占的利潤に安住するのではなく、イノベーションの企業行動を促進

するための技術選択が企業にとっていそそう重要さを高めることになる。

「戦後」の日本経済は、先進工業諸国の中でも最も経済的革新に成功した国の一つであるが、これは、労働市場のパフォーマンスが他国以上に良好であつたことにもとづいている。「戦後」のわが国の労働市場における大きな変化は、労働組合運動が合法化され、労働組合の組織率が漸次拡大し、労働条件の決定に労働組合が参画はじめたことである。さし当たりここで強調すべきことは次の四点である。第一は、賃金決定機構が極めて弾力性に富んでいた事実である。一九六〇年代に入ってから日本経済は労働の無制限的供給の状態から制限的供給の状態へと転換し、この転換に伴って名目賃金率は年々上昇率を高めていった。こうした名目賃金率の上昇が、一面では、クリーピング・インフレーションの主要因となり、「資本主義」の新しい病と指摘されたが、他面では、わが国の名目賃金上昇率は平均的な生産性の上昇率の範囲内におさまる、この結果、卸売物価の長期的な安定と海外諸国との相対比価を著しく改善するのに役立つた。「石油危機」以降の経済的混乱期においても、「石油危機」直後の一時期を除けば、名目賃金上昇率は基本的に市場の許容範囲内におさまる、この結果、日本経済がアメリカ、イギリスのような賃金コスト・ブッシュ・インフレーションに見まわれることなく、これを回避しうる要因となつた。つまり、「戦後」の日本経済では、一方では、名目賃金率が不況期においても上昇率が緩慢となる程度で下落することがないという意味では、賃金の下方硬直性が強まつたといえるが、他方では、市場の調整的影響を強く受け、市

場の許容範囲内に年々の賃金上昇率がおさまっていたという意味で彈力的であったといえる。このことは、労働組合の賃金管理力が極めて弱いことを示唆しよう。

第二は、産業間の労働移動が円滑に進展した結果、経済の発展過程で必要とされる労働力の量が確保されただけでなく、経済成長を実現する上で必要な労働力の質が確保されたことも重要であろう。前者については、産業間の労働移動が同時に地域間の労働移動を伴い、後述するように極端な過疎・過密社会を出現させることになつたが、後者については、経済の成長過程で国民の所得水準が上昇し、多くの国民がより高次の教育機会を得ることができたこと、および、

企業の OJT (On the Job Training) が重要な要素であった。「戦後」の日本経済のようにイノベーションが経済のあらゆる領域で進行している状態では、イノベーションを促進することが労働力の質に依存していると同時に、急速な変化に経済社会が適応しうるか否かも、さらに労働力の質に依存しているのである。

第三に、労働意欲とモラールが高いことも強調されよう。産業社会が成熟期に入るとともに、欧米諸国では「アブセンティズム」が顕在化し、山猫スト、就労拒否など著しく労働意欲が後退した例が記録されている。しかし、わが国の場合には、「終戦」直後の「飢餓的状況」の時代以来今日に至るまで、こうした徵候はほとんど皆無といってよく、経済成長の阻害要因とならなかつたことは強調されよう。

第四は、労働組合の形態に関する問題である。わが国の企業別組合は、欧米諸国の産業別労働組合、職能別労働組合と比較すると、

の機会が拡大した事実は否定しえない。しかしながら、この経済の成長過程では、政策ミスの累積効果により、七三・四年の異常なインフレーションが発生したり、市場経済の発展に伴つて巨大企業群が出現し、企業の反社会的行動が目立ち、また、地域間の不均等発展、無秩序な土地利用の定着、外部不経済の尖鋭化、公的保障の遅れなど、市場経済のもたらす作用に対する調整のメカニズムが十分にワーケしていないことを示唆するものである。

しかし、冒頭に指摘した八〇年代における産業政策の課題は、 「戦後」の産業政策を特徴づけた中央官庁の統制的・誘導的な諸政策の混合体系で必ずしも十分に対応できるものではないことを示している。中央官庁の統制的・誘導的な政策が有効性をもちるのは、政策目標が单一化され、この单一化された目標を追求する限りにおいてであつた。しかし、「戦後」三〇有余年の産業化の結果、国際経済に関わる分野では、日本経済はもはや「小国の仮定」に立つた政策選択は不可能であり、「大国の仮定」に立つた政策選択が不可避となつてゐるだけでなく、産業政策の目標は多元化され、また、産業政策の選択原理も「効率」と「公正」という単一の原理を追求しえた時代から、「効率」と「公正」という選択原理の多軸化も避け難くなつてゐる。とくに、日本経済をめぐる多くの課題が「非市場機構」での調整を不可避としている以上、政策の選択原理としての「公正」というスタンスはいつそうの重要性を高めると思われる。

しかし、「小国の仮定」から「大国の仮定」への転換、政策目標の多元化、政策の選択原理の多軸化、「非市場機構」に依存する分野の拡大といった産業政策をめぐる諸環境の変化は、必ずしも中央

著しい「後進性」があるとしばしば指摘されていた。しかし、企業別組合でも後述するように主要な労働条件の決定に参画し、労働条件の改善に大きな影響力を行使してきたという業績があり、また、さまざまな経営情報を把握し、経営側と労働者側のコンフリクトを回避する上で大きく貢献してきたことを軽視するのは誤りである。イギリスのような職能別組合の場合には、職能ごとのストラクチャが発生すると、全工場の機能が事实上停止し、企業成長の大きな阻害要因となると同時に、生産諸要素の組合わせの変化によって生ずる技術進歩をも阻むことになる。

五 目標の多元化と選択原理の多軸化

以上のように、「戦後」の日本経済は一面では、「資本主義」的経済発展の最も成功したモデルの一つであり、経済のさまざまな領域ですぐれたパフォーマンスを記録しているが、他面では「市場機構」の作用を社会的に制御するという点では最も成功していない国の一つである。経済社会の総合的なパフォーマンスは、単に経済成長によってのみ評価されるべきではなく、社会を構成する個人の自由を保障し、社会の構成主体間の平等と公正な諸関係を維持し、同時に、経済的自由と効率を保障する体制が確立されているか否かに依存する。

「戦後」の日本経済は、一方では政治原則としての「民主主義」と、他方では経済原則としての「市場機構」とを根幹に据え、個人の政治的権利としての平等と、経済的自由を保障する制度の下で急速に発展し、この結果、国民一人一人の所得水準と多様な職業選択の重要性が高まっている。

官庁の役割と機能とを低下させることを意味しているのではない。第一に、長期的な展望にもとづいて経済社会の「効率」を一面で維持しながら、他方では、「公正」な所得分配を実現したり、政策の決定過程を「密室」における決定から「公開」過程での決定へと転換させるなど、経済社会の大枠をデザインするのは、いざん中央官庁の重要な役割りである。

第二は、国際間の調整を図ることも中央官庁の重要な機能である。前述したように、日本経済が「小国の仮定」をとりえた段階から、「大国の仮定」に立脚せざるをえなくなつてゐることは、国際間の調整が政策の中でのプライオリティを高めている。七〇年代に貿易摩擦が多発したように、八〇年代においてもこうした傾向は周期的に発生すると思われる。とくに、日本経済の地域的な貿易構造と日本の弾力的な経済構造とを前提とすると、この感を深めざるをえない。

第三は、地方政府間の調整である。「戦後」の産業化の過程は地方政府が中央政府に従属し、このため地方政府独自の観点から地域の産業化を試みる機会は著しく閉ざされていた。しかし、後述するように八〇年代には地方政府独自の観点から地域の産業化に取組まざるをえない以上、中央政府の長期ビジョンに沿つて地方政府間の調整を絶えず行わざるをえなくなると思われる。

こうした観点から八〇年代の産業政策として中央政府が取組むべきことは以下の諸点である。第一は、競争機構の整備である。「戦後」の産業化の過程で、わが国の市場機構が比較的円滑に作動し、この市場機構の下でさまざまなイノベーションがすすみ、日本経済

の成長が実現したことは前述した通りである。八〇年代においても市場の競争的枠組みの下で経済のダイナミズムが維持されていることの必要性は、さまざまの政策課題が「非市場機構」という政治と行政の場に調整を委ねざるをえなくなっている以上、いつそう高まっていると思われる。こうした観点から流通機構における価格形成を伸縮的にし、寡占的企業の価格操作力を弱めてゆくことが必要である(?)。また、農業生産に市場機構の影響力を強めてゆくことも不可避の方向であろう。

第二は、国際間の調整には相互主義の観点が不可欠となり、また、従来のような統制的、指示的介入から市場機構を活用した間接的介入への転換が必要である。わが国が国際社会の中で安定した位置を確保するためには、製品輸入を拡大し、垂直分業から水平分業への転換が不可欠である。しかし、わが国が国際間の関係について必ずしも相互主義の観点に十分に立脚していないことは、農産物の輸入制限が国際的にみて最も厳しいだけでなく、流通機構においても寡占的企業による閉鎖的な流通路が形成され、参入障壁を高めているなどからもうかがえる。日本がアメリカへ耐久消費財の輸出を拡大したのは、アメリカの流通機構が制度的に開放的であり、低い参入障壁となっていたことと関係している。相互主義の観点からわが国の諸制度を見直すことは、「公正」な国際関係を築き上げる上で不可欠となっている。

また、貿易摩擦を回避する上で自主規制と称して生産量の割り当て制を実施することは、政府による市場機構への統制的介入なしでは業界のカルテルを前提としたものであり、「戦後」三〇有余年の

約を促進することが日本にとって必要不可欠である。「石油危機」以降の諸徵候をみると、効率的に石油節約を推進するためには市場機構を活用することにあり、この観点からも八〇年代に市場のワーカビリティを高めておくことの戦略的意義がある。

しかし、長期的には以下の三点が検討されるべきである。第一は、産油国との原油供給を安定化させるための国際新秩序形成をどうするか。第二は、クリーン・エネルギー開発のために国が果たす役割は何か。第三は、エネルギー源を多元化し、石炭をエネルギー源として活用しようとした時、環境対策という観点から電源立地の再検討、産炭国への開発投資、専用船および港湾の整備など、多くの検討すべき課題をかかえることになる。

しかし、八〇年代において前述した政策課題のすべてを中央政府が行うには自ずと限界があり、さし当り、以下の三点を指摘することができる。第一に、産業構造の転換とはまさに地域の産業化の問題であり、このことは地域経済のポテンシャルをいかに再組織化するかという問題と関連している。また、地域経済のポテンシャルは地域ごとに多様であり、この多様な潜在力をいかに顕在化させるかという観点から産業化の問題に取組むべきである。この限り、産業化の計画の主体は地方政府が担うべきことを示唆し、中央政府は「効率」の維持と成果配分の「公正」という観点から地方政府間の調整機能を移すことが必要である。しかし、産業化の計画の主体を地方政府に移すことは、長期的な観点から地方政府が産業化に必要な社会的間接資本の投資を行うことが必要であり、このことは、財源および権限の中央から地方への再配分を必要不可欠とし

古い政策思想にもとづいたものである。こうした政策的介入は、一方では、競争秩序を破壊し、経済のダイナミズムを損う可能性と、他方では、産業構造の転換を遅らせ、かえって調整コストを高めることになりかねない。むしろ、貿易摩擦に対しても選択的に輸出税を課し、課税効果によって輸出調整を行うことが望ましい。また、多くの繊維製品などの諸産業に対して中小企業団体法にもとづいてカルテルを行なうことは、市場での調整を遅らせ、かえって、近い将来にNICSとの競合に直面し、政治・行政の負担を高める可能性がある。もはや、産業政策は国内的視野からのみ行うべき時代ではない。

第三に、国土利用と産業化の関係である。土地という財が外部性を有する以上、「効率」的な土地利用を図るには資源配分を市場機構にのみ委ねるのではなく、計画的利用を促進するために政府が介入することは必要不可欠である。「戦後」の産業化の過程では、社会的間接資本に産業立地が誘導されてきたことは前述した。八〇年代において地域間の均等的発展を図り、地域間に存在している雇用機会の偏りを修正し、地域社会に「公正」な雇用機会を創り出すことが緊急の課題となっている。このことは「効率」的な土地利用と産業化の成果をいかにして地域間に「公正」に配分するかという問題と関連し、また、行政システムの転換という問題とも関連することなる。

第四は、中・長期的な観点からエネルギー政策をどのように確立するかの問題である。日本経済が当面、石油依存の経済構造から大きく転換できる可能性は極めて小さい。この限り短期的には石油節約が調整過程に反映し易いこと、第三は、商業の問題が地域計画、エゴが調整過程に反映し易いこと、第三は、商業の問題が地域計画、都市計画との関連ではとんど考慮されないと、である。換言すれば、公的機関による広域的な観点から商業活動を都市計画の中に位置づけることが必要である。現行システムは「擬似民主主義」であり「公正」の原理に反するものである。

第三は、地域社会の人的資源の蓄積をいかに促進するかの問題であり、二層の内容を含むことになる。一つは、地域の産業化を図るために地域社会に精通した多くの専門家が産業化の可能性をあらゆる角度から検討してはじめて総合的な計画をまとめることができる。しかし、こうした人的資源が地方政府に十分蓄積されているとはいはず、中央と地方との人材の再配分を行うことが不可欠なこと、換言すれば、人材配分の「公正」を図ることと、もう一つは、産業化に必要とされる人的資源を地域の中に蓄積してゆくために、教育と職業の関わり方、各地域固有の生涯教育のあり方が検討されねば

ならないであろう。

八〇年代の日本経済が直面していることは、画一的な政策決定システムの多元化を図ることによって、権限配分の「公正」、財源配分の「公正」、人材配分の「公正」、成果配分の「公正」を期するとのできる産業社会の形成へと道を拓き、また、こうした政策決定システムへの参加の機会を広げ、産業社会の活性化にも役立つこともなると思われる。

参考文献

- (1) 白根礼吉・鶴田俊正編著『新・貿易立国論』筑摩書房、一九七九年。
- (2) 上野裕也『日本の経済制度』日本経済新聞社、一九七八年。
- (3) 「戦後」の政策体系についてはかつて論じたことがある。鶴田俊正「産業政策と企業経営」森川英正他編『日本経営史を学ぶ』(3)有斐閣、一九七六年所収論文参照。
- (4) 小島清・小宮隆太郎編著『日本の非関税障壁』日本経済新聞社、一九七二年。
- (5) 小宮隆太郎『現代日本経済研究』岩波書店、一九七五年。
- (6) 鶴田俊正『産業政策と競争秩序』『経済セミナー』一九七六年一月号。
- (7) 鶴田俊正『寡占体制と流通系列化』『専修経済学論集』専修大学経済学会、一九八〇年三月。
- (8) 鶴田俊正編著『世界と日本の流通政策』日本評論社、一九八〇年。

総括

柏崎利之

（早稲田大学）

現実の経済政策には、通常、資源配分効果とともに所得分配効果がみられる。そこで、一般に、ある経済政策が適正であるかどうかを判定するためには、効率基準に依拠するだけでは不十分であり、何らかの公正基準にも依拠することが必要である。しかしながら、依拠すべき公正基準の具体的な内容は何であるか、また公正基準は効率基準とどのような関係にあるかについて、人びとの間で容易に意見の一一致がみられるものではない。実際、効率と公正の関連を問うこととは、長年の間、経済政策論の中心課題の一つをなしている。

この課題について、今回の大会では、三人の報告者により、それぞれユニークなアプローチが提示された。まず、塩野谷教授は、正義（公正）を「制度」の問題、すなわち手続上の問題とみなしそう、正義を義務論で規定することが、経済学にどんなインパクトを与えるかについて、社会哲学的な分析を提示した。それは、具体的には、「制度」を経済体制におきかえ、市場対計画という効率をめぐる管理制度上の対立と、自由対平等という正義をめぐる理念上の対立とからでてくる四つの思想的立場を止揚しようとするメタ規範分析である。この関連で、塩野谷教授は、正義が手続的正義であり、結果の正義ではないという観点に立って、厚生経済学で効率基準と公正基準とが同じ平面で競合的に論じられているのは、自由社会の議論

としては誤りであると批判し、また同じ観点に立って、功績と必要という分配原則では所得のフローの分配が対象とされており、「状態」の正義を論ずる誤りをおかしていると批判した。

つぎに、夏目教授は、伝統的な厚生経済学における厚生基準論の再検討という形で、政策勧告における効率判断と公正判断の関連を吟味し、あわせて公正判断の実質的内容を検討した。前者については、政策勧告における効率判断と公正判断の二分法的な適用には論理的困難があり、両者を不可分な形で統一的に適用すべきであると論ぜられ、この意味で、「改善」を求める政策勧告よりも、「最善」を求める政策勧告の方を評価する立場が示された。また後者については、所得分配にかかる公正基準がとりあげられて、検討された。

そして最後に、鶴田教授は、主として流通機構に関連して、産業政策における効率と公正の問題をとりあげた。ここでは、わが国における流通機構の効率化を「流通コストのひき下げ」としてとらえ、また公正化を「メーカーと流通業者間、および流通業者相互間での成果配分の適正化」としてとらえて、流通系列化によって価格競争面と成果配分面に及ぼされる効果が吟味された。その議論に立って、流通機構における効率化と公正化をすすめるためには、多様かつ複合的な政策手段が必要とされることが強調された。

これらの報告について、三人の予定討論者による討論、それにに対する報告者の答論、そしてフロアからの質疑と応答が活潑におこなわれた。それらを通じて、とくに、経済政策論における価値判断の位置、J・ロールズ流の正義の理論の意義、厚生基準論の政策論上の役割、わが国の流通機構の特質と問題点などがクローズ・アップされ、公正（正義）の内容規定と、効率と公正の関連について、多くのことが明らかにされた。

しかしながら、欲をいえば、つぎの二点が気にかかった。第一点は、効率と公正の議論をするさいに、同じ言葉が論者によって異なる意味に用いられ、議論の一層の展開を妨げる要因になったことである。たとえば、「効率」という言葉が、市場機構における資源配分の効率という意味と、特定産業における規模の経済による流通コストの削減という意味に用いられた。また「公正」という言葉が、「制度」としての正義を実現することの意味にも、何らかの公正基準にかなう所得や富の分配の「状態」の意味にも、そしてメーカーと流通業者間、および流通業者相互間の成果（利潤）配分の適正の意味にも用いられた。

第二点は、効率と公正（正義）の関係について、異なる範囲の議論が提示され、それらがつき合わざることなしに残されたことである。たとえば、塩野谷報告では、正義の「制度」を優先的に定め、その下で効率的な「制度」と「状態」を達成するという立場が示されたのに対して、夏目報告では、効率基準と公正基準の双方を政策勧告に当つて考慮に入れる立場がとられたけれども、効率的で公正な「状態」が議論の中心であった。そこで、塩野谷教授によつて提

起された厚生経済学批判にたいして、厚生基準論の立場からの反対があつたならば、主題にかんする議論がもつと展開されたようと思われる。

以上、経済政策論において基本的に重要な課題である「効率と公正」についての、種々な角度からの報告と討論をありかえり、「欲をいえば」という前提で個人的な感想を述べさせていただいた。主題にかんして示唆に富んだ議論を展開して下さった報告者、予定討論者をはじめとする討論参加者の御協力にたいして、新野教授とともに感謝する次第である。

Translog 生産関数による日本経済の成長のソース分析*

〈自由論題〉

一 序

経済成長の解剖学にも多種多様なものがある。生産関数の観点から分析すれば、経済成長の源は、投入量の増加と技術進歩に大別される。この立場からの分析は Solow [12] に始まる。そこでは、技術進歩は生産物の成長率から投入物の貢献度分を除いた「残差」として定義された。その後の成長のソース分析に関する多くの研究は、その説明されない「残差」の部分を説明しようという方向でなされた。この方向の中にも、大きく二つの流れがある。一つは生産関数を特徴化して分析を進める研究である。他の一つは、Denison によって考案された Divisia Index によって分析を進める研究である。

統計分析の立場から評価すれば、前者は推測統計学に属するので、統計的検定がなされる長所を有しているのに対し、後者は記述統計学に属するので、それがなされない欠点がある。しかし、前者の研究は、生産関数の特定の仕方が分析に制限を与える。例えばコブ・ダグラス生産関数や CES 生産関数等を仮定すれば、長期の分析に代替の弾力性が不变という厳しい条件を前提にしなければならない。

森 崎 初 男

（自衛女子短期大学）

ことになる。最も一般的な関数 $Y = f(K, L, r)$ を用いれば、ソロー [12] のケースになり、「残差」は説明されなくなる。

本論では、技術進歩とともに代替の弾力性も変化するという、比較的ゆるやかに特定化された生産関数を前提にして「残差」の分析がなされる。特に技術進歩については、労働と資本の技術進歩が検討され、いかなる偏向的な技術進歩があつたのか、またそれらは所得分配にどのような影響を与えるのかが分析される。次節では、そのための分析道具が準備される。最後に、各生産要素の成長に対する貢献度、技術進歩の特徴についての実証分析がなされる。

II 分析道具

分析のために用いられる生産関数は、一九七〇年 Jorgenson 等 [7] によって發表された Transcendental Logarithmic (略して Trans-log) Production Function である。それは、次のような形を示す。

$$(1) \ln Y = \alpha_0 + \alpha_K \ln K^* + \alpha_L \ln L^* + \frac{1}{2} \beta_{KK} (\ln K^*)^2$$

$$+ \beta_{KL} \ln K^* \ln L^* + \frac{1}{2} \beta_{LL} (\ln L^*)^2$$

集計された産出量 Y は物的単位で測定されないが、資本 K^* 、労働 L^* は技術進歩を導入するため、それぞれ次のよんだ能率単位で測定されている。¹⁰

(2) $K^* = A(t)K$, $L^* = B(t)L$; $A(t) = e^{at}$, $B(t) = e^{bt}$

但し、 K 、 L は物的単位で測定された資本と労働を示し、 $A(t)$, $B(t)$ は資本と労働の技術進歩を示す能率係数である。 t は時間単位である。

(1) は(2)を代入して、書き直す。¹¹

$$(1)' \ln Y = \alpha_o + \alpha_K \ln K + \alpha_L \ln L + \alpha_{KL} t + \frac{1}{2} \beta_{KK} (\ln K)^2 + \beta_{KL} \ln K \ln L + \frac{1}{2} \beta_{LL} (\ln L)^2 + \beta_{LK} \ln L \cdot t + \frac{1}{2} \beta_{TT} t^2$$

但し、

$$\alpha_T = \alpha_K a + \alpha_L b, \beta_{KL} = \beta_{KK} a + \beta_{LL} b, \beta_{LL} = \beta_{KK} a + \beta_{KL} b$$

$$\beta_{TT} = \beta_{KK} a^2 + 2\beta_{KL} ab + \beta_{LL} b^2$$

となる。¹²

(2) 式が一次同次関数である条件は

$$(3) \alpha_K + \alpha_L = 1, \beta_{KK} = \beta_{LL} = -\beta_{KL}$$

である。

$$(1)'$$
 式によると、資本及び労働の生産弹性 $V_K = \frac{\partial \ln Y}{\partial \ln K}$, $V_L = \frac{\partial \ln Y}{\partial \ln L}$ は技術進歩率 $V_T = \frac{\partial \ln Y}{\partial t}$ を求めらる。

- (1) 式を時間 t で全微分し、(4)式を使って整理すると、産出量の変化率 $D \ln Y$ は(2)のとくに表わせよう。¹³
- (5) $D \ln Y = V_K D \ln K + V_L D \ln L + V_T$ 但し $D = \frac{d}{dt}$
- 関数(1)'は一次同次(3)の条件を仮定すれば、(4)は次のとくに書き改める。
- (6) $\begin{cases} V_K = \alpha_K + \beta_{KK} \ln k + \beta_{KL} t \\ V_T = \alpha_T + \beta_{KT} \ln k + \beta_{TT} t \end{cases}$
- 但し、 $V_K + V_L = 1$, $k = \frac{K}{L}$
- $\alpha_T = \beta_{KK}(a-b), \beta_{TT} = \beta_{KK}(a-b)^2$
- $\alpha_T = \alpha_K a + (1-\alpha_K)b, \alpha_T + \alpha_L = 1$

次に、一次同次の条件の下で、資本と労働の代替の弾力性を求める。¹⁴

$$(7) \sigma(k, t) = \frac{V_K(k, t)(1-V_K(k, t))}{V_K(k, t)(1-V_K(k, t)) - \beta_{KK}}$$

但し、 $\beta_{KK} < V_K(1-V_K) \leq 0, 25$

となる。即ち β_{KK} の関数となるべきである。代替の弾力性が可変であることを示す。但し、 $\beta_{KK} = 0$ となるとき $\sigma = 1, a = b$ となる。

$$\cap \ln K = 0 \text{ となるとき } \sigma = \frac{\alpha_K(1-\alpha_K)}{\alpha_K - \beta_{KK}} \neq 1 \text{ で不变である。}$$

技術進歩率 β_{KL} が不变のときに、次の4種類に分類される。

(1) $\beta_{TT} = 0$ のとき、技術進歩率 V_T は不变である。やむを得ず $\beta_{KK} = 0$ または $a = b$

(2) $\beta_{TT} > 0$ のとき、技術進歩率 V_T は遞増する。やむを得ず $\beta_{KK} > 0$ である。¹⁵

(3) $\beta_{TT} < 0$ のとき、技術進歩率 V_T は遞減する。やむを得ず $\beta_{KK} < 0$ である。¹⁶

(4) $\beta_{TT}^2 > 0$ のとき、技術進歩率 V_T は遞増する。やむを得ず $\beta_{KK}^2 < 0$ である。¹⁷

次に完全競争を仮定すれば、所得分配との関係で技術進歩を分類することができる。¹⁸ が不變の下で、

(1) $\beta_{KL} = 0$ のとき、技術進歩は所得分配に

対して「中立的」である。

(2) $\beta_{KL} > 0$ のとき、技術進歩は所得分配に

対して「資本有利的」である。

(3) $\beta_{KL} < 0$ のとき、技術進歩は所得分配に

対して「労働有利的」である。

資本と労働の能率係数の変化率 (a, b) と資本の生産弹性の変化係数 β_{KK} の組合せによる組合せを考慮すれば、技術進歩は上表のようになる。

以上より技術進歩率が不變のときは、代替の弾力性も不變となり所得分配に対しても「中立的」となるが、それが変化するときは代替の弾力性も変化し、所得分配に対しては「非中立的」となることが明らかにされた。

次節では、これらの分析道具を用いて、成長

$$\begin{array}{|c|c|c|c|c|c|} \hline \beta_{KL} = \beta_{KK}(a-b) & a > b & a = b & a < b & \sigma = \frac{V_K V_L}{V_K V_L - \beta_{KK}} \\ \hline \beta_{KK} < 0 & (\text{ii}) & (\text{i}) & (\text{iii}) & \sigma < 1 \\ \beta_{KK} = 0 & (\text{i}) & (\text{i}) & (\text{i}) & \sigma = 1 \\ \beta_{KK} > 0 & (\text{iii}) & (\text{i}) & (\text{ii}) & \sigma > 1 \\ \hline \end{array}$$

III 日本の経済成長のツーパー

経済成長の要因は(5)式によって示されるが現実のデータを適用するため、微分式は差分式に改められ、理論と現実を結ぶために、誤差値 $U_T(t)$ がもう立られる。¹⁹ について(5)式は

$$(5)' \Delta \ln Y(t) = V_K^*(t) \Delta \ln K(t) + V_L^*(t) \Delta \ln L(t) + V_T^*(t) + U_T(t)$$

$$\cap \quad V_K^*(t) + V_L^*(t) = 1, \quad V_T^*(t) = \frac{1}{2}[V(t) + V(t-1)]$$

$$\Delta \ln x(t) = \ln x(t) - \ln x(t-1), \quad \frac{1}{n} \sum U_T(t) = 0$$

昭和三十二年から昭和五十一年の100年間のEPAデータを作り、実質GDPの成長率 $\Delta \ln Y(t)$ 、実質資本ストックの成長率 $\Delta \ln K(t)$ 、雇用労働者の増加率 $\Delta \ln L(t)$ 、資本の分配率(σ) $V_K^*(t) = 1 - V_L^*(t)$ を求めた値は、次表の通りである。

実質GDPの成長率は、三十年代と四十年代の前半はほぼ10%前後である。昭和四十五年より成長率は次第に低下をはじめ、昭和四十九年にはついにマイナスを示した。実質資本ストックの成長率はほぼ全般にわたって10%前後の成長率を示すが、近年低下傾向をみせはじめた。一方、労働の成長率のすう勢は、全期間遞減している。資本の分配率も全期間遞減傾向を示している。これらのデータより(5)式の平均値を求める。

$$\overline{\Delta \ln Y} = \overline{V_K^*}, \overline{\Delta \ln K} + \overline{V_L^*}, \overline{\Delta \ln L} + \overline{V_T^*}$$

(0.085)(0.447)(0.102)(0.553)(0.031)(0.022)

の結果、最近の他の研究と比較してみると。

Nishimizu 他 [11], 期間 S. 30—S. 46

$$1 = 0.583 + 0.165 + 0.252$$

(資本) (労働) (技術進歩)

Denison 他 [3], 期間 S. 28—S. 46

$$1 = 0.220 + 0.200 + 0.580$$

(資本) (労働) (技術進歩)

$$1 = 0.220 + 0.200 + 0.580$$

われわれの値は、Nishimizu 等に近い値を示している。

次に、技術進歩の中期について分析しよう。この分析には(6)式が用いられるが、実証分析のために誤差値 $U(t)$ が導入される。

$$(6-1) \quad V_K^*(t) = \alpha_K + \beta_{KK} \ln k(t) + \beta_{KT} t + U_K(t)$$

$$(6-2) \quad V_T^*(t) = \alpha_T + \beta_{KT} \ln k(t) + \beta_{TT} t + U_T(t)$$

$$\text{但し, } V_K^*(t) + V_L^*(t) = 1, \alpha_T = \alpha_K a + (1 - \alpha_K) b$$

昭和	$\Delta \ln Y$	V_K^*	$\Delta \ln K$	$\Delta \ln L$	\hat{V}_T^*
33	0.0579	0.4850	0.0615	0.0448	—
34	0.1058	0.4775	0.0739	0.0482	0.0246
35	0.1178	0.4920	0.1068	0.0556	0.0248
36	0.1264	0.4975	0.1218	0.0412	0.0253
37	0.0621	0.4825	0.1041	0.0380	0.0258
38	0.1180	0.4680	0.1002	0.0355	0.0261
39	0.1009	0.4600	0.1061	0.0332	0.0271
40	0.0554	0.4455	0.0883	0.0442	0.0271
41	0.1055	0.4410	0.0908	0.0338	0.0150
42	0.1228	0.4530	0.1157	0.0256	0.0147
43	0.1197	0.4660	0.1287	0.0233	0.0143
44	0.1041	0.4675	0.1376	0.0197	0.0140
45	0.0986	0.4605	0.1372	0.0344	0.0140
46	0.0706	0.4420	0.1223	0.0248	0.0137
47	0.0936	0.4240	0.1185	0.0182	0.0134
48	0.0624	0.4070	0.1087	0.0388	0.0131
49	-0.0022	0.3855	0.0794	0.0036	0.0130
50	0.0339	0.3730	0.0651	0.0085	0.0128
51	0.0552	0.3665	0.0630	0.0154	0.0128
平均	0.085	0.447	0.102	0.031	0.022

となる。但し、 $\bar{U}(t)_Y = 0$ 。

以上の 110 年間にわたって、GNP の平均成長率は八・五ペーセント、資本の平均成長率が一〇・一ペーセントであるのに対して労働の平均成長率はわずか三・一ペーセントであった。資本の平均分配率は四四・七ペーセント、従って労働のそれは五五・三ペーセント。産出量の平均成長率と投入量の平均成長率との残差より、技術進歩の平均率は二・一一ペーセントと推計された。これらの成長要因の平均寄与率を求める。

$$I = 0.541 + 0.200 + 0.259$$

(資本寄与率)(労働寄与率)(技術進歩寄与率)

である。

推定結果は前式で示したとおり、110 の推定式に分離された。(i)

$$\bar{R}^2 = 0.920 \quad DW = 2.804 \quad SE = 0.006$$

(ii) $V_K^*(t) = 0.470 + 0.150 \ln k(t) - 0.023 t$

(0.329) (0.784)

$V_T^*(t) = 0.418 - 0.164 \ln k(t) - 0.003 t$

(1.505) (0.298)

$$R^2 = 0.967 \quad DW = 2.789 \quad SE = 0.007$$

推定結果は前式で示したとおり、110 の推定式に分離された。(i)

各誤差値 $U(t)$ は線形回帰や下記の通常の仮定を満して

いるものとする。

(6-1), (6-2) 式は下べの単位の影響を取るので推定に際しては、

$\bar{V}_K^* = \alpha_K$, $\bar{V}_T^* = \alpha_T$ となるべきデータを標準化してある [16]。

(6-1) が最も1乗法によって推定された。(v)

(i) $V_K^*(t) = 0.470 + 0.150 \ln k(t) - 0.023 t$

(0.329) (0.784)

(ii) $V_T^*(t) = 0.418 - 0.164 \ln k(t) - 0.003 t$

(1.505) (0.298)

したがって、昭和三十年代に入ると、技術進歩率は漸減し ($\beta_{TT} = -0.023$) 効率が悪化した。そして能率係数は相対的に労働増大率 ($a - b = -0.153$) であり、代替の弾力性は $\sigma > 1$ であった。

しかし、昭和四十年代に入ると、技術進歩率は漸減し ($\beta_{TT} = -0.0005$)、能率係数は相対的に資本増大的 ($a - b = 0.018$) となり、代替の弾力性も $\sigma < 1$ に変化した。ただ、所得分配に与える技術進歩は、四十年代も「労働に有利」($\beta_{KT} = -0.003$) であった。ただし注目すべきこととは、「有利」な程度が昭和三十年代後半が 0.023 であったのに対し、昭和四十年代に入ると、0.003 に大きく落ちたんだからである。

したがって、(ii) の期間について

(i) 式の説明力は $R^2 = 0.92$ であるが、 $\ln k(t)$ の係数の t 値が悪いのは主として多重共線性によるものが多い。これが他の係数より、他の係数の値は以下のようである。

$$(i-1) \quad \begin{cases} \alpha_K = 0.470, \alpha_L = 0.530, \beta_{KK} = 0.150, \beta_{KT} = -0.023 \\ a - b = -0.153, \alpha_T = 0.026, \beta_{TT} = 0.004 \end{cases}$$

これらの係数を (6-2) 式に代入し、技術進歩率 V_T^* を推定する。
推定値 \hat{V}_T^* は前表の第 6 列目に掲載されている。
また、(i) の期間の代替の弾力性 σ はより推計された。その平均値を求めると

$$(i-3) \quad \sigma = 2.513$$

となる。

(ii) の期間について

(ii) 式の説明力は $R^2 = 0.967$ であるが、 $\ln k(t)$ の係数の t 値が悪いのは $\ln k(t)$ との強い相關によるものである。(ii) 式の結果より、(i) の期間の各係数の値は次のようにならなかった。

$$(ii-1) \quad \begin{cases} \alpha_K = 0.418, \alpha_L = 0.582, \beta_{KK} = -0.164, \beta_{KT} = -0.003 \\ a - b = 0.018, \alpha_T = 0.014, \beta_{TT} = -0.00005 \end{cases}$$

* 昭和五十四年度経済政策学会大会において、広島大学田村泰夫教授並びに松水征夫教授より多くの有益なコメントをいただきました。ここに記して感謝します。もちろんあくまでも誤りは筆者自身に帰されるものであることをお詫びします。

(1) Yamane, T. and Morisaki, H. [16].

(2) 國民所得に対する雇用者所得の比率を労働分配率 V_L とする。資本

(3) R^2 は自由度修正決定係数、DW はダーリング・スコア、SE は標準差の標準偏差、係数値の下の（）内数値は t 値。

参考文献

- [\rightarrow] Bodkin, R. G. and Klein, L. R., "Nonlinear Estimation of Aggregate Production Functions," *The Review of Economics and Statistics*, Feb. 1967, 27-44.
- [∞] Denison, E. F., *Accounting for U. S. Economic Growth, 1929-69*, The Brookings Institution, 1974.
- [ω] —— and William, K. C., *How Japan's Economy Grew So Fast, the Sources of Postwar Explanation*, The Brookings Institution, 1976.
- [φ] Hulten, C. R., "Divisia Index Numbers," *Econometrica*, Nov. 1973, 1017-1025.
- [∞] Intriligator, M. D., "Embodied Technical Change and Productivity in the U. S., 1929-58," *The Review of Economics and Statistics*, 1965, 65-70.
- [\sim] Jorgenson, D. W. and Griliches, Z., "The Explanation of Productivity Change," *The Review of Economic Studies*, July 1967, 249-283.
- [\sim] —— and Christensen L. R. and Lau, L. J., "Transcendental Logarithmic Production Frontiers," *The Review of Economics and Statistics*, Feb. 1973, 28-45.
- [∞] ——, "The Embodiment Hypothesis," *Journal of Political Economy*, Feb. 1966, 1-17.
- [σ] McCarthy, M., "Embodied and Disembodied Technical Progress in the Constant Elasticity of Substitution Production Function," *The Review of Economics and Statistics*, 1965, 71-75.
- [Ω] Nishimizu, M. and Jorgenson D. W., "U. S. and Japanese Economic Growth, 1952-74: An International Comparison," *The Economic Journal*, Dec. 1978, 707-726.
- [Ξ] —— and Hulten, C. R., "The Sources of Japanese Economic Growth: 1955-71," Aug. 1978, 351-361.
- [Ω] Solow, R. M., "Technical Change and the Aggregate Production Function," *The Review of Economics and Statistics*, Aug. 1957, 312-320.
- [Ξ] ——, "Investment and Technical Progress," in *Mathematical Methods in the Social Sciences*, ed. by K. J. Arrow, S. Karlin and P. Suppes, 1960, 89-104.
- [Ξ] ——, "Technical Progress, Capital Formation and Economic Growth," *The American Economic Review*, May 1962, 76-86.
- [Ω] Yamane, T. and Morisaki, H., "Estimation of Embodied and Disembodied Technical Progress(I)&(II)," *The Aoyama Journal of Economics*, Vol. 28, Sept. 1976, 113-131, Vol. 28, Dec. 1976, 103-109.
- [Ξ] Yamane, T. and Morisaki, H., "The Translog Production Function and its Application to the Japanese Economy", Vol. 30, Feb. 1979, 359-381.

生産構成比の計画化と分配率の調整

— 2 部門モデルの分析 —

純粹な形態での市場経済において、総生産量あるいは部門別生産量が市場均衡のメカニズムを媒介として決定され、分配率が生産要素の機能的分配法則にしたがうことは、伝統的理論の明らかにするところである。小論は、このような市場経済のフレームを基本的に容認し市場メカニズムの均衡化作用を最大限利用しながら、これに若干の制度的装置——消費財にたいする従価税と税収入の階級別移転支出——をほどこすことにより、生産構成比の計画化と分配率の自由な数量が可能となることを理論モデルによつて示そうとするものである。このや政策的に意図される生産構成比および階級別分配率の適正值は外生的に与えられるものとする。

本稿では紙幅に制約があるため、静学モデルによる均衡解の存在証明と解の安定性に関する吟味は割愛し(\rightarrow)、動学モデルの性質の検討とモデルの政策的意味を述べることにしよう。

小論のモデルは、基本的には宇沢の2部門モデル(ω)に依拠し、次の諸仮定に即して若干のリフォームをえたものである。(i)要素市場・財市場は競争状態にあり市場原理が支配する。(ii)投資財・消費財による2部門生産において、両部門生産構成比の計画値を設定し、長期的には投資財生産ウェイトの漸増を意図する。(iii)消費財

吉 村 11 郎

（中央大学）

にたゞかる従価税を設け、消費財の一重価格制を採用する。そのわりに(iii)項で示した生産構成比の計画値のもとで市場均衡の実現するよに税率を調整する。(iv)税収入は資本・労働二階級の移転所得として再分配し、所得分配率を意図する水準に誘導する。(v)主として計算結果の経済的意味を明確にするため、生産関数をコブ・ダグラス型に特定化する(ω)。

一 も く

この用いる記号は次のようである。 Y_j ($j = I, C, \sim$: 投資財部門、 C : 消費財部門) : j 部門生産量、 k_j : j 部門投入要素比率、 N_j : j 部門投入労働力、 K_j : j 部門投入資本、 N : 労働供給量、 K : 資本供給量、 k^d : 平均投入要素比率、 w : 投資財単位で測った実質賃金、 p^d : 投資財単位で測った消費財の生産者価格、 p_d : 投資財単位で測った消費財の消費者価格、 Y : 投資財単位で測った支出国民所得、 C : 2 部門生産比率、 r : 消費財の従価税率、 s : 平均消費性向、 s_p : 資本階級消費性向、 s_a : 労働階級消費性向、 θ : 労働分配率、 W : 投資財単位で測った労働所得、 ω : 要素価格比 (賃金/資本レントル)、 α : 課税収入の労働階級への分配率、 λ : 投資財

部門技術進歩率、 γ ：消費財部門技術進歩率、 α ：労働力增加率、 i ：生産構成比変化率、 s_i のうち s_{μ} , s_w は外生変数、 λ は政策変数でありモデルに外挿される。

もしも、モデルが次の連立方程式体系で表される。

$$Y_I = A e^{\mu t} K_I^\alpha N_I^{1-\alpha} = N_I A e^{\mu t} (k_I)^\alpha \\ Y_C = B e^{\mu t} K_C^\beta N_C^{1-\beta} = N_C B e^{\mu t} (k_C)^\beta$$

$$[投資財部門生産関数] \quad (1)$$

$$N_I k_I + N_C k_C = K \\ K = \int Y_I dt + K_0$$

$$[投資財部門生産関数] \quad (2)$$

$$w = \left(\frac{1-\alpha}{\alpha} \right) k_I \quad [投資財部門投入要素比率決定関数] \quad (3) \\ w = \left(\frac{1-\beta}{\beta} \right) k_C \quad [消費財部門投入要素比率決定関数] \quad (4)$$

$$N_I k_I + N_C k_C = K \\ K = \int Y_I dt + K_0$$

$$N_I k_I + N_C k_C = K \\ K = \int Y_I dt + K_0$$

$$N_I + N_C = N e^{\mu t} \\ C_0 e^{\mu t} = \frac{Y_I}{p Y_C}$$

$$p = \alpha \frac{Y_I}{k_I N_I} / \beta \frac{Y_C}{k_C N_C} \quad [消費財の均衡生産者価格] \quad (9)$$

$$w = (1-\alpha) \frac{Y_I}{N_I} \quad \text{または} \quad w = p(1-\beta) \frac{Y_C}{N_C} \quad [実質賃金決定関数] \quad (10) \\ p = (1-\tau) p_d, 1 \geq \tau \geq 0 \quad [均衡税率決定関数] \quad (11) \\ Y_I = s Y \quad \text{または} \quad p Y_C = (1-s) Y \quad [財市場の均衡] \quad (12) \\ Y = p_d Y_C + Y_I \quad [支出国民所得定義式] \quad (13)$$

$$w = (1-\alpha) \frac{Y_I}{N_I} \quad \text{または} \quad w = p(1-\beta) \frac{Y_C}{N_C} \quad [実質賃金決定関数] \quad (10) \\ p = (1-\tau) p_d, 1 \geq \tau \geq 0 \quad [均衡税率決定関数] \quad (11) \\ Y_I = s Y \quad \text{または} \quad p Y_C = (1-s) Y \quad [財市場の均衡] \quad (12) \\ Y = p_d Y_C + Y_I \quad [支出国民所得定義式] \quad (13)$$

II 均衡成長経路の存在と動学解の安定性

さて述べるようく均衡成長経路すなわち動力学的均衡解の存在と安定性が、最終的には資本蓄積率の均衡解が存在するか、また、その安定性はいかに依存して明らかとなる。まず、(1)～(5)式の「供給システム」、(3)～(5)式の「需要システム」をそれぞれ変化率ターミナルと呼ぶ。以上16式からわれわれのモデルは、(1.9), (1.11), (1.14), (1.15), (1.16)式によって守沢モデルと識別される。

この問題は、 $K/K = h$ である、便宜上、 s を外生変数と同様に扱うとするが、この結果、「供給システム」は関しては10個の微分方程式 $\dot{Y}_I/Y_I, \dot{Y}_C/Y_C, \dot{w}/w, \dot{k}_I/k_I, \dot{k}_C/k_C, \dot{K}/K, \dot{N}_I/N_I, \dot{N}_C/N_C, \dot{p}/p, \dot{w}/w$ を含む連立方程式となる。連立方程系を解くと、 N_I は $N_I = sY$ 、 N_C は $N_C = -in_C + \nu$ 、 K は $K = K_0 + h(N_I + N_C)$ 、 p は $p = p_d Y_C + (1-s)Y$ 、 w は $w = \alpha \frac{Y_I}{k_I N_I} / \beta \frac{Y_C}{k_C N_C}$ となる。後述の議論を容易にするため、(1)～(5)の諸変数变化率の解は、(2)(3)(4)(5)を除いて、すべて資本蓄積率を含んだ。われわれはこれを外生変数と同様に見なしで扱ふ。以下(6)式を改めてみよう。 (6) 式は $K =$ Y_I である。

$$\frac{\dot{Y}_I}{Y_I} = i[(1-\alpha)n_C + \alpha\kappa_C] + (1-\alpha)\nu + \alpha h + \lambda \\ \frac{\dot{Y}_C}{Y_C} = i[(1-s)n_C + sk_C] + s(h-\nu) + \mu \quad (17)$$

$$\frac{\dot{w}}{w} = i\left(\frac{s_p-s}{s}\right) \quad (18) \\ \frac{\dot{k}_I}{k_I} = \frac{\dot{h}}{h} = \frac{\dot{w}}{w} = h - \nu + i(\kappa_C - n_C) \quad (19)$$

$$\frac{\dot{N}_I}{N_I} = in_C + \nu \quad (20) \\ \frac{\dot{N}_C}{N_C} = -in_C + \nu \quad (21) \\ \frac{\dot{p}}{p} = i(\alpha - \beta)(\kappa_C - n_C) + \nu\{1 - (\alpha - \beta)\} + h(\alpha - \beta) + \lambda - \mu \quad (22)$$

$$\frac{\dot{w}}{w} = i\alpha(\kappa_C - n_C) + \alpha(h - \nu) + \lambda \quad (23) \\ \frac{\dot{Y}}{Y} = i[(1-\alpha)n_C + \alpha\kappa_C] + (1-\alpha)\nu + \alpha h + \lambda \quad (24) \\ \frac{\dot{p}_d}{p_d} = i[1 + (\alpha - \beta)(\kappa_C - n_C)] + \nu\{1 - (\alpha - \beta)\} + h(\alpha - \beta) + \lambda -$$

$$s = s_p(1-\theta) + s_w\theta = s_p - (s_p - s_w)\theta, s_p > s > s_w \quad [平均賃金弹性向定義式] \quad (14)$$

$$\theta = \frac{W}{Y} \quad [労働分配率定義式] \quad (15)$$

$$W = wN + (p_d - p)Y_C\varepsilon, 1 \geq \varepsilon \geq 0 \quad [労働所得定義式] \quad (16)$$

上記の式の右端の ε が10個の外生変数 $Y_I, Y_C, k_I, k_C, N_I, N_C, k^d, p, w, p_d$ に応じた二元係数であり、要素市場の均衡条件を含む供給側諸変数の決定システムである。 ε これが「供給システム」「供給システム」と呼ぶ。残余の方程式 (1.11)～(1.16) 式は10個の内生変数 $Y_I, Y_C, p, w, p_d, Y, s, \theta, W$ を含む ε が Y_I, Y_C, p, w を記録する「供給システム」によって先決されてくる。したがって、 ε が (1.11)～(1.16) 式を残す16個の変数の決定機構として扱はれることが可能、その意味で自己完結的となる。 ε の方程式群は財市場の均衡条件を含む需要側諸変数の決定機構であるから、(1)～(5)式の「需要システム」、(3)～(5)式の「需要システム」をそれぞれ変化率ターミナルと呼ぶ。以上(6)式によって守沢モデルは、(1.9), (1.11), (1.14), (1.15), (1.16) 式によって守沢モデルと識別される。

$$h = Zn - (1-\alpha)h^2, Z \equiv i[(1-\alpha)n_c + \alpha\kappa_c] + (1-\alpha)\nu + \lambda \quad (30)$$

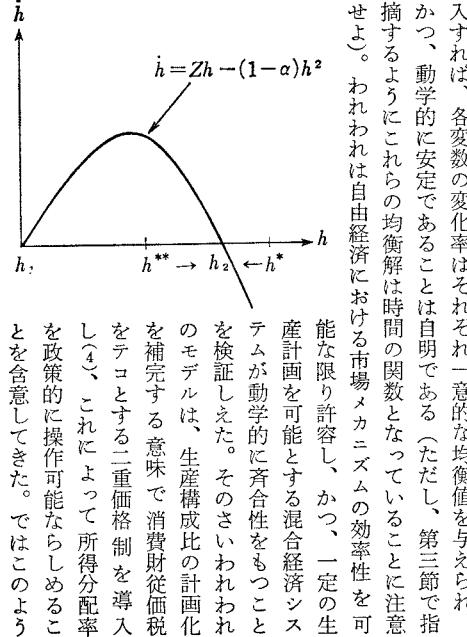
となる。図によつて解の安定性を吟味しよう。 (30) 式は放物線をえがき、均衡解 h_1, h_2 は横軸上に示される。いま、資本蓄積率が h^* または h^{**} のとき、 h^* ならば $h < 0, h^{**}$ ならば $h > 0$ であるから、いずれの場合も蓄積率は h_2 に収束する。したがつて、 h_1 は不安定な解であり、 h_2 は安定的な均衡解であることが知られる。

$$h_1 = 0, h_2 = \frac{Z}{1-\alpha} = i[n_c + \frac{1-\alpha}{\alpha}\kappa_c] + \nu + \frac{\lambda}{1-\alpha} \quad (31)$$

III モデルの政策的意味

とすれば、各変数の変化率はそれぞれ一意的な均衡値を与えられ、かつ、動学的に安定であることは自明である（ただし、第三節で指摘するようにこれらの均衡解は時間の関数となつてゐることに注意せよ）。われわれは自由経済における市場メカニズムの効率性を可能限り許容し、かつ、一定の生産計画を可能とする混合経済システムが動学的に齊合性をもつことを検証した。そのさいわれわれのモデルは、生産構成比の計画化を補完する意味で消費財従価税をテコとする二重価格制を導入し⁽⁴⁾、これによって所得分配率を政策的に操作可能ならしめる」とを含意してきた。ではいのち⁽⁵⁾

$$\theta^* \leq \theta^* \text{ はだらか}, \varepsilon \leq 1 - \beta \quad (32)$$



である。さて生産構成比が計画変化率 ε のもとで次第に投資財産出配率の適正値が θ^* であると仮定する⁽⁶⁾。この場合、分配率 θ^* にてつねに均衡点へ収束するので、ここではとくに「需要システム」の諸変数のみが問題となる）は均衡値に収束する。⁽⁷⁾初期均税率 τ^* が実現したとき、税率 τ に対応する分配率 θ^* が適正値 θ^* から乖離している場合には、税収入の再分配率 ε が次式をみたすように調整する。

$$\theta^* \leq \theta^* \text{ はだらか}, \varepsilon \leq 1 - \beta$$

といふ。1 - β は消費財部門の資金分配率であることに注意せよ。

ε が $1 - \beta$ を上回れば（または下回れば）、 (30) 式にしたがつて θ/θ^* が 1 より大きくなる（または $\theta/\theta^* < 0$ となり労働分配率は増大（または減少）して θ^* に接近する。⁽⁷⁾以上の操作によって θ^* が実現した後、税収入再分配率 ε を $1 - \beta$ に等置する。このとき分配率は θ^* を維持する。⁽⁸⁾ θ が一定値をとるとき $(\theta/\theta^* = 0)$ 、税率の均衡変化率は $\varepsilon/\tau = i$ となる（ (26) 式より）。したがつて、 θ^* 実現後、税率を生産構成比変化率の計画値 ε と同率で増大せしめれば、経済は均衡成長経路上を自動的にたどることになる。

四 むすび

以上、小論の主題については一通り叙述を終つた。最後にモデルの示唆する均衡成長経路の特異性について若干コメントを与えておこう。⁽¹⁾～⁽⁴⁾および⁽⁶⁾で示した諸変数の均衡変化率のうち、 $\varepsilon, \theta, \theta^*$ の変化率（ $(26), (27), (28)$ ）以外の均衡解は、 n_c, n_c のいずれかあるいは両方を含んでゐる。ここで消費財部門の投入資本構成比 κ_c と労働力構成比 κ_l が、ともに時間の関数であることは容易に認められる。したがつて、上記諸変数変化率の均衡解それ自身が時間の関数であり、このことは均衡成長経路が時間とともにシフトしていることを示している。小論のモデルは生産構成比の投資財偏重的成长を計画的に導入したが、このような想定のもとでは定常成長（steady state growth）は成立しない。つまりもなく生産構成比の計画的変化を中止するとき、すなわち $i=0$ とおけば $\theta/\theta^*=0$ （ (26) 式より）、 $h_2 = \nu + \frac{\lambda}{1-\alpha}$ （ (31) 式より）となり、他の諸変数の均衡変化率もまたこのように準じて定常値をとる。

な分配率の自由裁量はいかにして達成されうるか。項を改めて述べよう。

(1) 静学モデルによる分析は、五井・野尻編『ソ連・東欧の経済—計画と市場—』中央大学出版部（近刊）所収の拙稿を参照。

(2) H. Uzawa, "On a Two-Sector Model of Economic Growth I," *Review of Economic Studies*, Vol. 30, 1963.

(3) 静学モデルにおける均衡解の存在と安定性の証明は、一般的な生産関数を用いて論証しうる。詳細は前掲拙稿を参照された。

(4) このや二重価格制を生産計画の補定物と見なす論拠は、生産構成比の計画のみを単独で導入するとき、財市場の均衡と主体的均衡を同時に維持することが困難となるからである。詳しくは前掲拙稿を見よ。

(5) 分配率の最適値 θ^* の決定は、それ自身、厚生経済学上の問題であるが、小論では外生的に与えられるものと想定する。

(6) 均衡税率の実現によって財市場均衡が成立するとのモデルに即した証明は前掲拙稿の“静学モデルと解の存在”を見よ。

日本鉄鋼業の再編成問題に関する一考察

山村 学

（法政大学）

はじめに

戦後の日本鉄鋼業は不死鳥のようによみ返り、いち早く近代的な生産体制を確立して先進工業国へテイク・オフするための先導的役割を果してきた。もちろん、この背景には重化学工業化を目指した産業構造政策の展開があつたのも事実であり、結果的には高度成長となつて開花したのである。

したがつて高度成長期における日本鉄鋼業は、さかんに海外技術を導入し、太平洋ベルト地帯を中心として最新鋭の臨海製鉄所をつぎつぎと建設していく。今日にみられるよう近代的大量生産の体制を確立することになる。そして、この過程では周知のように、長期かつ安定的な原燃料の確保、製品市場の拡大、高度に専門化した分業体制の確立、労働市場の効率的な活用、大企業優先的ともいえる投融資制度の積極的な活用などが行われてきている。

しかし、昭和四十年代の中頃になると国内外の経済社会情勢に変化がみられ始め、日本の鉄鋼需給構造も、これまでのような景気循環という局面ではとらえにくくなつてくる。その後、オイル・ショックを契機に新しい方向への構造転換、すなわち日本鉄鋼業の再編成が要請されることになり、且下、業界ではその対応策を進めてい

るが、構造的な問題であるだけにその前途には多難が予想される。そこで本論では、かかる問題をできるだけ浮き彫りにし、今後の再編成の課題なり方向をいくつか提起してみたい。

二 高度経済成長と鉄鋼業

(1) 大量生産体制の確立

重化学工業化を目指したわが国の産業構造政策は、昭和三十年代になつて所得倍増計画の実現という形で開花する。日本の鉄鋼業界は、第二次および第三次合理化（昭和三十一～四十年）を行い、この過程で海外の新技術をつぎつぎと導入して最新鋭の大規模臨海製鉄所を太平洋ベルト地帯に建設していく。そして近代的な大量生産体制を確立するに至るのである。

例えば粗鋼ベースの年間生産高をみると、第一次合理化後（昭和三十年）には戦前の最高を上廻る九四〇万トンになつておらず、第二次合理化後（昭和三十五年）で二、二〇〇万トン、第三次合理化後（昭和四十年）で四、一〇〇万トンを超えている。そして今日では一億トンを上廻る生産体制となつていて、

このような体制確立の過程では前述の如く、長期かつ安定的な鉄鋼原燃料の確保、製品市場の拡大、高度に専門化した分業体制への

指向、労働市場の効率的な活用、優先的融資制度の活用などが積極的に進められてきた。また第一次計画造船にはじまる鉄鋼原燃料輸送の専用船化は、まさに調達物流近代化の先端をいくものであつたといつても過言ではない。

もちろん、この背景には造船、電機、自動車部門などの需要拡大があった。しかし建設需要のウエートが最も高かつたことをみれば、鉄鋼業の発展に大きく寄与したのは建設部門であり、GNPベースでの民間設備投資であったわけである。

ところが、かかる大量生産体制の確立過程は規模の経済性追求を目途とした技術的効率の向上に主眼をおいていたために種々の問題を惹起せしめた。例えば補完的な部門は下請組織として強化され、合理化のシワ寄せが加わって、いわゆる重層化構造を進展せしめる結果となつた。また、生産コストは低減したものの生態的均衡化に必要な技術開発の立ち遅れから社会的費用の増大をもたらした。さらに鉄鋼業界の競争的な設備増強や寡占化が進み、設備過剰化の体質や業界の二面性拡大などによつて価格も不安定な状態が続いたのである。

(2) 複合的量産体制への転換

そのため鉄鋼業界は、このような状態からの脱皮を目指したが、この頃から買手市場になり始めたので、いわゆる量から質への転換を指向するようになる。しかし転換の素地は海外技術の導入競争を展開した過程で、すでに醸成されてきていたので容易に行い得たといふことができる。

何故ならば国際競争力の強化が一方の至上命題であり、このこと

が最小の費用で最良の製品をつくるという企業行動の原理にビルト・インされていたからである。この頃になると社会的費用論議になつて環境問題への取組みも積極的に行われ始め、つぎつぎと内部経済効果への転換をはかつてきている。そして新日本製鐵（現）という大合同会社構想が打ち出される頃から、ほぼ順調な推移をたどることになる。

ところが昭和四十六年のニクソン・ショックをきっかけとして鉄鋼関係の交易条件が悪化し、鉄鋼材の需給構造も硬直化して市場条件の変化を吸収する弾力性も弱まつてくる。これは輸入原燃料価格の上昇によって製品の生産コストが高まり、国際競争力に影響するようになつたことと、中進国のキャッチ・アップや相対的な円高などによるものである。

いずれにせよ、ニクソン・ショック後の鉄鋼需給構造は、これまでのような景気循環の局面からとらえることが困難になつてきていい。それに追い打ちをかけたのがオイル・ショックであり、仮需要の激増を従来の景気循環と見あやまつたところに構造不況業種となつた由縁があるわけである。

しかし、すでに世界一のレベルに達していた日本鉄鋼業は、その国際競争力と業界の強力な協調体制をバックにして設備の効率的な活用や新技術の開発などを進め、不利な面の克服や種々の停滞なし制約要因の解消に努めたために今日では、ほぼ苦境を乗り切つたとみることができる。

三 安定成長と鉄鋼需要の変化

(1) 国内の需要構造

まず、鉄鋼の需要をG.N.P.項目でみると、普通鋼鋼材の消費量は民間設備投資が落ち込んでおり、間接輸出がこれを支える恰好になっている。つぎにこれを主な需要部門別の消費量に量き換えてみると減少率では造船が大きく、量的には建設がかなり減少している。しかし自動車とその他の部門では逆に増加している。

もし、これらが日本の経済構造変化を物語っているとするならば、従来の生産拡大を中心とした産業基盤整備型の経済から安定的な生産確保に必要な基盤の整備型経済へ移行する過程を示しているといえる。とくに最近は民間設備投資の中で産業用の大型構築物が減少し、鉄鋼の需要量も低下しているが、これには使用鋼材の質的向上による消費原単位の低下も相乘的に作用している面もある。一方、需要が増加している自動車部門でも消費原単位は相対的に低下している。したがって、鉄鋼の需要構造は端的にいうと多量消費型から寡少消費型へ変化してきていることができる。

(2) 海外の需給動向

最近の世界粗鋼見掛け消費量をみると自由主義圏の先進諸国は、総じて一九七四年の水準を下廻っているが、発達国と社会主義圏諸国は逆に上廻っており、世界全体としては一九七五年の落ち込みを境にして漸増の傾向にある。また、主要国の粗鋼生産も同様であるが、中進国の場合は一九七四年以降も順調な伸びを示している。

つぎに世界の鉄鋼貿易量をみると一九七五年の落ち込みを除けば

四 日本鉄鋼業の対応

(1) 生産設備の調整

日本の鉄鋼業は高炉メーカーを中心にしてこれまで操短による減產化や生産設備投資の調整を行ってきており、しかしオイル・ショック後は輸入原燃料価格の大幅な上昇に加えて労務費、建設費なども上昇したことから生産コストがアップしてしまい、従来のような調整方法ではすまされなくなってしまったのである。そのため、高炉メーカーは設備調整策を中心に展開しながらも既存設備の七割操業で採算を維持できるような体质改善をはかりながら今日に至っている。また平電炉やその他のメーカーでは当局の行政指導による生産調整カルテルや設備の廃棄などを中心とした構造改善を進めてきた。

(2) 企業体质の強化と生産コストの低減策

最近の鉄鋼業界における収益状況は、企業体质の強化と相まって改善されてきているが、これを要約すればあらゆる分野にわたつて

コストの低減化をはかり、安定成長に耐え得るような体质への転換が行われているということになる。そこで、この中から特記すべきものをいくつかとり上げてみよう。

(A) 高炉の操技術面では高温、高压操業化や原料装入の均質化、適正化および脱湿装置化や酸素富化装置などによる燃料比低減など。

(B) 製鋼部門では転炉のダイナミック・コントロール、電炉の超高圧電力操業、真空脱ガス設備の導入、各種のオートメーション化などに加えて純素底吹き転炉化。また連鉄化による歩留り向上、省エネルギー化、製造工程の簡略化、作業環境の改善など。

(C) 压延部門では大型化、高速化、自動化とともにコンピュータ化の進展など。

(D) コスト低減と省資源、省エネルギー化の面では連鉄化による均熱炉の省略、加熱炉の燃料節約、放出エネルギーの回収利用では炉頂圧発電、コーケス乾式消化設備、廃熱ボイラの設置など。操業

技術ではダイレクト・ローリング(直送圧延)、ホット・チャージ化など。従来の排出物の再生品化では鉄鋼スラグが各種商品化され、製錬や製鋼工程で排出されるダストも回収されてペレットや粒鉄として再利用化。

しかし、オイル・ショックによつて顕在化した企業環境の変化は今後も当分づづくものとみなければならない。とすれば前述のような対応策は、さらに積極的に進めることができると要請されるし、これが日本鉄鋼業の再編成という形になっていくといえよう。

さらに鉄鋼の特性を生かせる新規需要分野としては海洋開発やエネルギー産業などがあり、それらに適合する製品の開発が進められている。また競合品に対応するための技術開発によつて競争力の強

五 日本鉄鋼業における再編成の方向

(1) 國際的な展開

これからは鉄鋼の輸出に加えて高度な技術力やノウハウを組み合せたエンジニアリング事業化の拡大が目指されており、海外技術協力とプラント輸出を組み合せた国際的な協調体制は、周知の如くすでに確立されつつある。また国際鉄鋼協会の総会においても加盟各國間の自由競争維持、先進諸国で開発した生産効率化の技術や省エネルギー技術などの供應化、原料国と工業国との協調体制強化、情報交換による相互理解の向上などが確認されているので、今後はさらに国際的な競争と協調体制の確立が進展していくことになるといえる。

(2) 変化する国内需要への対応

G.N.P.に対する鉄鋼需要の弹性値は最近、非常に小さくなつてしまっているが、これがすでに述べたところの省消費型経済化の方向にはならない。しかし一方では低価格の低級品や代替品化の需要も進んでいるので鉄鋼製品が二極分化していくとみることもできる。もちろん需要部門では建設向のウェートが高いが、これは欧米諸国に比して日本の生活基盤の公共施設が立ち遅れているからにはならない。したがって、それだけ建設向の需要余地が残されているといえるわけである。

さらに鉄鋼の特性を生かせる新規需要分野としては海洋開発やエネルギー産業などがあり、それらに適合する製品の開発が進められている。また競合品に対応するための技術開発によつて競争力の強

化をはかると同時に、それとの複合製品化も進んでいる。

このように鉄鋼のもつ優位的な特性を生かすための検討が行われていることを考えると、日本の鉄鋼業は安定成長の方向をたどっているといえるのではなかろうか。

(3) 省資源、省エネルギー化とコストの低減

日本の鉄鋼業は前述のように複合量産システム化を指向しており、差別化、特化した製品の生産体制へと再編成をはかつてている。また、そのために生産コストの低減化と省資源、省エネルギー化を至上の命題として種々の具体策を実施し、新しい方策の研究開発も進めているわけである。したがって、さらに新技術の導入や設備の改善が進めば生産コストは低減化し、企業の体質は一段と強化されることになる。

資源貿易と経済協力

—鉱石のケース—

問題設定

戦後世界経済の成長に刺激され、鉱物資源の貿易は急速に拡大した。そして、資源貿易は、資源の輸出国と輸入国の双方に多大の利益をもたらした。しかしながら、資源輸出国の利害と輸入国の利害は、必ずしも常に一致していたわけではない。両者の利害の対立は資源貿易の急速な拡大の陰に隠されていたにすぎず、一九七三年秋にアラブ産油国が実施した石油価格引上げとそれに続く世界的な景気後退の中で初めて本格的に表面化したのである。鉱物資源に対する需要の停滞と新規鉱山開発プロジェクトの棚上げは、資源輸出国と輸入国の双方に、資源政策の再検討を迫ることになった。

そこで、本報告においては、鉱山開発と資源貿易における日本とラテンアメリカの間の経済協力の新方式を考えることにしたい。鉱産物の貿易は、日本とラテンアメリカを結ぶ最も強い経済的絆の一つになっている。しかし、そこでの日本とラテンアメリカの間の経済協力関係には、他の分野に見られぬ特異性があることに注意しな

山澤逸平
（明治学院大学）
日本和孝

ければならない。鉱業は、ラテンアメリカにおいても強い輸出競争力を備えた産業であり、他方鉱産物輸入は日本の加工型経済にとって不可欠である。そこでは日本の製鉄企業と開発を担当する国際鉱山企業との間に商業ベースの取引関係が持続され、過去において経済協力的要素の入る余地は少ないと考えられてきた。

しかし、今日の資源ナショナリズムの高まりの中で、これらの発展途上国は、自らの資源開発に積極的に関与し、資源を梃子とした自立的経済発展を図っている。もはや日本も資源の安定入手の観点のみから、これら資源賦存発展途上国との関係を考えることは許されない。前述のような国際環境の基本的な変化の中で、これら諸国の鉱業資源開発がその経済発展に最大の貢献をなしうるよう、日本は鉱産物輸入政策を策定しなければならない。そしてそれこそが安定供給確保の正道になりつつある。換言すれば、従来の日本の需要産業と資源賦存国との純商業ベースの関係に経済協力の要素の付加をしてきていている。

二 鉱物資源貿易の利益

鉄鉱石は製鉄用の主要基礎原材料であり、それ以外の代替的用途も代替品も存在しない。鉄鉱石は世界中の多くの場所に賦存し、多くの供給国が互いに競争し合っている。他方、先進工業国では鉄鉱石を大量に必要とし、その多くを輸入に頼っている。また、露天掘りと長距離海上輸送が今日の鉄鉱石採掘と貿易の特徴をなしている。しかしながら、石油や非鉄金属の場合と異なり、鉄鉱石採掘と製鉄は垂直的に統合されていないことが多い。事実、鉄鉱石貿易の大半は長期取引契約に基づいており、長期契約の場合、取引価格と数量はあらかじめ定められているので、鉄鉱石貿易は比較的安定である。

ラテンアメリカの鉄鉱山開発と鉄鉱石輸出とは一九六〇年代になって活発化した。六〇年代半ば以降その増加の大部分は、ブラジルの貢献である。チリ、ペルー、ベネズエラ三国合計の生産量は一九六五～七七年間、三五～四五百万吨台に留まっているが、ブラジルの生産量はこの間に二〇百万トンから九〇百万トンへ四倍増以上に増大した。ブラジルの生産の三分の二から四分の三は輸出され、生産拡大の裏に輸出急成長があつたことが図1から明らかである。主な輸出先は同じ大西洋を眺むヨーロッパ・北米であったが、六〇年代末以降対日輸出が急増した。対日輸出シェアはなお三二・三パーセント（一九七三年、対EC七ヶ国輸出シェアと同じ）であるが、一九六九～七一年代から七四～七六年平均の鉄鉱石輸出増加（一・四七倍増）の四〇・八パーセントは対日輸出増加による。七〇年代におけるブラジル鉄鉱石生産増大を促進したものとして日本

のブラジル鉄鉱石輸入増大があつたと考えてよからう。

この急速なブラジル鉄鉱山開発と対日輸出増大は、日本・ブラジル両国にどのような利益をもたらしたであろうか。表1には、ブラジルの鉄鉱山開発・対日輸出拡大から、それぞれブラジルと日本が受ける利益を掲げ、これまでに実現したものと一九八〇年代を通じて実現が期待されるものとに分けて、われわれの評価を要約してある。

一方、

日本にとっての利益(6)、(7)は、鉄鉱石輸入が日本のもっとも重要な素材産業である鉄鋼業を支えていることから発しており、鉄鉱石輸入総量は九倍増したが、同時に輸入先構成も大きく変化した。一九六〇年代初めまではインド・東南アジア・北米が主要輸入先であつたが、一九六〇年代後半から七〇年頃にかけてペルー、チリ、ブラジル等の南米諸国、アフリカ、オーストラリア等新しい供給源が加わって多様化した。しかし一九七〇年以降他の供給源からの輸入量が減少しているのに、オーストラリアとブラジルからの輸入量が二～四倍増となつて、両国が二つの主要供給源となってきた。オーストラリア・ブラジルからの供給がなければ日本鉄鋼業の鉄鉱石

三 低需要成長下の利害対立

一九七三～七四年の石油危機以後の世界的大不況下で、先進国の鉄鉱需要は低迷した。米国・EC・日本の鉄鉱生産は、いずれも一九七三年ないしは一九七四年をピークとして、一九七七年にはそれぞれ一五～二〇パーセント減となつて、高度成長下で、日本の鉄鋼業は、全体で粗鋼ベース一億五千二百万トン（一九七七年値）まで生産能力を拡張した。現在の一億トンそこそこの生産は六七パーセントの操業率にしかならない。長期契約に基づいて輸入される鉄鉱石の消化に苦慮している現状である。

日本の鉄鋼生産及び鉄鉱石輸入については、悲観的な将来見通しが支配的である。一九八〇年までは操業率の回復は見られないとする見解で多くの人が一致している。しかし一九八〇年代を通じて日本の鉄鋼生産、したがって日本の鉄鉱石輸入はどう推移するであろうか。それは、鉄鉱石貿易をめぐって資源保有国との経済協力関係を考えるわれわれの分析にとって重要な前提条件となるであろう。

現在、鉄鋼関係者は、将来見通しを語りたがらない。IISI（国際鉄鋼協会）も昨年十月初めに予定されていた一九九〇年までの世界の鉄鋼生産見通しの発表を差し控えた。しかし日本鉄鋼専門家による予測をもとに、われわれの分析に必要な前提条件を得た。

(1)すなはち一九八〇年代に入つて日本の鉄鉱石輸入需要はふたたび増加はじめると、しかしそれは五年間で二〇〇～三〇〇万トンであつて、一九七三年までのようない急拡大は見込まれない。一九八〇年代の後半に入つて世界景気が好調に推移して強い鉄鋼需要ブ

表1 鉄鉱山開発・貿易の利益

	1978年までの実績	1980年代を通じて
ブラジルの利益		
(1) 所得創出効果	大大	中
(2) 外貨稼得効果	中	大
(3) 前方連関効果	中	大
(4) a) ベレット生産誘発	小	中
b) 現地鉄鋼業振興	中	大
(5) 後方連関効果	中	大
(6) 地域開発効果	中	大
(7) 就用効果、技術伝播効果	中	大
日本 の 利 益	中	大
日本 の 利 益	中	大
日本 の 利 益	中	大
大量供給確保	中	大
供給先多様化	大	大

大量需要を賄えなかつたであろう。ブラジルはその(6)大量供給確保の一端を担つたわけである。

一九七四年まで、ブラジルにおける鉄鉱山開発と対日輸出は、日本とブラジル両国に多大の利益をもたらした。両国は鉄鉱石貿易において非常に満足のいく関係を樹立し、しかもこの関係は純商業ベースで発展したものであることに注意する必要がある。

ムが再現したとしても、日本の生産能力の面からの制約が働くであろう。国内立地難から日本の鉄鋼生産能力は粗鋼ベースで一・八億トンを超えないと考えられているからである。

(2) そして所要鉄鉱石輸入量の五〇パーセント以上は現在の長期契約下で手当済みで、引取り条件も原則的に変更されないし、地理的配分の大枠もはめられている。しかし更改期に来た契約についてはすべて引取り条件の変更が交渉されているし、地理的配分の部分的変更の余地は決して小さくはない。

(3) さらに日本の需要成長鈍化を部分的に補なうものとして中国や韓国等の新しい市場が期待できるし、ブラジルでは国内鉄鋼生産拡大に伴なう国内向け鉄鉱石生産も見込まれよう。また既開発分のとりくしに伴い一九八〇年代後半以降ではカラジャス等の新規大規模開発の動きも本格化しよう。

過去のようないくつか新規大型開発のラッシュと鉄鉱石貿易の急拡大は實現しないとしても、なお鉄鉱石貿易の着実な拡大と新規開発の動きは続くと考えられる。鉄鉱石資源開発と貿易をめぐる輸入国と資源保有国との経済協力関係はなお論議的となりつづけるであろう。

この点で、鉄鉱石需要の急拡大からより緩やかな成長への移行が、つぎの三つの重要な帰結をもつていてある。第一に、すでに述べたように、石油危機前には鉄鋼石開発と貿易は主として商業ベースで展開されてきた。しかし今後は、この経済取引が双方に有利になりつづけるよう、双方の側で経済協力の努力をしていかなければならない。第二に、鉄鉱山開発・貿易から生ずる利益はこれまでとは異なったものとなる。もう一度表¹に戻って、

これまでブラジル側の利益はもっぱら(1)と(2)の直接的利益であった。低需要成長下では(3)～(5)の間接的利益をもつと開拓しなければならない。同様に、日本側でも、鉄鉱石輸入量拡大確保から、輸入元と入手方法の多様化に重点を移さざるをえないであろう。第三に、低需要成長下では鉄鉱石貿易の景気循環変動への対策も双方で協力して講じなければならない。

四 日本の鉱業資源政策と経済協力

一九七一年に通商産業省は第一回「資源白書」(資源問題の展望)を発表した。その後第二回「白書」は発表されなかつたが、第一回「白書」で明らかにされた日本の鉱業資源政策に関する政府の方針は、現在でも大きく変わつてはいないと思われる。海外資源開発について「資源白書」はつぎの六つの基本的方向を示している。

(1) 大規模海外資源開発への特化

(2) 開発対象地域の分散

(3) 資源保有国資本との協力

(4) 現地加工の推進

(5) 資源開発地域のインフラストラクチャー整備への協力

(6) 他国資本との不必要な摩擦の回避

このうち(1)と(2)が大供給源の地理的分散を行なうもので資源の安定供給確保の基本戦略であった。オーストラリアとブラジルの二大供給源の開発はこの基本戦略に沿つたものであった。この結果日本の鉄鉱石輸入の四分の三はこれら二国から来るが、地理的分散の観点からはインド、アフリカ等、より小さな供給源の見直しも必要で

ある。前述のペルーやチリの鉄鉱石輸入も、ブラジルのそれとの相違を配慮した上で再検討されるべきである。

基本的方向の(3)～(6)は資源開発の形態面の拡充をはかるものだが、このうち、日本の資本参加を奨励し、日本が経営参加している鉱山からの輸入割合を高めることが強調されている。一九七〇年代になって推進されたブラジル鉄鉱山開発への日本の資本参加がMBR社(Mineradoras Brasileiras Reunidas S.A. — 現地Caenl財閥と日本の商社グループとの合弁)のアグネス・クララス鉱山の場合¹⁰一〇パーセント、未着工だがMBG社(Mineracao Serra Geral—CVRDと川崎製鉄・日本商社グループの合弁)のカバネマ鉱山の場合四九パーセントと高いのは、この方向に沿つている。

直接投資による資源確保は米国が伝統的に進めてきた方式であるが、近年資源ナショナリズムの高揚の中で、この方式の有効性が失なわれてきたとの議論がある。本来鉱業開発投資は初期の採鉱、イソフラ投資額が大きく、資本の乏しい資源保有国は好条件を与えて外国企業を誘致する。しかし一旦操業が開始されると、初期のリスクは徐々に低評価されていき、かつ保有国側の分け前増大要求は強まつて、再交渉が行なわれ、輸出価格引上げや税率引上げ等の不利な条件が要求されるが、大資本を投下する企業はそれを甘受せざるを得ない。この「交渉力低下」(Obsolescing bargain)によつて直接投資による資源確保効果も減少してきており、むしろ資本参加なしの生産・経営代行契約を薦めるものである。

もともこの議論は単純に日本に適用できないであろう。米国と異なり、日本の從来の開発参加は、オーストラリアに見られたよう

に、消費者として求められた五七一〇パーセントの資本参加であった。より大きな初期投資を負担して、安定かつ適正価格での輸入を確保する必要は日本の場合、なお大きい。現地資本による資源開発に資本・技術・人材等を提供・参加する方式は、これまでの弱い日本本の交渉力を強化する方向に働くと思われる。

しかし資本参加の効力が失なわれてきていることも事実であつて、鉱物資源開発は基本的には資源保有国の開発利益に合わせなければならぬ。それは保有国側の資源貿易維持の誘因を強め、資源輸入の安定確保につながる。特にそれが関連分野の経済協力と結びつけられると、資源貿易による紐帶は太くなり、資源安定輸入はさらには強められよう。

経済協力では相手側の経済的必要を適確に把握する必要がある。それは単に「外貨収入極大化」ではなく、「資源を梃子にした経済発展」であり、具体的には地域開発効果や間接的派生効果を重視することである。それはすでに実施されており、かつ担当企業にとって採算の合うものも出てきている。たとえば六〇年代からすでに日本の大手製鉄企業が現地製鉄所設立・操業に参加・協力してきた。それは初めは採算を度外視した技術協力であったが、現在ではこの種のプロジェクトが続出し、国内停滞の折から採算にのる商売になつている。資源開発プロジェクトへの政府の支援によつても、このような地域開発効果・間接的派生効果が大きいプロジェクトを優先するといった方向が考えられよう。

(注) 紙数制限のため、本稿では議論を圧縮し図表及び脚注を削除した。

わが国労働市場の構造と雇用政策

—失業の構造分析を中心に—

水野朝夫
吉田良生

（中央大学）

一序

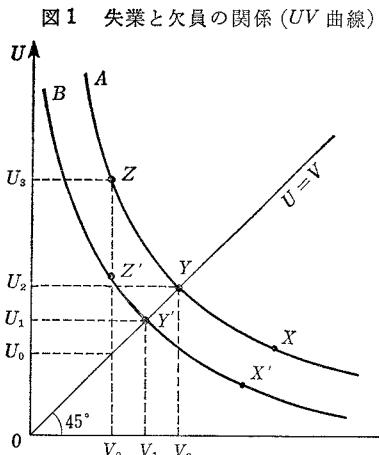
昭和四十九年以降、わが国の失業率は大幅に上昇し、まだ低下のきざしをみせていない。このような失業率の上昇が総需要の不足によるものなのか、それとも労働市場の構造変化と結びつけられるもののかといった問題は、わが国だけでなく、O E C D 諸国においても、重要な関心事となっている。本報告は以下に述べる失業（*U*）・欠員（*V*）分析（以下*UV*分析と呼ぶ）を中心として、この問題に対する回答をさぐり、雇用政策のあるべき姿について若干の示唆を提供しようとするものである。そのため、本報告は分析のための理論的アプローチ、失業の構造に関する実証分析、そこから導出される雇用政策への含意の三つから成っている。

二 理論的アプローチ

わが国における失業、特にその構造的側面の実態を明らかにし、そこから今後の雇用政策に対する含意を導き出そうとするに際し、

われわれが採用した理論的ないし方法的接続は以下の三つのものである。

(1) *UV* 曲線とその変位。失業・欠員分析によれば、図1の曲線AまたはBが示すように、所与の労働市場構造のもとにおいて、失業と欠員との間には原点に対して凸型の負の曲線（以下*UV*曲線と呼ぶ。ただし、縦軸に失業数、横軸に欠員数を測っている）が成立する。このとき、*UV*曲線は以下の二つのことを教える。(i)*UV*曲線は所与の労働市場構造のもとでの完全雇用と労働市場の不完全性の程度を規定する。原点から右上方へ延びる四十五度線は*Y=V*（マクロ的な需給の均等）を意味し、従って、二つの*UV*曲線上の点Y、*Y'*は、それぞれの労働市場構造のもとで需要不足に帰せしめうる失業が存在しないという意味において、完全雇用の状態を表わす。また、完全雇用と両立する失業は非需要不足失業であるから、*UV*曲線の原点からの距離*OY*、*OY'*は労働市場の摩擦なし構造的アンバランスに対応する「市場不完全性」の指標となりうる。(ii)いま、一国労働市場が複数の部分労働市場（年齢別、産業別、または地域



(出所) A. Rees, *The Economics of Work and Pay*, New York and Others: Harper & Row, Publishers, 1973, p. 114.

別）に分断されており、部分労働市場間での労働移動が不完全であるとすれば、所与の総需要水準のもとでの労働需給バランスは部分労働市場間で相違するであろう。図1において、マクロ的完全雇用点Yをもたらす*UV*曲線上で、二つの部分労働市場が点XとZのようないV関係を経験するかもしれない。それ故、マクロ的均衡Yはある部分労働市場の超過供給と他の部分労働市場の超過需要の平均的現象にすぎず、マクロ的完全雇用のほかに構造的完全雇用の確保が要請される。

最後に、*UV*曲線を変位させる要因に言及しておかなければならない。*UV*曲線の外側への比例的変位は、例えば(i)失業者の側の一層選択的な職務探査、(ii)失業・欠員期間の長期化、(iii)労働異動の活

発化の結果として生じよう。他方、離職ないし一時解雇された労働者が失業して労働力の中にとどまりづける傾向の増大や、通常以上に多い労働保蔵の排出があれば、*UV*曲線は、より急勾配の形をとりつつ、上方へ変位する。そして、雇用主が労働者を低賃金職務へ誘引しえなくなる状態の増大は、*UV*曲線をよりゆるやかにしつつ、外側へ変位させよう。

(2) 労働市場フローと失業の関連性。労働市場におけるストックとフローといふ二つの異なる現象に着目して、所与の時点に存在する失業者数がどのようなプロセスから発生するかを概念的に明らかにするためには、二つの異なる時点における労働力状態を就業者E、失業者U、非労働力Nに三区分し、時点*t*と時点*t-1*の間での失業と労働市場フローとの関連性をみてみると、時点*t*での失業者数*U_t*は就業者で失業した者*EU*、二つの時点を通して失業を継続している者*UU*、および労働市場へ新規に参入して雇用機会を見出しえなかった者*NU*の三つから成る($U_t = EU + UU + NU$)。そのとき、労働市場フローは失業問題とその解決策を考えるうえで二つの重要な含意をもつことになる。(i)二つの異なる時点で存在する失業の絶対数が異なるなら、絶対数で等しい失業問題の真の意味は必ずしも等しくない。(ii)失業は三つのフロー確率、すなわち、就業者が失業する確率 $eu = \frac{EU}{E_{t-1}}$ 、失業のブールにとどまる確率 $uu = \frac{UU}{U_{t-1}}$ 、および新規に労働力に参入する人が失業する確率 $nu = \frac{NU}{N_{t-1}}$ に依存する。

従つて、失業問題の考察においては、失業期間にかかるフロー確

率 uu と失業の頻度についてのフロー確率 eu および nu との明示的区別が念頭に入れられねばならない。

(3)労働市場の構造と失業の分散。すでに述べたように、一国の労働市場は多数の部分労働市場から成っている。各部分労働市場の需給状態が多様な型をとりうるならば、部分労働市場の間での失業率の差異を全体として測定する指標が示されねばならない。そのため、それが次のもとで 11 の指標を用いることとする。

$$(i) A_u = \sum_{i=1}^n \left| \frac{L_i}{L} (u_i - \bar{u}) \right|$$

$$(ii) D_u = \sum_{i=1}^n \left| \frac{U_i}{U} - \frac{L_i}{L} \right| = \frac{1}{\bar{u}} \left\{ \sum_{i=1}^n \left| \frac{L_i}{L} (u_i - \bar{u}) \right| \right\} = \frac{A_u}{\bar{u}}$$

ここで、 A_u は失業率の絶対的分散、 D_u は失業率の相対的分散、 i ($= 1, 2, \dots, n$) は当該部分労働市場、 L は労働力、 u は失業率、 \bar{u} は平均失業率、 U は失業者数である。従って、(i)の絶対的分散は産業（地域または年齢グループ） i の失業率と平均失業率との差を産業 i の労働力構成比で加重した値の総和である。また、(ii)の相対的分散は全失業者に占める産業 i の失業者の割合から、全労働力に占める産業 i の労働力の構成比を引いた値の総和である。

II 労働市場の構造と変動

いわゆる、昭和四十年以降を中心とする失業の構造と変動を考察する。

(1) U-V 曲線とその変位。図 2 においては、昭和三十一～五十三年の

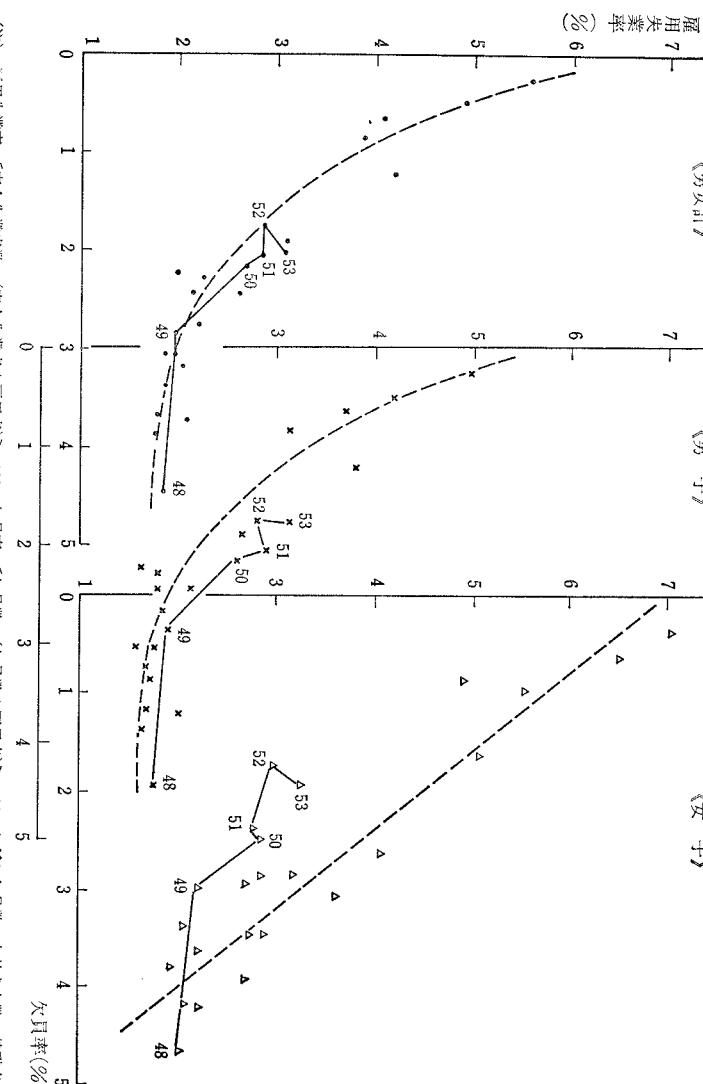


図 2 昭和 30～53 年における雇用失業率と欠員率の関係

期間における雇用失業率 u と欠員率 v の関係が描かれている。図かの若干の特徴を指摘すれば、(1)男女計の $u-v$ 関係は非線型であり、その関係は全期間にわたって驚くほど安定的である。しかし、男子では非線型、女子では線型である。(2) $u=v$ という完全雇用と両立する雇用失業率は男女計で約二・三五ペーセント、男子で約二・一五ペーセント、女子で約三ペーセントである。(3)定義によつて、昭和五十年以降の状態はもはや完全雇用とはみなされえないが、最近五年間の $u-v$ 関係は過去の長期的関係と異なり、男子では点線で描いた曲線が外側へ変位し、女子ではその勾配が一層平坦になつている。この事実は労働市場に何らかの構造的变化が進行してしまつたことを示唆する。

(1)のようないくつかの不完全雇用と労働市場関係の悪化を離職と失業期間に結びつけて解釈したい。(1)総離職率と自発的離職率は、昭和四十五年まで男女とも安定した水準で推移したが、それ以後低下傾向を示している。これは就業機会の減少に反応してより良い職を求めての離職が減少していくことを示唆する。(2)失業期間と雇用失業率との間には密接な関係がみられる。特に、昭和五十～五十二年に失業期間は長期化し、しかも、それは男子に顕著であった。(3)離職率の水準の低下にもかかわらず、総離職率と自発的離職率の産業間分散は最近数ヶ年に拡大し、非自発的離職率のそれは大きく減少した。

る意味で、これはわが国の「全ての産業」が不況産業と呼ばれる状況と解釈せらる。そのとき、特定産業を離職した労働者が彼らを受入れてくれる産業を見出すのが困難になつたという意味で、最近の離職の動向は人と仕事との結合過程における悪化の一指標とみな

(注) 雇用失業率 = 完全失業者数 ÷ (完全失業者 + 就業者) × 100, 欠員率 = 欠員数 ÷ (欠員数 + 就業者) × 100, ただし欠員数 = 有効求人数 - 就職者数。

(資料) 総理府『労働力調査年報』および同運報(53年), 労働省『職業安定業務統計』および内部資料(53年)。

されよう。かかる主張を補強するため、労働需要構造の変化と雇用失業率との関係をみると、男子の場合には両者の間に密接な正の関係が確認できるが、女子の場合には確認しえない。これは、労働需要構造の変化への供給側の調整が男子と女子とは異なることを意味している。

(2)失業の構造的側面。失業の構造的側面へは年齢別・産業別・地域別の三つの次元から接近される。

(i)失業率の年齢別構造。男子を例にとると、失業率は最若年層と中高年齢層で高いが、年齢別失業率の相対的分散が顕著に拡大した証左はない。けれども、その絶対的分散は男女とも拡大する傾向がみられる。これは、特定年齢グループの失業率が平均失業率との差を拡大させたためである。われわれはここに景気後退が失業に及ぼす一つの差別的効果を読みとることができるのであって、最近の失業問題は中高年層だけではなく、若年層の問題としても理解されねばならない。

(ii)失業率の産業別構造。失業保険受給率を利用して失業の産業別構造をみるならば、失業保険受給率の産業別順位は長期にわたってきわめて安定的であった。従って、この産業別順位を規定する基本的原因は、当該産業が依拠する労働力のタイプであるといえよう。だが、受給率の産業間の相対的分散は昭和四十九年まで拡大している。その後、分散の程度は縮小したが、雇用保険への制度的変更のために、適切な解釈は提示しない。

(iii)失業率の地域別構造。昭和四十五年と五十年の地域別²²曲線を比較すると、男子労働市場の不完全性の程度はほとんど変化がない。

以上における諸結果から、最近の失業率の上昇は主として総需要の不足に帰せしめうるのであるが、中高年層と若年層の失業率が典型的に高いといった構造的側面も無視されえない。それ故、これに答えるべき雇用政策の第一義的課題は総需要を拡大することであるが、中高年層の失業に対しても総需要の拡大を補完する別の政策が必要とされる。例えば、定期制延長を促進するとか、職場内再訓練を助成するなどの失業予防措置、あるいは職業紹介機能の拡充や職業訓練機関の充実などがそれである。しかし、何らかの政策が実効あるものになりうるためには、失業の実態や原因が十分に説明されなければならない。本報告はその第一歩であるにすぎない。

四 結び

〔後記〕
本報告に対し古米淑郎（同志社大学）、渡辺行郎（愛知教育大学）、丸尾直美（中央大学）の各氏から有益な御意見と質問があつたが、質問に対しでは学会当日の回答をもってかえさせていただきたい。

スウェーデンの労働市場政策——その経済的效果

永山泰彦

（東海大学）

有の雇用調整の実態が隠されているわけであるが、スウェーデンの低い失業率は同国の中堅的労働市場政策の成果も大きい。

石油ショック後、先進工業諸国は成長率の鈍化、物価上昇率の加速化および失業の増大というトリレインマに直面した。不況下の一九七七年には、O E C D 加盟諸国の失業者は一、六〇〇万人を越え、平均失業率も五・八パーセントに達した。さらに、六〇年代まではイギリス以外の国ではあまり問題になっていた、スタグフレーションが各国で軒並み発生した。

さらに、石油ショック後世界的な産業構造の変化が生じ、かつては先進工業諸国が供給の主導権を握っていた、鉄鋼、造船、合纖、紙パルプなどの基幹産業が世界的な供給過剰から構造的不況に陥った。

景気的要因および構造的要因が重なり、先進工業諸国は、長期不況下で物価上昇率の加速化と成長率の低下に加え、記録的な失業増大を経験した。しかし、北欧とりわけスウェーデンとわが国は、石油ショック後も低い失業率（統計上、完全失業率で三パーセント以下）を維持したため、国際的に注目された。わが国の低い失業率の背後には、単なる終身雇用制度だけでなく、労働市場における重層構造とか、不況下における女性労働力の特異な動きなど、わが国特

二 スタグフレーション下における

ケインズ型雇用政策の限界

景気的失業に対する政策として、従来からケインズ型の有効需要拡大政策がとられてきた。不況下における総需要不足に伴なつて発生する失業の場合、デフレ・ギャップを財政金融政策によつて解消すれば、間接的に失業は解消されるわけである。ポスト・ケインジアンのハンセンやクライン、さらに、ニュー・エコノミックス派の政策メニューがその好例であろう。

しかし、石油ショック後のスタグフレーション経済では、このケインズ型政策の有効性は疑わしくなってきた。第一に、成熟した先

進国型経済では、財政・金融政策による有効需要の拡大を通じての雇用増には限界があること、第二に有効需要拡大は、コスト上昇を価格に転嫁しやすい環境を生みだし、肝心の失業率はあまり低下しないこと、第三に、失業とインフレが共存していることなどが特徴である。

そこで、コスト上昇を押さえるために所得政策の導入が試みられる。しかし、超過需要の存在下で所得政策が成功する可能性は疑わしく、やがてフィリップス曲線が上方へシフトしてしまい、スタグフレーションをさらに悪化させる結果に終わってしまう。さらに、ニューヨコノミックス派が拠所としていた修正フィリップス関係の有効性は疑わしくなってしまった。しかし、ニューヨコノミックス派の貴重な実験の成果は、金融・財政政策というマクロの経済政策では、低い失業率と物価安定という、社会の求める目標の同時達成が不可能なことを教えてくれたことであろう。

ケインズ型の総需要拡大政策が、完全雇用の達成と物価安定の關係から効果的でなくなった背景に、就業構造や失業の性格が変わってきたことも一因である。

三 失業の実態と労働市場政策の効果

近年、失業の急増が各国で重視されたが、国際比較を行なう場合、統計の定義上の差異が問題になる。

スウェーデンの失業統計は中央統計局（SCB）の労働力サンプル調査と、労働市場庁（AMS）の失業保険の登録者を基礎にした失業統計の二種類が公表されている。SCBの労働力調査は、失業

率、失業の定義などの諸点でアメリカの失業統計の定義に近く、その差異はほぼ限界的なものである。

他方、AMSの失業統計は、失業保険基金（複数）の登録者数を集計したもので、西ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、デンマークなどEC諸国の失業統計と同じ方式である。このように、失業統計の定義が異なり、さらに各国の就業構造や失業の性格を厳密に比較すると異なるため、国際的に失業率を単純に比較・追求してもあまり意味がない。しかし、労働力調査ベースの失業統計を採用している諸国間の失業統計には大きな差異がないことがアメリカ労働省の比較研究で明らかにされている⁽²⁾。

第1表は主要諸国の失業率の統計であるが、日本とともにスウェーデンおよびノルウェーの失業率は、景気後退期でも著しく低い傾向がみられる。わが国には、終身雇用が普及しているため、失業率が低いという通説があるが、この説にはかなり疑問がある。第一に、不況期になり就業機会が減少すると、本来労働力となるはずの女性が就職活動を諦め、非労働力化してしまう現象が強い。第二には、わが国の就業者中の自営業主と家族從業者の割合は主要先進国中で最も高い。とくに、家族從業者は潜在失業的な性格の者が少くない。第三に、わが国の労働力調査はその定義上失業率が小さくなる傾向がある。

他方、スウェーデンで好不況にかかわらず、完全失業者が少ない理由は、積極的労働市場政策の成果によつて完全失業者が少ないと認められる。すなわち、現在労働力人口の二七三パーセントに相当する政策対象施設（職業教育訓練、保護事業所、地域政策、雇用開発

など）が準備されている。これは、約四百万人の労働力人口の三パーセントに当たる約一二万人分の労働市場政策の施設が準備されていることを意味する。

スウェーデンで労働市場政策が実施されなかつた場合、教育訓練・再訓練コースの参加者の約六〇パーセントは失業したはずで、好況期の失業率は三七四ペーセント、不況期の失業率は七八八ペーセントの水準になつたはずである。さらに、通常の競争的な市場では、企業などに雇用されるのが不可能な心身障害者、高齢者なども、政府・地方自治体の助成（賃金・給与の四〇パーセント）で就業を可能にしている。

レーン・モデルなどで代表される、スウェーデンの「積極的労働市場政策」は、マクロのギャップをミクロ的な手段できめ細かく埋めていく点にその特徴がみられる⁽³⁾。

四 七〇年代における労働市場構造の変化

一九六〇年にはスウェーデン経済は好ましい環境に支えられ、比較的高い成長を完全雇用のもとで達成した。しかし、六〇年代における経済成長と福祉の充実の結果、就業構造が変化し、それに伴なつて失業の構造も変わってきた。この七〇年代に生じた変化は次の三点に要約できよう。

第一に、サービス部門（第三次産業）の就業者の割合が、財貨の生産活動に從事する就業者を上回った。

第二に、失業の構造と性格が從来とは異なってきた。とくに、女

第1表 主要諸国の失業率の推移

	1968	1969	1970	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
スウェーデン労働力調査 ¹⁾	2.2	1.9	1.5	2.5	2.7	2.5	2.0	1.6	1.6	1.8	2.2
失業保険登録者数 ²⁾	2.0	1.7	1.5	2.0	2.0	1.9	1.5	1.4	1.2	1.2	1.5
日本 ³⁾	1.2	1.1	1.2	1.2	1.4	1.3	1.4	1.9	2.0	2.0	2.2
ノルウェー ⁴⁾	1.4	1.3	0.9	0.8	1.0	0.8	0.6	1.2	1.3	1.1	1.8
フランス ⁵⁾	3.9	2.9	1.9	2.3	2.5	2.3	1.8	2.2	4.3	6.1	7.5
アメリカ ⁶⁾	3.6	3.5	4.9	5.9	5.6	4.9	5.6	8.5	7.7	7.0	6.0
西イギリス ⁷⁾	1.5	0.9	0.7	0.8	1.1	1.2	2.6	4.7	4.6	4.5	4.3
オランダ ⁸⁾	2.5	2.6	2.6	3.5	3.8	2.7	2.6	4.1	5.8	6.1	6.2
アイルランド ⁹⁾	3.5	3.4	3.2	3.2	3.7	3.5	2.9	3.3	3.7	7.2	7.2
オランダ ¹⁰⁾	1.9	1.4	1.1	1.6	2.7	2.7	3.6	5.2	5.5	5.1	5.2

1) Arbetsmarknadsstatistik, Årsbok, 1976 および AKU.

2) AMS, "Registrerade arbetslösa".

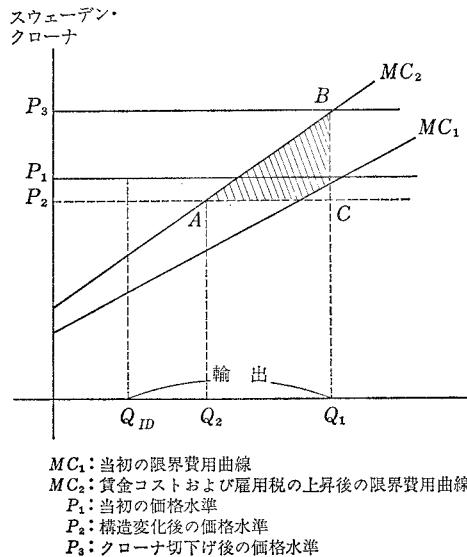
3) 総理府統計局「労働力調査」。

4) Nordisk Statistisk, Årsbok, 1978.

5) US Dept of Labor, "Monthly Labor Review."

6) ILO, "Bulletin of Labour statistics," 1978 1st quarter.

第2図 構造変化後における
産業の限界費用曲線



秋には通貨の切下げ（スネークからの離脱）を行なった。七〇年代における労働市場構造の変化も、これら新しい政策手段を導入させる要因となつた。次に、その効果を産業部門を中心にしてみたい。構造問題による不均衡経済の状態を第2図で示す。ただし、スウェーデン経済は開放的であり、工業製品の価格は国際市場で決まり貿易依存度は高い。価格はスウェーデン・クローナで示される。

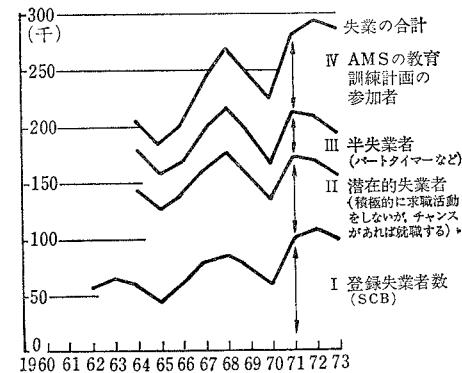
当初、 P_1 の価格水準で限界費用曲線 MC_1 、数量 Q_1 で完全雇用を仮定すると、 Q_{ID} は国内で消費される工業製品の数量で、 $Q_1 - Q_{ID}$ が輸出である。また、貿易は均衡していると仮定する。次に、一九七四年には、生産性上昇を上廻る賃金上昇と雇用税の引上げの結果、構造的変化と限界費用曲線の上昇が生じた。そのため、一時的均衡が生じ、工業生産は Q_1 から Q_2 に減少した。その結果、工業部門における雇用は Q_2 で A 点に平行して減少したはずである。

完全雇用を維持するために、減少した民間部門の雇用を、公的助成によって維持した。しかし、これは長期的に工業部門を縮小させ、国際収支の赤字を生む圧力となる。

他方では、輸入財を含む工業製品の国内需要を縮小し、クローナの切下げとともに輸出ドライプを生み、貿易赤字を縮小させる。しかし、通貨切下げは国内にインフレをもたらす。今日では、通貨切下げと国内需要縮小によるコスト切下げは、政策としては古典的である。これら一連の政策の結果、一九七六年～七八年に工業部門の著しいコスト上昇を招き、海外市場におけるシェアを失つた。また、公的部門における雇用増は財政赤字の拡大と増税をもたらした。しかし、その後、クローナの切下げ、賃上げの自燃の結果、七八年以降再び輸出市場のシェアは回復した。

やがて、失業構造にも注目される変化が生じた。
以上の点に関して、カルムフォース (Lars Calmfors) の一九六六年と七一～七三年の失業構造の推計（第1図）が注目される（⁴）。

第1図 スウェーデンの失業の構造
(カルムフォース推計)



（出所） Lars Calmfors, Erik Lundberg, *Inflation och Arbetslöshet*, SNS 1974, p. 188. 原資料は SCB および AMS 統計。

五 労働の流動化政策から労働の保護 (Preservation) 政策への転換の効果

石油ショック後の不況で、わが国の不況産業では、代表的な企業でも希望退職の募集、解雇など大規模な雇用調整が行なわれ、終身雇用制は実質的に崩壊した。しかし、逆にスウェーデンでは強力な雇用保障制度が導入され、とくに再就職の困難な中高年層を企業内に保蔵する政策がとられた。一九七四～七八年に導入された主要な新政策手段には次のようものがあげられる。

（1） 年金制度の改正（一九七五年）——六七歳から標準受給開始年齢を六五歳に引き下げる、本人の希望で六〇～七〇歳の幅で弾力化する。

（2） 在庫（滞貨）に対する補助金制度（一九七五～七七年）。
（3） 構造不況業種の企業に対する国からの出資——造船、鉄鋼、紙ペルプなどの構造不況業種において、解雇を行なわないという条件で、政府が企業の損失をカバーし、自己資本（内部資本）に投資する（一九七七～七九年）。

（4） 高齢者に対する賃金補助率の引上げ——不況業種における高齢者の解雇を防止するために、賃金の七五パーセントを助成する（従来は四〇パーセント、一九七八年）。また、一九七六年に

(1) OECDの六〇年代の労働市場政策。近年では、七八年七月一九～二二日ヨーロッパで開かれた、National Commission for Manpower Policy 主催の "The Conference on Recent European Manpower Policies."

(2) U. S. Department of Labor, "Monthly Labor Review," Jan. 1974.

(3) Rehn, G., Den Nya arbetsmarknads-politiken, Svensk sparb.

anksskrift 4 1959. ヨーナン・モデルでは雇用の九六～七ペーセントをマクロ的総需要政策、残りを選別的なミクロ政策で処理すべきだ。

- (4) Cahnfors, L. & Lundberg, E., *Inflation och Arbetslöshet*, Stockholm, 1974, Kapitel 6.

参考文献

[1] Stahl, I., "The Development of Swedish Manpower Policies 1973-78," New York, 1978.

質問一 (延蔵大学 桜井等至)

「報告のようだ、新しい形態の失業（先進国型失業）に対するべきハーデンのきめ細かい「積極的労働市場政策」の教訓は学ぶべきことだが、視点を変えれば、例えば婦人の失業とか若年失業者という切実な就労意欲をもたぬ「先進国型」の失業対策として、経済政策の範もやうに入る政策手段には限界があるのではないか。」

むしろ、より広い視野にたつ「社会政策」とか、「余暇政策」を含めた「総合福祉政策」の視点から抜本的対策を考えるべきではないか。

答 ご指摘のように、女性の社会進出などが、先進国の失業の性格を変えていく。しかし、マクロの政策は明確な目標を設定し、その効果をねらう点で優れている反面、弊害もある。なかでもインフレとのジレンマが大きい。他方、ミクロの政策はきめ細かく細分化すればきりがない。最も重要な問題を解決するための選別的な方法が必要になる。やむに、経済政策的手段をこえた社会政策も必要となる。

質問二 (京都大学 尾上久雄)

この報告中にスウェーデンの失業防止政策を積極的なものとして評価された部分と、逆に「イギリス病」的なものの原因を造り出すと否定的に評価された部分があるが、報告者はどちらに重点を置いておられるか。

答 基本的に私は、肯定的な評価をしている。しかし、問題は七〇年代後半にとられた、論理的に整合性の欠ける諸政策、とくに緊急避難的な政策とはいって、企業の国有化に近い政策、滞貨金融、企業内の過剰雇用の保護などの政策は、企業の選別を鈍らせ、市場効率を損うと思う。従来、スウェーデンは社民党政権の時代に、機能的・社会主義的理念にそつて市場効率を重視してきた。

西独における経済政策の理論と実践

大庭治夫

（國立館大学）

一 構成

ここに「経済政策の理論と実践」とは、文字通り、いかなる理論が形成され且つ実践されたかを意味するものであるが、これは換言すれば「学問的経済政策」と「実践的経済政策」とも表現され得よう。

かかる意味において西独の経済政策を考察すると、まず「学問的経済政策」に関しては、(1)一般経済政策論、(2)オルドー学派の経済政策論、(3)社会的市場経済論、(4)シラーの経済政策論、(5)共同体論的経済政策論、に大別され得よう。従つて、これは、通常なされる「新自由主義」の経済政策と「新社会主義」の経済政策の二分法よりも細かい分類である。次に「実践的経済政策」に関しては、(1)社会的市場経済、(2)シラーの経済政策、(3)SPD・FDPの経済政策、に大別され得よう。

二 問題意識

そもそも「経済政策」なるものは、私見によれば政治と経済にまつがるもの、且つ「当為」の問題を含むものである。この事からして、経済政策に関する学は、一方においては政治と経済の関係を明

らかにする「関係論的考察」を要し、他方においては経済政策および政治経済の「科学」と「哲学」を要するものと言えよう。これに加えて留意すべきは、経済政策の史的考察の重要性である。かかる認識をもつてして初めて、西独の経済政策は「学問的に」正當に理解され得るのであるが、なかんずく「精神史的考察」の意味は重大と思われる。

三 要旨

本報告の本論は、前述の如く西独経済政策に関する「学問的経済政策」と「実践的経済政策」であるが、更に筆者は当日「補論」として「西独経済政策論の精神史的考察」と「文化価値哲学的一般関係論による考察」をも発表した。そこで以下、これらの順に要旨を概説してみよう。

（一）学問的経済政策

ここで「学問的経済政策」とは、前述の如く「経済政策」を学問的・理論的に考察することを意味するが、その事は経済政策論が正に「政策」として常に「実践的」意味を有することを否定するものではない。この用語は、ただ実際に行なわれる経済政策と区別し、

むしろ論理的・体系的に構成される経済政策論の意で用いられていて、それを重ねてお断わりしておく。そこで以下、かかる意味における西独経済政策論をやや具体的に考察してみよう。

(i) 一般経済政策論

まず「一般経済政策論」に関しては、日本でも既に名著が出ていているので多言を要しないと思うが、その骨子は経済政策を全体的あるいは「関係論的」に把握し、特殊経済政策を整合的に体系づけるところに存すると言えよう。かかる研究は、既に戦前からドイツおよびオーストリアにおいてなされたものであるが、ドイツ語圏においては戦後も継承・発展させられ、学問的研究に大なる貢献をなしている。報告では特に最近の優れた著作に限定して紹介し、且つ若干の私見を述べるに留めた。

(ii) オルドー学派の経済政策論

ここで「オルドー学派」とは、周知の如く新自由主義機関誌「ORDO」を中心とした学派の意で、別名フライブルグ学派ともよばれるものである。この政策論は「ORDO」の創刊者ワルター・オイケンとフランツ・ペームを初め、レブケヤリュストウ等の経済政策論を意味するが、いずれも「自由と秩序」の両立を政策的に企図するところに特徴が存し、その点で古典的自由主義と区別され得よう。但し、留意るべきは、まず第一に――当然の事ながら――その精神史的背景である。これに関しては、最近、特に戦時中の「フライブルク学派」に関する全体像を知る上に貴重な文献も出ていることに注意を喚起したい。つぎに看過されてならぬ事は、彼等の関心が当初から「反ナチ」のみに限定されていたのではないという事

である。たとえばオイケンの著作に見られる如く、経済学方法論および経済認識の在り方が、オルドー学派において重要な位置を占めていたことは明らかである。

(iii) 社会的市場経済論

わが日本においては、周知の如く、いわゆる「ドイツ復興の奇蹟」は、経済相エアハルトの名と結びつけられて有名となった。その事自体は正当であるが、学問的にはミュラー・アルマック（当時の経済省次官、ケルン大学教授）も注目されねばならない。けだし、ミュラー・アルマックの理論、エアハルトの実践は一体を成すものだからであり、前者の学問的経済政策なくして後者の実践的経済政策はありえなかつたと言つても過言ではないからである。かくて「社会的市場経済論」を方法論的・関係論的・精神史的に考察する場合、ミュラー・アルマックの経済政策論（国際経済政策研究を含む）の基礎を成す様式概念および宗教社会学的研究は、正に必要不可欠であろう。さらに注目すべきは、彼の「ヨーロッパ認識」である。彼は、欧洲を歴史的・文化的形成体と把握し、かかる基本認識の上に欧洲共同体を形成せんとしたのであった。彼が、かように西独を共同体の一構成員として、「開かれた社会」を成すと考える限り、いかに彼の愛國心が強くとも、それはナチズムに変ずることはあるまい。因みに、このナチズムへの歯止めは、他の西独経済政策論も共有しているものと解されよう。

(iv) シラーの経済政策論
シラーの経済政策論は、一言で言えば、前述の「社会的市場経済論」にケインズ政策とSPD（社民党）ゴーデスベルグ綱領を加えて

たものと言えよう。換言すれば、市場経済において競争原理と計画原理を両立させる試み、とでも言えようか。いずれにせよ、シラーの経済政策がケインズ政策を積極的に導入し、且つ雇用政策・分配政策・労働政策を重視したことは事実である。しかも、それは「社会的市場経済論」と比較すると、近代経済学的な意味における整合的・合理的理論体系を有すると言えよう。

(v) 共同体論的経済政策論

ヴァイサー・ヤリチヨル、さらにはハイマンやオルトリープ等、所謂「新社会主義者」の中でも、シラー以外の重要な人物は、多かれ少なかれ「共同体志向的」と言えよう。この点が、イギリスに見られる如き個人主義的社会主義と異なる点と思われるが、最近とりわけ公共経済論や協同組合論との関連で注目されるのは「ヴァイサー学派」であろう。ここにおいて、かつてミーゼス等が批判した「共同経済」が新たな装いの下に秩序原理として登場し、活用される見るのを見ることができよう。

(二) 実践的経済政策

ここに「実践的経済政策」とは、前述の如く、実際の政治において政策立案され、且つ実践された経済政策を意味するが、それは次の大別され得よう。

(i) 社会的市場経済

これは、内容については既に説明すみ故、ここでは現実的・実践的意味を考察するに留める。これが戦後二十数年に及ぶCDU・CSU（キリスト教民主・社会同盟）政権の重要な経済政策理念であ

つたことは、周知の事実であるが、当時の状況や背景は余り知られていない。即ち、当時は一方において現在と同様、与野党併存しており、他方において右も左も計画経済や統制経済を求める傾向があった時代で、そのような状況の中から「自由主義的」な政策理念が誕生することは今日考えるほど容易ではなかつたという事である。次に注目すべきは、学者の果した役割である。自らも学者であったニアハルト経済相は、多くの「自由主義的」な学者の協力を得て、前述の如き意味における「学問的経済政策」と「実践的経済政策」を総合することに成功したと言えよう。なかなかエアハルトの人生が果した役割は實に大きなものであった。しかし彼が首相になつてからの経済政策は、ミュラー・アルマックが大学に戻つたため逸材を失つたこと、連立政党FDP（自民党）との調整に失敗したこと、時代状況が変わったこと等の原因により持続し得なかつた。ここに現実政治の難しさが改めて認識されるに至つた。

(ii) シラーの経済政策

エアハルトが不本意ながら首相を辞任した後、彼に代つてスペー・スターになったのは、当時SPD党員だったシラー経済相（ハンブルク大学教授のち学長）であった。彼の経済政策論の大要は前述の通りであるが、彼は一九六〇年代後半の不況をケインズ政策によって克服した後、ゴーデスベルク綱領を実践に移した経済学者として評価されている。その意味においては彼もまた、エアハルトと同様、学問的経済政策と実践的経済政策を総合した稀有の経済学者であつたと言えよう。彼の絶頂期は、経済相と蔵相を兼任したスペー・ミニスターの時代であったが、当時の彼はブラント首相の後

繼者と目されていた程であった。しかし彼もまた、エアハルト同様、政治の理想と現実の間のギャップを埋めることができなくなり、自ら政治の世界を去ったのである。この間に、SPDは大連立政権から小党FDPとの連立政権に変わっている。

(iii) SPD・FDPの経済政策

今まで続いているSPD・FDPの連立政権においては「経済相はFDP出身」が慣例となっている。ところが経済政策に関する限りFDPの政策綱領は、CDU・CSUの政策と殆ど変わらぬところであると言つて過言ではなかろう。換言すれば、FDPの経済政策、従つてSPD・FDP連立政権の経済政策は「社会的市場経済」と異ならないのである。ここに政党政治と経済政策の関係が、意味深長な一実例を提示するのを見ることができる。

四 補論

以上との関連で報告では更に補論として「西独経済政策論の精神史的考察」と「文化価値哲学的一般関係論による考察」を発表したので、それを以下に要約してみよう。

(一) 西独経済政策論の精神史的考察

ここでは、まずミュラー・アルマックの経済政策論（社会的市場経済論）の基礎として、(i)唯物史観批判、(ii)様式概念の積極的評価、(iii)国民経済秩序と国際経済秩序の不可分性、(iv)宗教社会学的考察の重要性、等を採り上げ、次に、彼の社会経済思想の母胎となつたマックス・ウェーバーに遡及し、ウェーバーの経済政策論の基礎として

政治哲学にも論及した。
（二）政治経済哲学の必要性
ここでは「文化価値哲学的一般関係論」による考察の必要性を説明し、まず左右田喜一郎の経済哲学として『経済政策の帰趣』（一九一五年、社会政策学会第九回大会講演）、次に南原繁の政治哲学として『政治哲学序説』（一九七三年、『南原繁著作集』第五巻）を紹介した。

五 まとめ

以上で述べた西独経済政策論の根本思想は、筆者の解する限り、「自由と正義」に立脚した秩序思想と健全通貨主義を二本の柱とし、更に「国民経済政策と国際経済秩序」の調和を図らむとする思想であると言えよう。なお本報告において、西独における政治と経済に關して筆者が特に注意を喚起したのは、次の二点であった。即ち、(i)当時、経済相エアハルト等の反対にもかかわらず、アデナウアー首相が政治の最高責任者として「共同決定」(Mitbestimmung)法案を成立せしめたこと。ここに、実践的経済政策のきわめて「政治的」意味が存しよう。(ii) SPD(社民党)とFDP(自民党)の連

前述の如き経済政策の不統一の問題などがあるが、その他全体としてはプラスに評価されていると言えよう。

西独の経済政策の二つの柱として、独禁政策と健全通貨主義をあげ、健全通貨主義が堅持されているのは、過去の激しいインフレに対する警戒心からであるといわれていますが、問題はもつと本質的なところにあるのではないか。すなわち、西独では経済体制の主要な構成要素として通貨制度を考えているので、これは市場経済がうまくワーカーするためには、競争機構と価格機構が健全に作用する必要があるわけで、独禁政策は競争機構の維持のために、健全通貨主義は価格機構の維持のためにとられていくと考えられます。この点については、どのようにお考えですか。また西独では労働者の経営参加、共同決定方式がとられているが、その成果と欠陥について、最近の西独では、どのように議論され、認識されているか、お教えていただきたい。」

第一の御発言は、私の説明不足を補つて下さった。第二の質問については、企業レベルでは「所有権」の問題、国民経済レベルでは

て、同じく、(i)唯物史観批判、(ii)批判的文化価値哲学に立脚した社会科学方法論、(iii)国民国家と経済政策の不可分性、を挙げて論じた。更に、これとの関連で最後に、ミュラー・アルマックやウェーバーの哲学的基礎になつたと解される西南ドイツ学派の哲学に言及し、これに立脚して発展させられた左右田喜一郎の経済哲学と南原繁の政治哲学にも論及した。

開発途上国 の 発展 と 政策 類型

今川 健
△中央大学▽

本報告は四つの部分より構成される。第一節では国民所得の支出面中心の理論モデルを用いてGDPの成長率と諸政策パラメータとの基本的な関係から導出される構造類型を検討する。第二節は前節で紹介されたマクロモデルのESCAP開発途上十カ国への適用例であつて第一節の構造類型に照して十カ国をタイプ別分類する。

第三節はESCAPマクロモデルにより政策パラメーター・シミュレーションを行い、構造変化と発展目標との関係を一覧表としてとらえる。第四節は前段までの結果をふまえて、ESCAP十カ国中で経済開発計画書を入手できた七カ国（インド、インドネシア、韓国、マレーシア、パキスタン、フィリピン、タイ）の主要経済指標群の計画値について、その相互関係の検討、対比を試み、発展目標との関連で政策的類型化を試みる。

$$Y = \beta_0 + \beta_1 K + \delta E \quad (5)$$

ただし、 Y 、GDP・ C 、消費支出・ K 、投資支出・ M 、輸入・ E 、輸出・ K 、資本ストック。主要目標変数・ R_Y 、GDP成長率。 α_0 、限界消費性向（国内貯蓄政策）・ m_1 、限界輸入性向（輸入代替政策）。

第1表は諸政策パラメーター変化のGDP成長率に対する効果、すなわち、(1)輸出ドライブ型では $(\partial R_Y / \partial \gamma > 0)$ 、(2)国内貯蓄型では $(\partial R_Y / \partial \alpha_0 > 0)$ 、(3)輸入代替型では $(\partial R_Y / \partial m_1 > 0)$ が得られるために必要な諸パラメーターの組合せおよびその大小関係を理論的に導出したもので、モデル(1)～(5)を前提とすればタイプAからタイプHまでの八通りの類型化が可能である。

I 理論モデルによる構造類型

マクロモデルの基本型は次の通りである。

$$\begin{aligned} Y &= C + K + E - M \\ C &= \alpha_0 + \alpha_1 Y \\ M &= m_0 + m_1 Y \\ E &= E(t) e^{rt} \end{aligned}$$

II 実証モデルによる構造類型

(a) 実証モデルの推定

第2表は第一節で示されたマクロモデルのESCAP十カ国への適用例で、輸出成長率、輸入係数、消費関数、GDP関数を比較することにより各国の経済構造の相違を同一変数・異係数により把握することが可能である。たとえば、高輸出型のインドネシア、韓国、シンガポール、タイとそれ以外に分類できよう。輸入係数による分

第1表 理論モデルの係数の組合せが定める構造類型

諸係数の大小関係			(1) $\frac{\partial(R_Y)}{\partial\gamma} > 0$	(2) $\frac{\partial(R_Y)}{\partial\alpha_1} < 0$	(3) $\frac{\partial(R_Y)}{\partial m_1} < 0$	(4) SSG	type	
$\rho\beta_1 > \gamma$	$\delta\gamma > \beta_1$	$\rho\delta > 1$	$K(0) - A > 0$	○	○	×	○	A
	$\delta\gamma < \beta_1$	$\rho\delta < 1$	$K(0) - A > 0$	×	○	×	○	B
	$\delta\gamma > \beta_1$	$\rho\delta > 1$	$K(0) - A < 0$	×	○	×	○	C
	$\delta\gamma < \beta_1$	$\rho\delta > 1$	$K(0) - A < 0$	○	○	×	×	D
	$\delta\gamma > \beta_1$	$\rho\delta < 1$	$K(0) - A > 0$	○	○	○	○	E
	$\delta\gamma < \beta_1$	$\rho\delta < 1$	$K(0) - A > 0$	○	○	○	○	F

$$(注) 1) A = \frac{(\rho\delta - 1)}{(\gamma - \rho\beta_1)} E(0) \quad \text{SSG ; Self Sustained Growth.}$$

$$\rho = 1 - \alpha_1 + m_1$$

(1) 輸出ドライブ型、(2) 国内貯蓄型、(3) 輸入代替型

2) 理論モデルの関係から第1表を作成する手順については同種の先行論文 Fukuchi, Imagawa[1] を参照のこと。

第2表 ESCAP開発途上諸国の経済構造（パラメーターおよび初期値）

国名	輸出額*		GDP*	輸入係数	消費関数		GDP関数	人口成長率	
	1970価格 Mil. US\$	$\gamma(\%)$			m_1	α_0			
ビルマ	117	3.5	2243	.0553	109.7	.8500	3.67	.9214	2.4
インド	2564	3.5	55736	.0556	3457.6	.7615	4.50	5.9885	2.1
インドネシア	1809	10.6	10903	.2263	784.9	.8063	2.66	1.0788	2.5
韓国	2836	34.7	10985	.2892	1027.2	.6961	3.04	.9500	1.7
マレーシア	2030	5.6	4803	.3893	228.3	.7237	4.74	1.0924	2.9
パキスタン	841	3.5	11610	.0989	124.4	.8527	3.88	2.8111	3.3
フィリピン	1585	4.7	7943	.1909	140.7	.7726	3.66	.3700	3.0
シンガポール	2700	16.3	2663	1.1709	229.3	.6810	3.86	.2734	1.7
スリランカ	493	3.5	2604	.2181	153.1	.7877	3.43	5.0302	2.3
タイ	1377	8.6	7988	.1979	168.8	.7748	3.57	.8471	3.2

(注) 1) 推定ためのデータ期間 1963年～1974年。

* 1972～1974年の三ヵ年平均値。

2) このモデルによるESCAP開発途上地域の長期展望については Imagawa[2]を参照のこと。

第3表 ESCAP開発途上諸国の経済構造類型化の計算

国名	(1) α_1	(2) β_1 (1/k)	(3) m_1	(4) δ	(5) ρ	(6) $\rho\beta_1$	(7) γ	(8) $\delta\gamma$	(9) $\rho\delta$	(10) $E(0)$	(11) $\frac{\rho\delta-1}{\gamma-\rho\beta_1}E(0)$	(12) A	(13) $K(0)$	(14) $K(0)-A$	(15) type	
ビルマ	.8500	.2728	.0553	.9214	.2053	.0560	.035	.0222	.1892	117	-.8108	-.0210	4517	2615	-	D
インドネシア	.7615	.1363	.0556	.59885	.2941	.0401	.035	.2096	1.7612	2564	-.7612	-.0051	-382650	103654	+	A
韓国	.8063	.3758	.2263	1.0788	.4200	.1578	.106	.1144	.4531	1809	-.5469	-.0518	19059	11841	+	D
マレーシア	.6961	.3294	.2892	.9500	.5931	.1954	.347	.3297	.5634	2836	-.4366	-.1516	-8168	18108	+	G
ベキスタン	.7237	.2110	.3893	1.0924	.6636	.1404	.056	.0612	.7271	2030	-.2729	-.0844	6564	7215	+	C
フィリピン	.8527	.2575	.0989	2.8111	.2462	.0634	.035	.0884	.6921	841	-.3079	-.0284	9118	18771	+	C
シンガポール	.7726	.2734	.1909	.3700	.4183	.1944	.047	.0174	.1548	1585	-.8452	-.0674	19876	14691	-	D
スリランカ	.6810	.2589	1.1709	.2734	1.4889	.3857	.163	.0446	.4073	2700	-.5527	-.2227	7186	5682	-	D
タ	.7877	.2914	5.0302	.4304	.1254	.035	.1761	2.1650	.493	1.165	-.0904	-63533	4014	+	B	
イ	.7748	.2799	.1979	.8471	.4231	.1184	.086	.0729	.3584	1377	-.6416	-.0324	27268	14558	-	D

(注) (1), (2), (3), (4), (7), (10)は第2表より転記。

(5), $\rho=1-\alpha_1+m_1$ 。(6), $K(0)$ 1972~1974年の平均値 (1970年価格 Mil. us\$)。

類では低輸入性向型のビルマ、インドネシア、ベキスタンとそれ以外との区分が可能であり、消費性向による分類では韓国、マレーシア、シンガポールの高貯蓄型とそれ以外、GDP関数からは高限率資本係数のインドネシア、マレーシア、ベキスタンとそれ以外、まだ輸出の生産誘発効果(+)をもつたの大抵やで分類すれば、高誘発効果を持つインドネシア、ベキスタン、スリランカとそれ以外とに区分されよう。

(b) ESCAP開発途上十ヵ国の構造類型

第3表が構造類型のための計算プロジェクトであり、一九六二~一九

第4表 ESCAP開発途上諸国のマクロモデルによる係数変化シミュレーション
(係数0.01変化のGDP成長率変化)

国名	ビルマ	インドネシア	韓国	マレーシア	ベキستان	フィリpins	シンガポー	スリランカ	タ		
Δm_1	.002436	.001921	.004613	.006132	.002059	.002231	.002892	.008563	.002856	.002784	
	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	
Δk	-.001516	-.001273	-.002104	-.002957	-.001381	-.001609	.002024	-.007284	-.001779	-.001322	
	-.622	-.663	-.456	-.482	-.671	-.479	-.700	-.851	-.623	-.475	
$\Delta \alpha_1$	-.002401	-.001882	-.004573	-.005521	-.001536	-.002249	-.002894	-.008290	-.002917	-.002749	
	-.986	-.980	-.991	-.900	-.746	-.1.008	-.1.001	-.968	-.1.021	-.987	
$\Delta \delta$	—	—	.000992	.000660	.004779	—	.000081	.000690	—	.000408	.000559
	—	—	.048	.143	.779	—	.036	.239	—	.143	.201

(注) 上段、係数0.01変化のGDP成長率変化。

下段、 Δm_1 の結果を1.000とした他の係数変化効果の大きさ。

○、△のどちらか又はその両方をたしかめないと△より△または△型と構造変化をはかるとの必要性が第1表から示唆われよう。

III 構造変化の方向

(係数シマーナーハン)

第4表は構造変化をはかるための目安として、係数変化○・○1がおもぼすGDP成長率変化の大さきを一覽表にしたものである。たとえばビルマについて輸入性向○・○1の増大がGDP成長率を

○・二四ペーセント増大させる計算される。なお、本表は特定係数を単独に変化させ、他は固定したシマーナーハンからの短期的

効果を求めるものにおいて、長期効果を問題とする第1表と矛盾するとのではない。発展目標をGDP成長率の引上げと指定した場合、そのための構造変化(係数変化)の大きさは国により、係数の種類により異なることが示される。

たとえば、韓国は輸出の生産誘発係数の効果が他の国々より高いし、シンガポールの次に輸入係数、消費係数の変化効果が高い。以上の分析では係数変化の複合効果は問題としなかった。

IV 経済開発計画にみる政策類型

現実に各国がいかなる開発方向を目指して、何を経済開発計画

第5表 アジア主要国の経済開発計画概要(その1)

国名	計画期間 (年数)	価格基準年 (自國貨/ U.S.\$)	GDP 基準年 (自國貨/ U.S.\$)	雇用促進 率(%)	農林水産業 成長率 (%)	製造業 成長率 (%)	運輸・通信 成長率 (%)	輸出 成長率 (%)	工業品輸出 成長率 (%)
					基準年 (人口) 最終年値 (長期)	上:基準年 下:最終年 (長期)	上:基準年 下:最終年 (長期)	上:基準年 下:最終年 (長期)	上:基準年 下:最終年 (長期)
1) インド ¹⁾	1974/75- 1978/79 ⁽⁵⁾	1974/75 8.35 Rp/\$	1973/74 87,005 107,907 ⁽⁻⁾	4.4	—	50.8	3.3	14.8	3.4
2) インド ²⁾ ネシア	1974/75- 1978/79 ⁽⁵⁾	1973/74 415 R/\$	1973/74 16,272 23,360 ^(2.3)	—	40.1	9.8	4.1	4.1	20.15)
3) 韓国	1777-1981 ⁽⁵⁾	1975 484 Won/\$	1976 21,574 33,500 ^(1.6)	7.5	—	35.0	4.6	16.1	3.5
4) マレーシア	1976-1980 ⁽⁵⁾	1970 3,099 M\$/S	1975 5,676 8,450 ^(2.7)	8.5	7.0	26.0	12.5	11.5	10.0
5) ベニス タン	1978/79- 1982/83 ⁽⁵⁾	1977/78 9,31 Rp/\$	1977/78 24,100 ^(3.0)	7.5	—	27.4	6.0	14.3	11.9
6) フィリピン ³⁾	1978-1982 ⁽⁵⁾	1972 6,79 Peso/\$	1977 11,459 16,526 ^(2.9)	5.2	30.8) 7.6 3.6	5.2	13.4	10.0	—
7) タイ ⁴⁾	1977-1981 ⁽⁵⁾	1976 20,40 Bht/\$	1976 8,572 12,022 ^(2.3)	7.0	26.4	20.3	12.0	6.3	—
				5.6	23.9	5.0	14.8	6.2	8.3
				22.9	19.18)	9.0	40.8	4.18)	4.7
				22.9	4.18)	9.4	17.4	9.1	34.0
				22.9	17.4	9.4	24.2	9.1	14.0
				22.9	34.0	—	—	—	—

(注) 1) International Financial Statistics, July 1978, Statistical Yearbook for Asia and the Pacific, 1975.

2) 名目表示の計画値を実質額に改め構成比、成長率を計算。

3) GNP および対 GNP H_o

4) 1977年値。

5) 名目値。

6) △印はマイナス。

7) 計画最終年値。計画基準年値は農業:7.6%、工業:2.2%、運輸・通信:26.7%、教育・住宅・医療:15.5%。

8) 対 NDP H_o

第5表(その2)

国名	輸入 対GDP比 成長率 (%)	資本貯蓄 対輸入比 (%)	総資本形成 成長率 (%)	投資財源(外資) 対GDP比 ⁶⁾ 成長率 (%)	投資財源(国内節減) 対GDP比 成長率 (%)	部門別総資本形成 構成比(%) 成長率 (%)	分野別投資配分 構成比(計画期間計 %)	農業工場 運輸 教育・住 宅・医療		
								上:政府 下:民間	上:政府 下:民間	上:政府 下:民間
1) インド ²⁾	6.2	8.6	21.2	—	17.3 (3.9)	10.9 1.0	14.9 16.3	17.3 82.7 70.9 3.3	29.1 — — —	18.1 19.1 3.5 15.6
2) インド ²⁾ ネシア	19.5.5) 22.9.5)	17.2.5)	37.1.5) 46.0.5)	17.4.5) 22.9 (3.1)	17.9 12.9 5.1	△ 0.6 — 17.8	18.5 6.8 —	— — —	21.0 14.0 30.5 69.5	18.1 17.1 2.0 16.6 34.6
3) 韓国	44.0	13.0	25.5	—	11.2 27.7	7.8 6.7 —	— 26.1 14.0	29.1 — —	18.1 17.1 2.0 16.6 34.6	— 19.1 3.5 15.6
4) マレーシア	27.9	8.1	—	—	18.1 10.0 △13.2	△12.8 8.9 32.7	30.9 9.6 57.0 61.2 9.9	43.0 43.0 38.8 6.2 —	38.6 30.5 9.5 21.6 (含商業)	19.9 17.1 2.0 16.6 34.6
5) ベニス タン	—	6.3.5)	—	—	17.4 10.9 20.3 (2.7)	4.6 4.7 4.1	12.7 12.8 16.2	65.8 65.8 34.2 32.1 10.8	67.9 12.6 34.2 22.9 12.1	21.7 14.2 37.6 20.6 18.1
6) フィリピン ³⁾	17.8	7.3	35.3	32.6(1978年) 9.9	26.5 8.2 △ 1.3	0.4 — 28.1	26.1 9.1 79.4 77.1 8.6	20.6 20.6 34.2 32.1 10.8	22.9 12.1 34.2 22.9 12.1	21.3 21.3 30.6 24.7.7) (含公營事業)
7) タイ ⁴⁾	20.4	6.1	48.0(1977年) 7.5	22.7 7.2 7.0 0.1	— — 22.8 22.9 [3.3]	— — — — —	24.2 24.2 24.9 8.1 —	24.2 24.2 24.9 8.1 —	15.5 15.5 14.7 14.7 —	45.4
	19.5	51.8	22.9	22.9 [3.3]	0.1	— — — — —	75.8 75.8 75.1 75.1 7.0	75.1 75.1 75.1 75.1 7.0	(含就業・商業)	—

(資料出所) 1) Government of India, Fifth Five-Year Plan 1974-79.

2) Republic of Indonesia, The Second Five-Year Development Plan (1974/75-1978/79).

3) Government of the Republic of Korea, The Fourth Five-Year Economic Development Plan 1977-1981, 1976.

4) Government of Malaysia, Third Malaysia Plan 1976-1980, 1976.

5) 「ベニス・タム第5次5ヵ年経済開発計画の概要」、『海外投資研究報』、vol. 4、No. 10、1978年9月、pp. 35-40.

6) Government of the Republic of The Philippines, Five-Year Philippine Development Plan 1978-1982, 1977.

7) Government of Thailand, The Fourth National Economic and Social Development Plan (1977-1981).

第6表 経済開発計画の相対比較

主要経済指標	タイ							中継中大中		中大小大		中大小中→中小中大		中社会資本充	
	パキスタン フィン マニア マレシ アラ バタニ クス	中急 中中 大	中一大 中一	中一小 一	大中 中大	中大小 大△	小中 大中	輸出主導 内資依存							
成長目標 公正目標(雇用促進)	大緩 中中 大	大急 大中 中	中一大 中一	中大 中大	中大小 大△	大中 中中	輸出主導 内資依存								
農林水産業生産増産拡大 製造業生産信通運輸・連絡	大緩 中中 大	大急 大中 中	中一大 中一	中大 中大	中大小 大△	大中 中大	輸出主導 内資依存								
輸出入業品目輸入 工輸資本	大 一大 一	大 一大 大	中 大大 中	大 中 大	中 大小 大△	大 中 中大	輸出主導 内資依存								
資本限界(政府) 外資内資政府投資	率 数 存 重	率 数 存 重	率 数 存 重	率 数 存 重	率 数 存 重	率 数 存 重	農業重視 政府主導 外資依存								
分野別投資比率 (政府)	農工 運・住 教・住 医	農工 運・住 教・住 医	農工 運・住 教・住 医	農工 運・住 教・住 医	農工 運・住 教・住 医	農工 運・住 教・住 医	農業重視 政府主導 外資依存								
開発方 向	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	農業重視 政府主導 外資依存	

(注) 第5表より総括。

一印は数値表として把握されていないことを示す。

に示された主要経済指標(GDP、産業別付加価値、輸出入およびその構成、消費水準、投費およびその配分ならびに投資財源等)の目標値(第5表)およびその相互関係の検討からうかがう。なお、第5表は対象七カ国の相対比較を容易ならしめるため、数値を実質ドル建に統一したものに基づく成長率、対GDP比、構成比等を計算している(2)。特定国の現行経済開発計画を過去の計画と比較して開発方向の変化を探ることも興味深く、よくなされているが、ここでは類型化のため各国間の相対比較を中心にして総括表として第6表を用意した。

この表からインドは政府主導型、農業重視の発展方向、インデネシアは外資依存型工業開発、韓国は輸出主導による自律成長および社会資本充実、マレーシアは農業重視、内資依存型、フィリピンは輸出主導、内資依存型、タイは輸出主導による発展および社会資本充実という方向を示していることがわかる。

以上の結果から、例えば雇用促進が急務とするマレーシア、フィリピン、工業品輸出拡大を目指す韓国、マレーシア、フィリピン、タイ、農業重視が特色的インド、パキスタン、国内貯蓄率の増大により外資依存脱却をはかる韓国、

パキスタン、フィリピン、社会資本充実も重点項目である韓国、タイといったグループ化が可能である。

政策類型とはいひながら、ここでは量的に表現されたマクロ指標からの分析に限定され政策の細部にわたる検討は果せなかつた。さらに国内地域開発、経済的不均衡是正といった目標およびその手段を明白に取り出せていないし、計画の質的側面にもふれることはできなかつた。

なお、報告当日フロアから寄せられた『開発途上国開発政策類型に対応して考えられる日本の政策、価値原理はなにか?』(立命館大、浜崎氏)というコメント、つまり本報告では未検討であった日本とのかかわりについて、その一部分はIMAGAWA〔8〕で検討を加えた。研究方向につき示唆を与えられたことを謝すると共に、今後さらに研究の深化に務めたい。

- (1) GDP関数に輸出を説明変数として追加するの理論的検討(福地〔3〕)が、その中東地域への適用例は今川〔4〕が、アフリカ地域への適用例はIMAGAWA〔7〕が参考。
- (2) 同様の比較研究の先行例にDUNDO〔5〕、ODA〔6〕がある。

参考文献

- 〔1〕 Fukushima, T. and T. Imagawa, "Long-term Effects of Outward Looking and Inward Looking Growth Policies," 『新開拓論』 Vol. 26, No. 1, April 1975, pp. 45-56.

- 〔2〕 Imagawa, T., "Long-term Economic Projections of ESCAP Countries based on a Regional Economic Model," 『経済学論叢』 第一九巻、第一—11号併載、中央大学、一九七八年三月、一一一八頁。
- 〔3〕 福地崇生、『先進国モデルと後進国モデル』、嘉治元郎・村上泰亮編『現代経済学の展開』、勁草書房、一九七一年、二三六—二六七頁。
- 〔4〕 今川 健、『中東経済開発の方向—計量的接続—』、『国際経済』 第二八号、国際経済学会、一九七七年十一月、一八四—一九九頁。
- 〔5〕 UNIDO, Comparative Study of Development Plans of Arab States, United Nations, May 1977.
- 〔6〕 Committee for Development Planning, Planning for Development: Goals and Policies of Developing Countries for the Second Half of the 1970's, E/AC. 54/L. 91, UNESC, 18, February 1977.
- 〔7〕 Imagawa, T., "Macroeconometric Analysis of Developing Africa," The Annual of the Institute of Economic Research, Chuo University, No. 9, pp. 88-120, March 1979.
- 〔8〕 Imagawa, T., "Economic Impacts of Newly Industrializing Countries on Japanese Economy," 『新開拓論』 第110巻、第一回、中央大学、一九七九年五月、一一〇頁。

わが国における福祉政策の再検討

——公平と効率を求めて——

鈴木 守
（東海大学）

一はじめに

ここ十年来、國も地方公共團体も積極的に福祉の充実に努めてきた。その結果、制度的にはほぼ先進國の域に達し、しかも高度成長の恩恵に浴した昭和四〇年代には、それが財政上大きな負担になることもなかった（第1表参照）。しかし、石油ショックを境に高度成長が終りを告げるとともに、財政収入の頭打ちと福祉支出の硬直性のために、福祉政策は重大な危機に立たされるに至った。今後老齢人口が急増し、四〇年後には現在の二・五倍にもなることを考えると、これは決して一時的な現象ではない。この種の制度改革に相当の時間がかかる以上、福祉政策のあり方についての基本的な再検討と、それに基づく抜本的な改革が早急に行われないならば、二世紀には、財政の破綻による福祉政策の崩壊か、放慢な福祉財政によるインフレと勤労意欲の喪失に直面している可能性が強い。

二わが国の所得分布と福祉支出

一九七六年のOECD Economic Outlookによると、わが国の所得分布は加盟一二カ国の中で最も均等化の進んだグループに属してい

る（第2表）。そこで用いられている資料に対応するわが国の中を、総理府の家計調査（全国勤労世帯）から算出して、時系列で示したのが第3表と第1図である。一見して、わが国の所得分布は、高度成長期に、原所得も可処分所得も急速に均等化していることがわかる。もともと、これらの資料には農業や自営業世帯が含まれず、また五分位では肝心の低所得層と高所得層の所得分布がはつきり示せないことも確かである。しかしそれにしても、この時期に、下請企業の労働者、季節労働者、臨時工など、それまで恵まれなかつた人の所得改善が、市場機構を通じて著しく進んだことも軽視してはならないであろう。しかるに、いわゆる狂乱物価の時期に至ると、原所得のジニ係数も可処分所得のそれもはつきりと悪化に転じ、インフレの所得悪分配効果を如実に示している。福祉元年と呼ばれた昭和四八年以降、福祉支出は大幅に増大を続けたにもかかわらず、均等化係数はたかだか数パーセントに過ぎず、所得分布の改善に目立つた貢献をしているようには見えない。

その点を解明する手掛りとして、昭和四五年以降の社会保障関係費の内訳をまとめたのが第4表である。この間に社会保障支出の構成比は六ポイントほど上昇しているが、そのほとんどが社会保険費

第1表 財政規模と福祉支出の推移

年 度	一般会計歳出決算	国と地方の歳出純計	政府から家計への移転	
	億円	%	億円	%
昭 40 年	37,230 (11.3)	62,674 (19.0)	16,834 (5.1)	
41	44,591 (11.5)	73,770 (19.0)	19,608 (5.0)	
42	51,130 (11.1)	84,319 (18.4)	22,767 (5.0)	
43	59,370 (10.9)	98,597 (18.1)	26,589 (4.9)	
44	69,178 (10.7)	116,701 (18.1)	30,763 (4.8)	
45	81,876 (10.8)	141,260 (18.7)	37,502 (5.0)	
46	95,611 (11.5)	169,122 (20.3)	42,679 (5.1)	
47	119,322 (12.3)	207,462 (21.4)	53,285 (5.5)	
48	147,783 (12.6)	251,930 (21.5)	65,982 (5.6)	
49	190,998 (13.7)	327,455 (23.5)	94,375 (6.8)	
50	208,609 (13.6)	361,395 (23.6)	122,503 (8.0)	
51	244,676 (14.2)	414,823 (24.2)	150,964 (8.8)	
52	290,598 (15.2)	488,187 (25.5)	176,054 (9.2)	

(注) () 内数字は国民総生産に対する百分比。

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報（昭54年4月）」ほか。

第2表 OECD諸国の所得分布

国名 (調査年)	10分位階層所得累計比				ジニ集中係数		均等化数 $\frac{A-B}{A} \times 100$	
	課税前		課税後		課税前(A)	課税後(B)		
	第I階層	第II階層	第I階層	第II階層				
オーストラリア ('66-'67)	2.1%	6.6%	2.1%	6.6%	0.313	0.312	0.3%	
カナダ (1969)	1.2	4.3	1.5	5.0	0.382	0.354	7.3	
フランス (1970)	1.5	4.3	1.4	4.3	0.416	0.414	0.5	
西ドイツ (1973)	2.5	5.9	2.8	6.5	0.396	0.383	4.0	
イタリア (1969)	—	—	1.7	5.1	—	0.398	—	
日本 (1969)	2.9	7.6	3.0	7.9	0.335	0.316	5.7	
オランダ (1967)	2.3	5.9	2.6	6.5	0.385	0.354	8.1	
ノールウェイ (1970)	1.7	4.9	2.3	6.3	0.354	0.307	13.3	
スペイン (73~74)	—	—	2.1	6.0	—	0.355	—	
スウェーデン (1972)	2.0	6.0	2.2	6.6	0.346	0.302	12.7	
イギリス (1973)	2.1	5.4	2.5	6.3	0.344	0.318	7.6	
アメリカ (1972)	1.2	3.8	1.5	4.5	0.404	0.381	5.7	

(出所) M. Sawyer. "Income Distribution in OECD Countries" (OECD Economic Outlook, July 1976).

第4表 社会保障関係費の内訳と構成

(億円、%)

年度	一般会計予算	社会保障関係費	生活保護費	社会福祉費	社会保険費	その他
昭45年	82,131	11,567(14.1)	2,208(2.7)	1,172(1.4)	5,915(7.2)	2,272(2.8)
46	96,590	13,619(14.1)	2,505(2.6)	1,503(1.6)	7,043(7.3)	2,567(2.6)
47	121,189	16,821(13.9)	3,107(2.6)	2,089(1.7)	8,611(7.1)	3,014(2.5)
48	152,726	22,205(14.5)	3,584(2.4)	3,569(2.3)	11,659(7.6)	3,384(2.1)
49	191,981	31,297(16.3)	4,624(2.4)	4,922(2.6)	17,761(9.3)	3,990(2.1)
50	208,372	40,322(19.4)	5,370(2.6)	6,424(3.1)	23,437(11.2)	5,091(2.4)
51	246,502	48,293(19.5)	6,345(2.6)	7,938(3.2)	28,472(11.6)	5,539(2.1)
52	293,466	57,124(19.5)	7,244(2.5)	9,644(3.3)	34,113(11.6)	6,123(2.1)
53	344,400	67,865(19.7)	8,382(2.4)	11,028(3.2)	41,543(12.1)	6,912(2.0)
54	386,001	76,266(19.8)	9,223(2.4)	12,318(3.2)	47,087(12.2)	7,638(2.0)

(注) 昭和54年度は当初予算、他は補正後予算。「その他」には保健衛生・失業対策費が含まれる。

() 内数字は一般会計予算に対する百分比。

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」。

第5表 社会保険費の内訳と構成

(億円、%)

年度	社会保険費	政管健保 国庫補助	厚生年金 給付財源	国民健保 助成費	国民年金 国庫負担
昭48年	11,659(7.6)	811(0.5)	568(0.4)	6,003(3.9)	3,404(2.2)
49	17,761(9.3)	1,353(0.7)	1,249(0.7)	8,744(4.6)	5,283(2.8)
50	23,437(11.2)	1,927(0.9)	1,598(0.8)	10,756(5.2)	7,673(3.7)
51	28,472(11.6)	2,492(1.0)	2,285(0.9)	12,979(5.3)	9,012(3.7)
52	34,113(11.6)	3,134(1.1)	3,320(1.1)	14,750(5.0)	11,034(3.8)
53	41,543(12.1)	4,094(1.2)	3,987(1.2)	17,249(5.0)	13,993(4.1)
54	47,087(12.2)	4,305(1.1)	4,916(1.3)	19,514(5.1)	15,932(4.1)

(注) 昭和54年度は当初予算、他は補正後予算。() 内数字は一般会計予算に対する百分比。

(出所) 大蔵省「財政金融統計月報」。

それを利用しないという可能性が少なくない。そのような個人の短慮を政府がパトナリズム（温情主義）に基づいて矯正していくには、強制保険による必要があろう。

第二に、保険は「大数の法則」に基づいて危険の分散をはかる制度であるから、必要な保険でも加入者が少なければ私企業では供給されがたい。そのような場合には、政府が該当者を強制的に加入させ、時としてはみずからその管理運営に当たる必要が生じよう。

第三に、私保険では、危険の程度に応じて保険料率を変えて加入者間の公平を期そうとするから、所得の低い、しかも危険の多い職場や生活環境にある人々は、ますますその利用が困難になる。そのような事態に対してもは、公的救済しなければならないことを考慮すると、移転所得を充実するのが基本的な政策ではあるが、前述の短慮を考え、またそうした人々が実際に危険に遭遇すれば公費をもつて事後助するほうが効果的であろう。

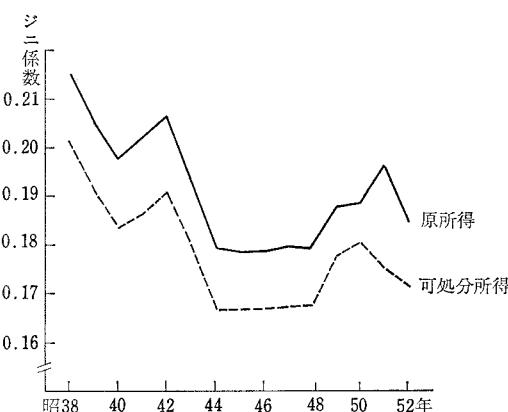
元来社会保険はこうした理由から設けられていたものであるが、わが国の健康保険制度を見ると、危険の多い所得の少ない人々と、

第3表 わが国における所得分布の推移

年 次	5分位第I階層所得累計比		ジニ集中係数		均等化係数 $A-B \times 100$ A
	原 所 得	可処分所得	原 所 得 (A)	可処分所得 (B)	
昭 38 年	10.3%	10.7%	0.2152	0.2012	6.5%
39	10.9	11.4	0.2055	0.1914	6.9
40	11.1	11.6	0.1979	0.1837	7.2
41	11.1	11.7	0.2022	0.1864	7.8
42	10.8	11.3	0.2061	0.1906	7.6
43	11.5	11.9	0.1928	0.1796	6.8
44	11.8	12.3	0.1792	0.1668	6.9
45	11.7	12.1	0.1786	0.1667	6.7
46	11.8	12.2	0.1788	0.1670	6.6
47	11.8	12.2	0.1797	0.1673	6.9
48	11.9	12.4	0.1792	0.1674	6.6
49	11.4	11.8	0.1878	0.1776	5.4
50	11.5	11.8	0.1884	0.1804	4.2
51	11.6	12.1	0.1963	0.1749	10.7
52	11.7	12.2	0.1846	0.1712	7.3

(注) 総理府家計調査5分位階層収支より算出。調査対象は全国労働世帯。

第1図 ジニ集中係数の推移



の増大によるものである。その内訳は第5表に示しておいたが、要するに健康保険の赤字補填と国民年金（老齢福祉年金）の国庫負担の急増とが主因であり、過渡的な救済措置でお充実が必要とされる後者はともかく、政管健保と国民健保については、現行制度を根本的に改めない限り、十分な所得再分配効果を伴わないまま、国庫補助だけが際限なく膨んでいくであろう。

三 社会保険制度の再検討

社会保険は、国や地方公共団体が管理運営に当たる強制保険であるが、健康保険、年金保険、失業保険などを扱は、次の三点に要約することができよう。

第一に、保険は予測される危険を共同で負担する制度であるが、将来の危険に対して人は必ずしも合理的な判断をするとは限らないから、たとえ私保険が用意されていても、

危険の少ない所得の多い人々が別個に保険集団を形成し、その間の財源調整も行われていないために、巨額の公的補助にもかかわらず、極めて不十分な保険機能しか果してない。それを根本的に改めるには、既に皆保険が実現している以上、全国民を一つの制度でしかも生涯にわたって保険することが不可欠である。またその財源も、傷病がしばしば所得の喪失を意味することをも含めて、医療給付全体をちょうど得の一定割合を保障することをも含めて、医療給付全体をちょうど得に対する定率の保険料で調達するのが本道である。医薬分業を進め、初診料を引き上げるなどして保険の悪用を防げば、雇用主負担を全廃しても、保険料率は四・五バーセントで済むものと思われる（第6表参照）。

年度	国民医療費(A)	1人当たり医療費	個人所得(B)	A/B
昭45年	億円 24,962	円 24,032	億円 533,120	4.68
46	27,250	25,949	596,113	4.57
47	33,994	31,672	699,374	4.86
48	39,496	36,332	883,319	4.47
49	53,786	48,475	1,117,268	4.81
50	64,779	57,871	1,238,528	5.23
51	76,684	67,809	1,380,850	5.55
52	85,686	75,062	1,519,737	5.64

(注) 医療費は厚生省調べ。個人所得は雇用者所得、個人営業余利、個人財産所得の合計。

(出所) 健康保険組合連合会編『社会保障年鑑』他。

同じ理由で、年金保険についてもその基礎的な部分は、分立していする諸制度から切り離して一本化すべきである。しかも悪用のおそ

れはほとんどないのであるから、保険に加入していることや、その配偶者たることを条件とせず、国籍を有する高齢者——現行の老齢福祉年金と同様に七〇歳以上——全員に、一定額を支給する方式に改め、したがって財源も所得に課される定率の目的税によるのが望ましい。そしてそれぞの公的年金制度は原則として労使の負担する保険料だけで運営される付加年金に改め、制度間の通算を完全に行って、補完的な役割を分担させるという以外に、年金制度を維持していく方法はなさそうに思われる。

四 所得保障政策の再検討

所得さえ保障すればこと足りりとする福祉政策には、最近とみに批判の声が強い。次節で触れるように、政府みずからが無償もしくは低価格で福祉サービスの供給に当たるべき場合も少なくないし、福祉政策が有効に機能するような制度や環境を整備することも重要な責任の重視が必要になる。その意味で、所得の直接移転はこれからも福祉政策の中核に位置づけられるべきものと思われる。

言うまでもなく、所得保障政策の根幹は生活保護費と既述の基礎年金である。ただし目的や方法は若干異なるのであって、両者は整合的でなければならぬが、原則として重複すべきものではない。すなわち、前者は一時的に困窮に陥った人に救いの手を差し伸べ、早く立ち直らせるることを意図しており、一件一件実情に則した対処をしなければならないが、後者は画一的な処理にもなじむ。問題は

非課税措置は縮小し、少々税務職員を増やしても正確な所得捕捉を行わなくてはならないし、事業所得については、業種、面積、立地、従業者数といった外形標準に基づいて税務署が年間所得を推計し、その八割程度を通知して、特に異議がなければそれに見合う所得税を納めてもらう、という方法を検討すべきであろう。フランスで農業所得の推計に用いている見積方式 (regime du forfait) がそれに近い。いずれにせよ「十・五・三」を「十・九・八」に改められるかどうかは、所得捕捉に対するこのような国家の介入に国民の同意が得られるかどうかにかかる。もし同意が得られないならば、たとえ一般消費税の導入によって財源の強化をはかるとしても、所得再分配政策について、現在以上の公平は期しがたいことを覚悟すべきである。

五 福祉サービスの供給

資源配分に対する中立性、消費者主権の尊重という点からすると、福祉政策の基本はやはり所得の直接移転である。それにもかかわらず、政府による財貨・サービスの無償もしくは低価格での供給が欠かせないのは、第一に、たとえ所得は保障されても、老人、子供、病人、身障者など、みずからは消費活動ができない人々が存在するからであり、第二に、消費者の自由にすべてを委ねると、時として短慮や性癖のために、本人や家族にとって望ましくない浪費が行われるからである。そして第三には、財の供給に伴う外部効果がその理由に挙げられるが、それについては、財の供給は市場に委ね、租税・補助金や規制政策を活用しても十分対処できるはずである。

こうした原理的な検討を無視して、価値財 (merit goods) の名のもとに、私的財の公的供給が拡大される傾向が最近とみに著しい。紙幅の関係で詳細な検討は割愛せざるをえないが、子供一人に月々六七万円かかる公立保育所がこのままいいのかどうか、公的老人ホームは身寄りのない寝たきり老人にこそ利用してもらるべきではないのか、中高所得者向け住宅の公的供給が本当に必要なのか、年間百数十万円の補助をして中高所得層の子弟に大学教育を受けさせる必要があるのか等々、問題は山積している。

福祉の充実には補完的な政策も重要である。とりわけ、高齢者の雇用機会を確保するためには、定年を六〇歳に引き上げるとともに、基礎年金受給年齢に至るまでの間、他に所得の少ない低賃金の高齢被用者には、国が一定額の補助金を支給することを検討すべきである。源泉徴収税額の一部をそれに充てればよいのであるから、特別な行政費用もかからない。また今後とも、ある程度の物価上昇は避けられないことを考へると、一定額の預貯金についても、物価スライド制の導入が必要であろう。さもなくとも、自分の老後は自分で責任を持つという自助努力を、国民の大半が放棄するであろうし、自己責任に支えられない福祉政策は、財政の破綻と社会の荒廃を招くだけだからである。そして、それを公平に行うためにも、所得の正確な捕捉が不可欠なことを、あらためて強調しておきたい。

質問一 (明治学院大学 畑井義隆)

先生の論旨は明快であり、趣旨は全面的に賛同いたしますので別に意見はありませんが、少し質問させて頂きます。

(3) 付添手当や看護手当を健康保険で負担するか、一般財源で負担するかは意見の分かれるところかも知れません。私自身は、個別の配慮を必要とし、しかも長期にわたるものについては、後者によるべきものと考えていますが、いずれにせよ、無駄な医療費を減らし、不公平な負担を正して、御質問のようなケースこそ公的補助を充実し、真に福祉政策の実をあげて欲しいと願っております。

(1) 自由業者および自営業者の所得把握が困難であることが、不公平の原因の一つになっているが、先進諸国ではどのようにしているか。

(2) フランスのような税金の嫌いな国ではわが国と同じように自由業者と自営業者は所得の把握が困難であると思われるが、アメリカやドイツなどのように比較的協力的な国民の場合は、その把握の程度がどの程度になっているのか、またアメリカの州税(売上高加算)が所得把握に役立っているのかどうか、お教え願いたい。

答 いずれも大変興味深い、また重要な問題ですが、外国の税制については不案内のためお答えいたしかねます。今後の研究課題にさせていただきます。

質問二 (國士館大学 大庭治夫)

(1) 副題にある「公平」と「効率」は如何なる関係にあるか。
(2) 福祉政策は経済政策の一部として、market mechanismを活用し得る性質のものか否か。

(3) 精神異常者等の患者の付添手当に対する支払額が家族にとって支払不能な程に達するが、これらの問題は如何に対処されるべきか。

答 (1) (2) 私的財についての自發的かつ互恵的な取引に關する公平や、限界生産力に基づく公平は、市場を通じても達成できると思いますが、それを超える公平は、もとより市場機構の射程外の問題であり、そのような公平の実現が福祉政策の目的であることは言うまでもありません。同時に、福祉政策が経済政策の一部である以上、それが効率的に行われることも重要なはずで、副題を「効率と公平」ではなく、「公平と効率」とした理由もそこにあります。そして、報告でも触れましたように、わが国の福祉政策には、効率の観点から再検討すべき問題が少なくないようになります。

組織主体における資源配分と産業政策の効率性

渡辺 梯 爾

（中京大学）

にF・H・ナイトの見解を我々が注目する所似である。

一序

資源配分の効率性を求める経済政策は、通常、経済循環における生産や分配を直接的に担う企業及び産業活動に影響力を持つ産業政策と規定される。勿論、分権型経済での資源配分は主に市場機構に委ねられるので、産業政策は市場の失敗への対応と独禁政策に限られるべき、との默認がある。この背景には、質的企業観がある。しかし、政策論の認識対象としてその不適当さを看過すべきでない。本稿の目的は、近年の「内部組織の経済学」の成果に基づき、組織的主体と市場機構との緊張関係において産業政策の存立条件を吟味するにある。

二 内部組織の生成基礎

(1) R・H・コースにおける内部組織

組織内資源配分を行なう企業出現の理由を彼は「市場機構使用費用」に求め、それが「取引の企業内組織化費用」より大なる時内部組織が出現する、とする。この理解は、後述のO・E・ウイリアムソンに継承されるが、鍵概念たる取引費用形成の理論化が不十分である。それには取引環境の不確実性を本質と把握すべきである。次

(2) 不確実性に関するナイトの見解
彼は、不確実性をリスクと区別する。前者が統計的に確率の測定不可能な場合で、それが可能の場合を後者とし、中で前者への対応手段こそが企業組織の本質と看做した。それは、企業の生産過程に時間がかかるという事実を踏まえて先ず、生産に関する意思決定、次いで投資に関するそれに際して権限の行使と引きかえに事態の推移と共に生じるリスク負担の責任が生じ、それに対応して企業者機能が分化する必然性が指摘されていることから明らかである。不確実な将来の時平に關わる意思決定権限の行使は、そこから発生する組織収益を分配する権限をも企業者に賦与する。それがひいては階層的構造をなす内部組織を生み出す理由となる。但し、組織内分配について明示的記述が試みられている訳では必ずしもなく、内部組織出現の契機が彼の言う「真の不確実性」に關係する点を彼の貢献から確認するに止める。

(3) ウィリアムソンの枠組

彼の貢献は第一に、コースの考え方を發展させ、「市場機構使用

費用」と「取引の企業内組織化費用」を統合的に「取引費用」と把握し、その生成過程を人間的要因と環境要因の相互作用に求めたことである。第二に、不確実性に関する考察を段階的に深め、水平的チームから垂直統合、多様化更には多事業部制など内部組織の展開形態をも提示したことである。中でも第一の点は彼の「組織の失敗の枠組」に基づいて後述する組織革新の展開過程を取引様式の代替として統合的に把握することを可能にしたという貢献が評価される。このように彼の枠組は有用な分析視角を提供するが若干の留意点を指摘したい。第一に内部組織の生成、展開は、労働市場、資本市場、中間財市場において個別に詳述されるが、それらは統合的にどのような内部組織を形成するか、明示の必要がある。第二に、内部組織の存立環境における制度的要因（雰囲気）の把握は、産業政策の制度化過程との関わりの中で明らかにする余地があること、これである。

(4) G・B・リチャードソンの主張とその含意

企業が独自の権限構造に基づいて内部組織を形成するとしても市場の働きがなくなる理由は乏しい。この点で、市場機構か内部組織か、という二分法を否定すべきと主張したのはリチャードソンである。むしろ、独立性を保つ内部組織が相互に協調・提携更には資金調達・財取引等における集團行動をも求めている事実について経済全体としての資源配分の効率性の観點から注目すべきものがある。

企業の集團行動を後に中間組織として論及するので、いま協調・提携行動についてその必然性を考えてみる。密接な補完財の取引関係

三 取引様式の代替メカニズム

——市場機構・中間組織・内部組織——

(1) 取引様式代替の規定要因
かかる行動について従来、標準的価格理論（又はその応用理論たる産業組織論）はそれを競争制限行動と看做し、排除されねばならぬものであった。価格の市場調整機能が損われる一方、それに対し合意的調整過程の集合的機能を認識すべし、との合意を我々は彼の主張から読みとるべきと思われる。但し、それは依然、私の効率性の評価にすぎず、その社会的評価は別個の問題領域を構成する。

(1) 意思決定

意思決定の時間的視野は、取引が市場機構において遂行される場合の一時的であり、異時点問には逐次的契約の更新が行なわれる。中

間組織、内部組織においてそれは継続的視野から行なわれ、環境変化に対して適応的に反応する。提携・協調関係による市場取引は本来一時的視野での意思決定が中心だが緩和的独裁政策が支配的なときは継続的に推移するだろう。

それが固定化すれば内部組織となるが、或る程度の自由度が認められる場合が提携・協調関係となる。

(iv) 調整(情報伝達)手段

取引される財が同質的ならば価格という非人格的・一般的情報伝達手段による調整が可能で市場取引に適している。しかし、財が異質で著しい不確実性下の情報偏在が生じる場合、「情報のコード化」による特定化された情報伝達手段を使用せざるを得ない。内部組織とは、当該組織内にのみ有効な特殊情報伝達経路に特徴がある。

(v) 階層性

市場取引において階層関係が生じる余地はないが、特定の情報伝達手段による調整が可能で市場取引に適している。しかし、財が異質で著しい不確実性下の情報偏在が生じる場合、「情報のコード化」による特定化された情報伝達手段を使用せざるを得ない。内部組織とは、当該組織内にのみ有効な特殊情報伝達経路に特徴がある。

表1 取引様式の比較

取引様式		意思決定	取引形態	調整過程	調整(情報伝達)手段	階層性
市場機構	完全市場 不完全市場(提携・協調)	一時的 事前の 継続的 適応的	交渉的取引 合意的 経営的取引	瞬間的	一般的・非人格的(価格)	支配関係ナシ
					支配一被支配関係	

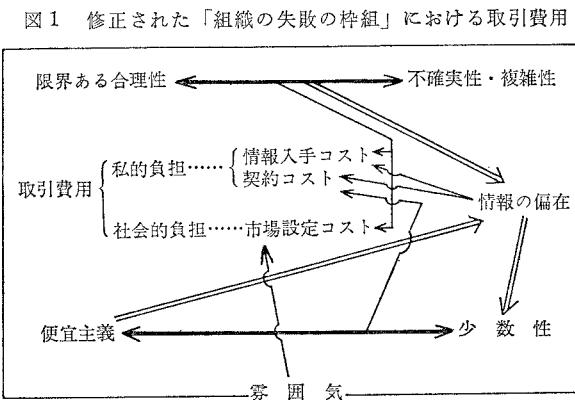


図1 修正された「組織の失敗の枠組」における取引費用

ため状況対応的価格づけに関する情報入手に要するコスト

(1) 市場設定コスト…多様且つ複雑な状況を網羅的にカバーする市場を形成するに要するコスト

(2) 契約コスト…当事者間の情報の非對称性やモラル・ハザードのために契約締結過程で要するコスト

(3) ハーフェンシー関係として見た内部組織・中間組織

は(1)のコストを「霧雨(1)プラス側)として規定される「私的」取引費用を所与の条件下で極小化するよう取引様式を代替させる。結果、内部組織といふ組織革新の考察は情報連関構造の検討により果されることがわかる。情報は通常の財・サービスとは著しく異なる次のような特性をもっている。

- (a) 不確実性が増すにつれて情報価値が高まる。

たため状況対応的価格づけに関する情報入手に要するコスト

(1) 市場設定コスト…多様且つ複雑な状況を網羅的にカバーする市場を形成するに要するコスト

(2) 契約コスト…当事者間の情報の非對称性やモラル・ハザードのために契約締結過程で要するコスト

(3) ハーフェンシー関係として見た内部組織・中間組織

は(1)のコストを「霧雨(1)プラス側)として規定される「私的」取引費用を所与の条件下で極小化するよう取引様式を代替させる。結果、内部組織といふ組織革新の考察は情報連関構造の検討により果されることがわかる。情報は通常の財・サービスとは著しく異なる次のような特性をもっている。

(a) 不確実性が増すにつれて情報価値が高まる。

市場は参入・退出の自由な交渉的取引の形態をとり、それは不完全市場でも同様である。緊密な結合関係を持続する経営的取引に比べて取引の自由度があるため取引費用が節約できる場合もあり得る。

(iv) 調整過程

完全市場のそれは完全情報及び生産要素の可塑性が仮定されることから価格の指示に基づく瞬間的調整が可能だが、かかる仮定が充足されぬとき取引をするコスト節約のため取引当事者間の事前的調整が行なわれる。

(2) 取引費用の定義

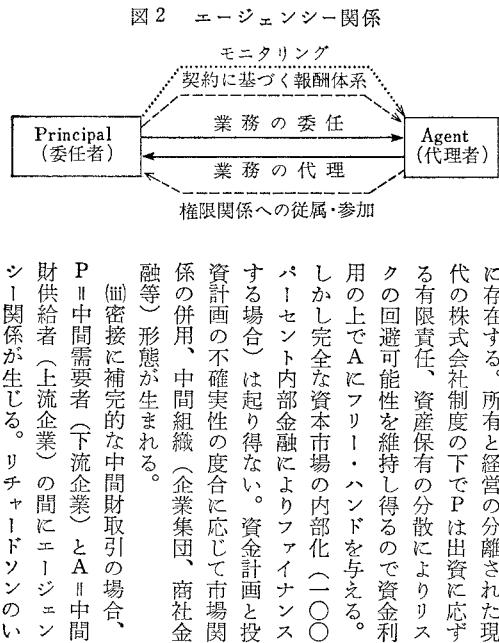
ウイリアムソンは「組織の失敗の枠組」において完全市場が成立の状況下の取引様式代替の論理構造を示した。それを次の点で発展させて再構成したのが図1である。

「修正された枠組」はアローリーの条件指定付財モデルを不可能にする三要因をウイリアムソンの枠組との脈絡の中で再構成されたものである。三要因とは、

(1) 情報入手コスト…状況生起の主観確率についての評価困難性の

具体的に考える。(i)雇用契約の場合、 $P =$ 企業家、 $A =$ 労働者である。 A は労働の質的情報の伝達が困難なため市場取引の場合には将来所得の不確定性を懸念せざるを得ないが、権限関係への従属によりそれを回避できる。 P は特異な労働力配置上のリスクを軽減できる利点を享受するがその代りに、 A を監視したり長期的に所得を保証することから生ずるエージェンシー・コストを負担する。

(ii)資本の貸借関係の場合、事業計画について情報の非対称性、投資の非可逆性、固定性が著しいとき特定の資金貸借上のエージェンシー関係が $P =$ 資本家と $A =$ 企業家の間に成立するメリットが双方に存在する。所有と経営の分離された現代の株式会社制度の下で P は出資に応じる有限責任、資産保有の分散によりリスクの回避可能性を維持し得るので資金利用の上で A にフリー・ハンドを与える。



しかし完全な資本市場の内部化(=100パーセント内部金融によりファイナンスする場合)は起り得ない。資金計画と投資計画の不確実性の度合に応じて市場関係の併用、中間組織(企業団体、商社金融等)形態が生まれる。

間接に補完的な中間財取引の場合、 $P =$ 中間需要者(下流企業)と $A =$ 中間財供給者(上流企業)の間にエージェンシー関係が生じる。リチャードソンのい

う協調・提携関係は緩かな(参加・不参加の自由な)エージェンシー関係と看做し得る。(モンティアスはそれをInformal Associationと言っている。)

結局、内部組織とは重層的エージェンシー関係が意思決定の時平らに異なる取引関係に対しても機的に組み合された組織構造と言える。その際、取引に伴なう情報伝達上の非対称性、不確実性の度合が強ければより緊密な階層構造の内部組織が形成され、弱まるにつれて権限関係の緩かな中間組織形態あるいは協調・提携という市場利用の併用が行なわれる易くなる。エージェンシー・コスト特に P が A のビヘイビアを監視するモニタリング・コストがそれを左右するであろう。

四 私的効率と社会的効率

――産業政策の体系設計について――

(1) 産業政策に対する基本的考え方

企業は私的効率を追求しつつエージェンシー・コスト(取引費用に相当)節約のために組織革新を不斷に行なっている。そこでは、内部組織の独自性を維持しながら中間組織の形成、市場関係の併用を行なう。それは組織内に蓄積された自己束縛的組織情報の情報クラブの組織外への拡張を意味し、それがひいては情報の無償サービスを通じて支配・被支配の関係を市場に輸出する。その結果、私的効率の追求が社会的非効率をもたらす。産業政策はその対抗力として社会的効率性を追求すべきものと位置づける。

(2) 産業政策の制度化過程

産業政策は、取引費用の社会的負担機能を果すことにより、環境的不確実性への対抗力たり得る。第一に、公共情報の提供機能をもつ産業構成政策は、部分的に情報クラブの価値軽減効果をもたらす。第二に、内部組織の多角的組織革新に対処し得る産業組織政策たり得るには、特定の「産業」に限定されぬ政策機能を確立しなければならない。組織体の存在を内包した分権型市場制度の追求すべき社会的効率性につき理論的基礎を確立することを通じてそれは可能となる。

(注) 紙数の都合上、引用文献リスト、脚注を割愛させて頂いた。報告用レジュメ及び拙稿「産業政策と組織行動」、『中京商学論叢』二五一二・三合併号(一九七八年)参照のこと。

質問一 (國士館大学 大庭治夫)

(1) 産業政策が「より上位の政策目標達成するための手段的政策」(抜刷九二ページ)であり且つ「或る社会的成果の達成を目指す政策」(報告書七〇ページ)とは如何なる意味か。

答 産業政策は、経済政策の目標の一部分を達成する目標を賦与されているもののその手段体系が確立されていないため、前者が指摘される一方、筆者は社会的効率性の追求は産業政策によりなされるべきと考え、後者を指摘した訳である。

(2) 「価値前提の介在」が必要というがそれは具体的に何を意味するか。「価値判断」を媒介項として考慮せざるを得ないが、それは必ずし

も万人に賛成される判断基準ばかりではあり得ない。本稿において筆者はそれを、「社会的効率性の追求」と前提して論及したに過ぎない。

質問二 (桜美林大学 佐藤克巳)

日本経済の現実問題として自由対等の立場におけるagency関係は商業部門に成立するが製造業には不成立であり、そのためefficiencyが阻害され易い。Public efficiency確保のため西獨的な計画的調整機構が必要で、それを産業組織政策の一環に考えられないか。

答 agency関係とは権限による調整が支配する階層関係の理論的抽象であり、決して自由・対等ではない。Private efficiencyを求めて多くの経済主体はagency関係を多様な場面に結ぶので Public efficiencyが阻害されるよりも当然あり得る。筆者は西獨の計画的調整機構なるものをよく知らないが、産業組織政策とはそもそもおしゃる通り Public efficiencyを確保するために存立意義があるものと考えます。

財政政策的意思形成における効率と

公正に関する一考察 (Interdisciplinary Approach)

——市民公家政型財政政策の理論——

小沢 善雄

（近畿大学）

最近「地方の時代」「市民の時代」が叫ばれ、今後の経済政策課題として注目される。地方の時代を志向し繁栄していく主体は、そこに住み、耕やし、働く市民としての住民に他ならない。地域主義 (resionalism) の復権 地方の分権化 (decentralization) とした制度的改革を進める一方で、地域の財政主体としての市民が、一方通行の受益者意識から抜け出し、利益集団は国民生活を、市民は自己の地域社会 (community) を担う当事者意識をもつ必要がある。効率と公正を調整する新たな枠組作りである。そのためにはまず財政主体者が内発的 (voluntary) に自己の地域、市町村を再構築していくための座標軸を設定する必要がある。その座標軸として本報告では財政主体論の立場から現代財政類型としての「市民公家政」の理論が提起される。

一 効率と公正への「近代経済学」的アプローチの限界——現代財政学体系が志向するもの

財政理論には、他の経済学の部門に比べて、経済を意図的に制御

「公家政」の三分野をはっきり区別し、それらに適用し得る個々の原理を知ることは重要であり、これが先進工業社会における基本的な政治学的社会学的ディレクションを理解する決め手になると結論づけ、財政の経済学と財政の政治学とを統一した理論 (unified theory) の必要性を説いている。

II 効率と公正への Interdisciplinary Approach (methodology)

1 経済学的アプローチ

一例として、Adam Smith 経済学・社会科学体系における効率 (parsimony) と公正 (justice) の概念——近代社会の論理学としての経済学における「正義」と経 (済の) 知 (恵) (parsimony=extremely economic) の復権をとりあげる。

スマスにおいては、「労働に応じて」という応報原理が一種の「配分的正義」 (distributive justice) の実質として採用された。そして社会が秩序をもって存立するためには正義が必要欠くべからざるものであり、いま社会を一つの建物にたとえるならば、「正義は建物を支える親柱である。それが取り去られると建物は一瞬にして崩れさらねばならない。」として、正義が守らなければ市民社会は崩壊してしまう。したがって市民社会が存立するためには「厳正かつ正確に」守られる必要があり、そのためには、どうしても外からの強制が必要となり、「正義としての法」 (law of justice) が必要となると説くのである。そして、正義は第三者が同感 (sympathy) しやる程度まで人間の利己的行為が制限されたときに生ずるものであり、

するという思想が一段と強く表われている。そのような考え方には、

国家並びに地方公共団体の行動を規制する法律諸制度によって現実性をもつかに見える。その意味では、財政理論は明らかに集團的な経済システムを扱かっている。国家並びに地方公共団体はできるだけ効率的 (能率的) にかつ公正 (justice) 公 (衡) 平 (equity) に社会システムの構成員の市民生活上の公共必要 (public necessity) を充たそうとするためのものである。したがって、今日においても、財政理論には少なくとも官房学者の伝統から離れる何らの理由もない。(G. ミュルダール『経済学説と政治的要素』春秋社、一五六七八) それは先の公共必要、公共欲求 (public wants) の充足原理に従がう公家政 (public household, öffentliche Haushaltung) を財政本質とする立場 (即ち正統派財政学といえよ)。これは非財政学者であるが、Daniel Bell の public household の議論によつても根拠づけられる。

彼は「社会において『公家政』が中心的な役割を担うのは、その基礎に分配の公正という概念があるからだ。しかし分配に関する理論を確立すべき政治哲学は存在しない。」もともと最近の John Rawls (一九二一) だけは例外である。」と指摘し、個々の家計、市場経済、

正義の目的は「侵害からの防止」であると規定し、あるいはどのような法律によって侵害からの防止が可能となるかを、公法・家族法、私法の順序で述べている。

C · F · メンガーは、正義としての法をめざすものとして、次の三つの内容をもたせている。第一は、いうまでもなく他人の権利を侵害しないという意味における「交換の正義」であり、第二は、個人が憲法や道徳法則にしたがって全体の福祉に進んで奉仕するという意味での「普遍的正義」であり、第三は、国家が新しい意味の國家として国民生活を配慮することによって実現される「配分の正義」を実現すべきものとする。

そして、社会的不公平を是正し、大衆の福祉増進を図ることによって、社会的正義の実現をめざすという「社会的法治国家」であり、したがって「正義国家」の実現を説いている。

2 財政学・財政政策論的アプローチ

財政政策における公正とはまず、財政収入政策としての租税の公正 (justice) がある。ある種の租税がはたして公平であるが、不公平であるかはその経済的帰結を知るまでは判断することができないからである。次にはその symmetrical branch としての財政支出政策における所得分配における公正である。所得分配におよぼす租税の影響の測定方法にはローレンツ曲線などがある。

財政支出の経済効率を考える場合、二つの立場がありうる。一つは normative (規範的) な厚生経済学的アプローチであり、もう一つは財政支出の意思決定過程を positive (実証的) に分析する立場

である。(貝塚啓明『財政の効率と公正』)

前者の立場は、A. Marshall や A. Pigou の伝統的な厚生経済学を受ける継続的なもの、P. Samuelsonなどの新古典派総合、新しい定式化を加えて、伝統的な財政学を拡充、ないしは再構成しようというものであり、P. A. サミュエルソンの「公共財」(public goods)、J. S. ブキャナンの結合供給(joint supply)等がこの立場に立った成果の一例であることは衆知の事実である。

他方、後者の立場は財政支出の意思形成過程が不可避的に政治的決定のプロセスを帯びることを認め、この予算総過程を Positive に分析しようとするものであり、リンドブロム・A. ウィルダースキー「予算編成の政治学」のように行政学に近い立場をとる人々や、財政学者としての J. S. ブキャナンを中心とする「公共選択研究センター」の業績もこのグループに属するものである。

財政政策の本質としての公家政型財政政策は次のような G. ショーメルダース教授の「財政政策(Finanzpolitik)」によっても裏づけられることがある。財政上の需要充足的措置は積極的に景気に影響を及ぼす最も重要な手段の一つであって、市場経済的反作用に役立つと期待されている点、さらに公家政政策(Haushaltspolitik)が純財政上の任務とともに(社会的および)経済政策的機能を果すことが出来るし、また、果すべきであり、その際景気変動を出来るだけ緩和し、生産力の最大の雇用状態をもたらし、そのためを維持するといった目標を目指す点において一致している。

したがって、実践的な意味では現実的な個々の効率を考慮し、なおかつ社会全体としての公正をはかるという、常識的であるが、あ

わめて重大で実際的には難かしい方法が財政政策の基本をなすといえよう。

3 心理財政学的アプローチ

心理財政学の端初となった納税者心理に関する調査研究は、一九五八年と一九六三年西独で行なわれた。その後 G. ショーメルダースを中心とするケルン大学経済行動研究所において、課税措置に対する納税者心理の国際比較に関する調査研究がされ、それらの成果は著書『租税の一般理論』(Allgemeine Steuertheorie)『財政政策』(Finanzpolitik)に体系でかれられている。同じく我が国においても筆者らと心理学者との共同研究として「市民生活意識研究会」による「納税者の意識と行動」がある。方法としては因子分析法を用いて、さまざまな税意識間の相互関連の強さを分析し、それらの事象の背後に潜む共通因子によつて租税負担の公平と所得分配の公正を探るものである。

おひに注目すべく分野として、国会および国会以前の段階における財政的意思形成の分析、公債増発に対応する国家信用(公信用)の限界、おひには一般消費税等の新規課税政策に対応する租税抵抗の問題がある。

4 政策科学的アプローチ

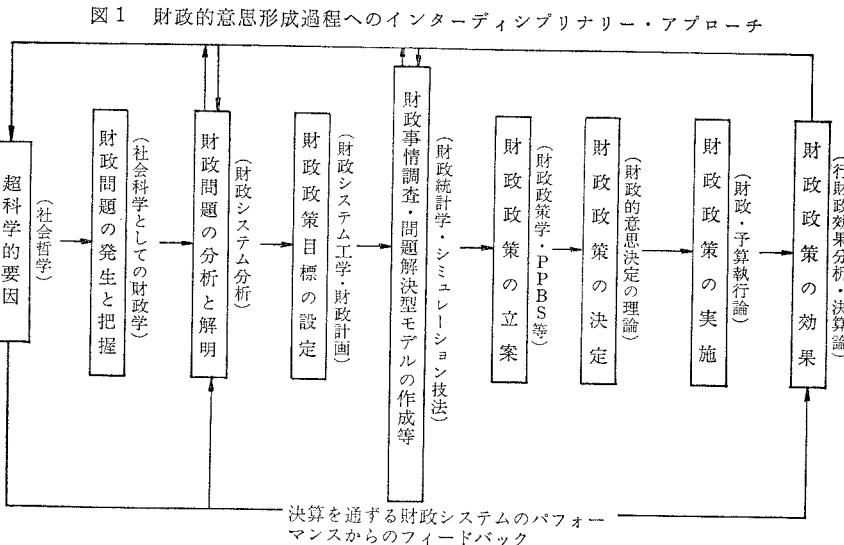
Rational Decisionmaking は多くの効率と公正(George C. Edward III, Ira Sharkansky, "The Policy Predicament-Making and Implementing Public Policy," W. H. Freeman and Company, 1978)を紹介。(詳細は紙数の関係で略)

5 その他社会諸科學(法律学・政治学・行政学等)的アプローチ → justice

例えば法律学への関連では、犯罪処理の cost-benefit による法律執行(law enforcement)における効率と公正(正義 justice)、公平(equity)が問題となる。*(L. Thurow, "Equity Versus Efficiency in law enforcement," in The Economic Approach to Public Policy, edited by Ryan C. Amacher, etc., Cornell Univ. Press, 1976 及び L. C. Thurow and Carl Rapaport, "Law Enforcement and Cost-Benefit Analysis, " Public Finance, Spring, 1969 (翻訳)。)*

財政の意志形成過程にいわゆる方法論的アプローチ(methodological approach)をチャート化すると図1の如くなる。

II 財政主体論・現代財政類型としての市民公家政の理論



財政の本質に関する諸見解は多様であるが、強制獲得経済説、共同欲求充足説、公家計説に大別されることがある。これらを批判的に解明する上において現代財政の本質が先に述べたように公家政(public household)であることを根拠づけ、財政主体論の立場から現代財政類型としての市民公家政の理論、市民公家政型財政的意志形成のシステム化について論じた。(図2参照)